

平成 2 9 年舟形町議会
第 1 回定例会会議録

舟形町議会

平成29年舟形町議会第1回定例会会議録

招集年月日 平成29年3月2日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月7日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一

6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文

7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春

8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇

9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三

10番 八 湊 太

不応招議員(なし)

平成 29 年 3 月 7 日（火曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成29年舟形町議会第1回定例会第1日目

平成29年3月7日（火）

出席議員（9名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	10番 八 鋏 太
5番 奥山 謙三	

欠席議員（1名）

9番 加藤 憲彦

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課財政管財班長 伊藤 茂 樹
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 委 員 長 高 橋 純 康
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 長 齊 藤 涉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長 叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸 一	農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長 沼 沢 弘 明	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	選挙管理委員会書記長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一 主 任 石 川 忍

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議員派遣の報告
日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。ただいまから平成29年第1回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名します。1番伊藤欽一君、4番佐藤勇君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議しております。その結果について叶内委員長より報告を求めます。

8番 平成29年2月28日に開催された議会運営委員会において、第1回定例会の会期について協議をいたしました。ご報告いたします。平成29年舟形町議会第1回定例会の会期は、本日3月7日から3月16日までの10日間にすることにしましたのでご報告いたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、3月7日より16日までの10日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの10日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書の掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、平成29年第1回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

今回、町議会定例会に提案しております議案説明に先立ちまして、平成29年度町政運営の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

アメリカではトランプ大統領が就任し、日本にも大きく影響が出ており、国内外の情勢は日々目まぐるしく変動しております。その状況下でもしっかりと舟形町民の幸福のために「住んでいる人が誇れる町、豊かな舟形」を目指して、「舟形の元気をつくります」「ずうっと舟形に住んでもらえるようにします」「オール舟形で町づくりをします」それぞれの項目で確実に政策を実施してまいります。

まず、機構改革であります。職員減少により機能不全に陥っている役場の体制を立て直すとともに、職員の意識改革を促し、職員一人一人が考え行動する職員となり、しっかりと戦える組織をつくります。

そうした中で、まず1つ目の「舟形の元気をつくります」では、農業、商工業の振興、交流人口の増を図っていきます。平成30年の農業問題に対応するため、昨年度からの圃場整備事業調査費の補助率アップや県補助事業に対する補助制度は堅持しつつ、さらなる園芸農業を推進するため園芸農業スタートアップ支援事業を創設します。また、中小規模の農家支援策、衛生栽培管理により舟形米のブランド化、差別化の検討、野菜づくりに適した畑づくり支援事業の検討、農業マイスター制度や農業支援人材バンク制度などを十分に関係者と連携協議して、来る30年度問題に備えたいと思います。商工業者についても、従来の支援制度は堅持しつつ、今年度から商工業活力アップ推進事業を創設します。これは地域における商店の公共性や高齢者の利便性を鑑み、商店が継続して営業できるよう支援、または新たな事業展開をすることについて支援するものがあります。さらに、老朽化した若あゆ温泉の大規模改修に着手し、風呂場などの機能を高め、入客数をふやします。また、舟形観光物産センターを核としたにぎわい創出に努め、あわせて加工所、漁協とも協力連携しながら特産品の開発と販売に努めます。

2つ目は、「ずうっと舟形に住んでもらえるようにします」では、生活道路の整備と除雪サービス制度の継続及び対応強化と小型除雪機械購入補助などを継続、拡充する検討を始めます。また、保育所では臨時職員が多く、保育士確保が難しい状況のため、社会福祉協議会に運営を委託し、臨時職員の保育士13名を正規職員として採用予定で、安定した保育士の確保により、保小中一貫教育のさらなる充実と保育ニーズに対応していきます。また、保育所、小学校、中学校の子供たちには「日本一の給食・食育事業」を創設し、舟形産の米、野菜、果物、肉、魚をできるだけ提供し、愛郷教育につなげていきます。昨年、中学生を対象に実施しました放課後若あゆ塾を小学5年、6年生まで対象を拡大し、学力向上に努めます。

3つ目は、「オール舟形で町づくりをします」は、今年度から各地域の現状と課題を皆で話し合い、地域カルテを作成し、協働のまちづくりを進めます。また、消防ポンプ積載車更新や格納庫新設、消火栓改修工事などで安全安心なまちづくりにも努めます。

まだまだ課題は山積しておりますが、しっかりとそれらの問題に真摯に向き合い、職員と一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましてはなお一層のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ここで、平成29年度当初予算の概要について申し上げます。

当初予算編成に当たっては、厳しさを増す財政状況の中、将来にわたり持続可能な財政運営の確保を目指すとともに、オール舟形で「住んでいる人が誇れる町、豊かな舟形」の確実な実現に向けて、めり張りのある予算となるよう努めました。

平成29年度における一般会計歳入歳出予算の総額は48億6,800万円となり、対前年比で1億5,200万円の増、率にして3.2%の増と、3年連続の増額予算となりました。特別会計は6会計合計で26億4,421万円となり、対前年比で2億1,681万円の増、率にして8.9%の増となり、一般会計と特別会計6会計合計で75億1,221万円となりました。さらに、国の補正予算による繰り越し事業予算は、内示の額では1億4,446万6,000円ということでしたが、その後修正があり、1億5,523万9,000円となっております。それらの繰り越し事業予算を足しますと平成29年度の予算総額は76億6,744万9,000円となりました。

歳入予算の主なものとしては、町民税の減少、軽自動車税の増を見込み、町税としては昨年並みの4億1,293万3,000円を計上、地方消費税交付金については社会保障分の伸びを見込み620万円増の8,220万円を計上、国庫支出金は社会資本整備総合交付金の増や公共土木施設災害復旧費補助金の増により5,204万2,000円増の2億7,362万6,000円を計上しました。県支出金は、参議院議員選挙、県知事選挙委託金、サケふ化場補助金の減等により1億5,222万3,000円減の2億9,290万4,000円を計上し、ふるさと納税は前年同額の6億円を計上、繰入金は5,230万円減の4億1,450万3,000円を計上しました。また、町債は、中央公民館耐震事業や若あゆ温泉大規模改修、除雪格納庫建設、町営住宅3号棟の大規模改修、災害復旧事業により2億8,750万円増の6億5,440万円を計上しました。

歳出予算の主なものは、総務費では議場音響設備工事やドクターヘリ着陸地の舗装工事、富長交流センターの屋根塗装工事等を計上、さらにはふるさと納税に係るふるさと応援事業は前年並みを計上いたしましたが、前年度比1,333万2,000円減の12億1,214万3,000円となり、民生費は保育所の社会福祉協議会への委託等により3,481万1,000円増の8億2,668万1,000円となりました。また、衛生費はウド山斎場火葬炉改修工事等に伴い対前年比244万8,000円増の2億17万9,000円、農林水産費は、戦略的園芸産地拡大支援事業、園芸農業スタートアップ支援事業、若あゆ温泉大規模改修工事等を計上しましたが、サケふ化場建設工事が終了したために1億3,723万7,000円減の4億6,103万8,000円となりました。商工費は、商工業活力アップ推進事業などを計上しましたが、事業の見直しなどで630万4,000円減の9,679万6,000円となりました。土木費は、生活道路整備事業、除雪機格納庫整備事業、町営住宅大規模改修事業、社会資本総合整備事業、除雪対策

事業を計上し、2億5,075万5,000円増の9億913万円となりました。消防費は、消防ポンプ積載車1台、格納庫新築工事、消火栓改修工事等を計上しましたが、県防災行政無線通信ネットワーク工事負担金が減となったため1,081万円減の1億6,804万7,000円となり、教育費は、日本一のおいしい給食・食育事業、放課後若あゆ塾、中央公民館耐震工事費等を計上し4,293万3,000円増の3億6,786万3,000円となりました。災害復旧費は昨年の台風9号豪雨災害により4,989万5,000円増の6,658万4,000円となり、公債費は6,022万2,000円減の4億8,372万6,000円となりました。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、12月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 亀割バイパス右折レーン設置要望会について

12月15日（木）に国道47号亀割バイパス右折レーン設置について、国土交通省東北整備局山形河川国道事務所長に、八楯町議会議長をはじめ長沢地区連合町内会長の皆様とともに請願書と設置請願署名簿（1,200名分）を提出し、要望活動を行ってまいりました。

この場所は、利用する長沢地区住民の間では以前から危険な交差点という認識がありましたが、昨年8月に交通事故によって死亡するという事態を受け、一層危険箇所であると認識が深まり、右折レーンの設置要望となったものです。

なお、要望会では廣瀬所長から「今後、内部検討に入り、右折レーン設置を前提に考え、公安委員会とも協議して検討する」と建設的な回答をいただいております。当該箇所が交通安全上極めて危険な箇所であることを認識いただいたと思われ、右折レーン設置に向けた早急な事業化を願うものであります。

(2) 最上小国川写真コンテストについて

1月31日（火）、最上小国川清流未来振興機構主催による「最上小国川写真コンテスト」の表形式が開催されました。この企画は、最上小国川の大切さの再認識、未来に伝える機運の醸成のため、「未来に伝えたい、私たちの最上小国川」をテーマに初めて開催された写真コンテストです。県内各地の45名の方々より101作品の応募の中から厳正な審査により入賞作品を決定し、最優秀賞1点、優秀賞3点、入選5点が表彰されました。最優秀賞には舟形町富田の山科秀樹さんが受賞されました。今回入賞された作品は、最上小国川に係るさまざまな機会を据えて広く情報発信することとされています。

(3) まちづくり審議会建議について

12月19日（月）、町長室において、舟形町まちづくり審議会阿部弘明会長、近藤明子副会長より、今年度当審議会に諮問していた「雪に強いまちづくり（克雪対策）」と「ほほえみ保育園の業務委託」について、建議という形でご提言をいただきました。

町で実施している生活路線の除雪対応のための支援、町保育園の社会福祉協議会への委託などにおける具体的な取り組みについて町担当よりご説明申し上げ、ご理解をいただきながら審議

いただきました。建議の内容は広報1月号に掲載させていただきました。今後、建議の内容を町施策の実施に向けての判断材料としていきたいと考えております。

(4) 県立新庄病院改築要望会について

1月20日（金）、最上管内8市町村長が吉村県知事を訪問し、県立新庄病院の早期改築に向けた建設候補地の要望書を提出しました。要望した場所は、公共交通機関や国道に隣接し、交通便利性が高く、十分な面積の確保と最上地域全体の地域活性化に寄与できる場所として、新庄富士通ゼネラル工場跡地としました。

(5) 第1回総合教育会議について

2月13日（月）、平成28年度第2回舟形町総合教育会議を開催いたしました。この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題や、あるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、全ての地方公共団体に設置が義務づけられたものです。

今年度第2回目となる今回の会議は、平成29年度から「より地域とともにある学校づくり」を目指してスタートするコミュニティスクールの内容や町の教育基本方針について意見が交わされました。また、各教育委員からは、生涯学習の体系的な実施や特別支援教育のあり方、児童生徒の体力向上等について話題提供されました。

(6) 教育功労者表彰式について

平成28年度の舟形町教育功労者表彰式が平成29年2月13日（月）に舟形町中央公民館で行われました。この表彰は、本町の教育、芸術、文化の向上、発展に寄与した者または善行、奇特の行為等により他の模範となる個人、団体を対象に贈呈されるものです。

今年度は、教育功労4部門において、個人19名の方と5団体に表彰状を、1企業、1団体に感謝状がそれぞれ贈呈されました。中でも舟形中学校相撲部が第37回東北中学校相撲大会で団体準優勝、同じく舟形中学校野球部が第37回公益社団法人上山青年会議所杯春の選抜中学校野球大会で優勝するなど好成績をおさめています。また、日本大学山形高等学校2年の沼沢大輔さんは、第69回秋季東北地区高等学校野球大会山形県大会に主力メンバーとして出場し、見事チームを優勝に導きました。3年生となる来年度は山形県代表として夏の甲子園大会に出場できるよう頑張ってもらいたいと思います。

以上、6件について行政報告申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件は、承認1件、平成28年度一般会計、特別会計歳入歳出補正予算7件、条例の設定3件、条例の制定6件、指定管理者の指定1件、人事案件13件、平成29年度一般会計、特別会計歳入歳出予算7件、以上38件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようお願い申し上げます。

なお、12月定例町議会以降の主要行事につきましては、次ページに記載のとおりですので、

説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

5番 おはようございます。

それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

質問の主題（１）「一貫教育における体力向上方策を問う」、（２）「公共施設に公衆無線ＬＡＮの設置を進めよ」と題しまして行います。

「一貫教育における体力向上方策を問う」

「平成28年度舟形町の教育」の冊子の中に、健康でたくましい心身を育てる教育の充実の中には、体力の向上、心の健康などが掲載されています。

方針として、①児童生徒の健康課題を明確にし、家庭との連携のもと、教育活動全体を通した健康教育を推進する。②運動やスポーツの楽しさや喜びを体験できる取り組み、特色ある体力づくりへの取り組みを推進する。③発展段階や個々に応じた自己管理能力を高める指導の充実を図るの３点が示されていますが、今回の質問は体力向上に視点を当てて行います。

その実現のための取り組み内容として、体育、スポーツ活動の充実、体力（特に走力）の向上、家庭や地域との連携により、運動、スポーツの日常化や習慣化。次は、食に関する指導の充実、栄養教諭を中核として地域の学校教育活動全体で継続性と質の向上を目指した取り組みを推進する。児童生徒や地域の実情を踏まえ、望ましい食習慣の定着を図るとあります。

舟形町の小中学校生徒の体力測定結果は向上しており、評価はしております。各種大会での子供たちの活躍が町活性化に果たす役割は大きいものがあります。これからの一貫教育を通じた生徒個々の体力向上の方策とトップアスリートを育成するために、町、学校、保護者、子供が一体となった取り組みも必要と思うが、町長の考えをお聞きします。

「公共施設に公衆無線ＬＡＮ、フリーＷｉ-Ｆｉの設置を進めよ」

導入の目的として、公衆無線ＬＡＮを活用することにより、町民はじめ町内を訪れる観光客などにも情報を発信し、交流人口の増加にもつながる。幸いにも当町に長沢集学校としてリングロー（株）があり、活用しながら町民のＩＣＴへの興味や活用が高まるものと考えます。既に導入している近隣市町村は、新庄市、尾花沢市、村山市等があります。設置について、町長の考えをお聞きします。

町長 それでは、5番奥山謙三議員の「一貫教育における体力向上方策を問う」についてお答えいたします。

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、生きる力や確かな学力を支える重要な要素です。

本町の教育基本方針では、体力向上や体育・スポーツ活動に関して、児童生徒の発育段階に応じた就学前教育と学校教育での取り組みや生涯スポーツの推進など、ライフステージに応じたスポーツ活動の取り組みが明記されております。

具体的には、就学前教育では、園児の食と健康を考え、遊びを通して運動好きな園児の育成を目指し、学校教育では教科体育はもとより、学校の教育活動全般を通して、体力、特に走力の向上を図り、家庭や地域との連携により運動やスポーツの日常化、習慣化を図るとしています。生涯学習の分野では、誰もが気軽にできる生涯スポーツの振興として各種施策を展開しています。

また、保小中一貫教育に関しては、保小中学校の教職員と教育委員会職員で構成される保小中連携会議で保育園、小学校、中学校ごとさまざまな課題について話し合いを持ち、走力を中心とした体力向上の取り組みを検討しています。

保育園では、①楽しみながら親しみながら運動に取り組む、②散歩の距離を徐々に長くする。小学校では、①教科体育の前に3分から5分程度の時間走を行う、②マラソン記録会を2回実施し、水泳やスキー記録会で走力や持久力の向上を図る、③スポーツテストの分析と活用。中学校では、①教科体育と部活動の充実、②スポーツテストの工夫など。保育園、小学校、中学校ごと発育段階に応じた取り組みを実践しています。

さて、本町小中学校児童生徒の体力測定の結果ですが、小学校では男女とも重点項目とされている50メートル走とボール投げは向上傾向にあり、中学校では特に2、3年生の向上が顕著で、男子では持久走や50メートル走、女子では50メートル走やボール投げが向上しています。しかしながら、身長、体重の体位においては、身長は全国平均に比べて特徴的な傾向は見られませんが、体重においては小中学校男女全学年において全国平均を上回っていて、今後体力向上を考える上で運動の質と量や正しい食生活を習慣づけする食育の検討も必要と考えます。

以上のことから、児童生徒の体力向上に関して、平成29年度はこれまでの保小中一貫指導を維持しながら次の2つの新規事業を計画しています。

1つ目は、保小中一貫の児童生徒の走力向上や基礎体力向上を目的としたスポーツ指導員の配置です。学級担任や教科担任では専門的な指導に限界があることから、みずからも走れて指導実績のある人材を配置する予定です。

なお、このスポーツ指導員は、児童生徒だけではなく、高齢者を含む全ての年齢層を対象とした健康づくりにも活用したいと考えております。

2つ目は、食からのアプローチとして「日本一の給食・食育事業」を計画しています。地元の新鮮で安全安心な食材を活用し日本一おいしい給食を目指すとともに、有識者の指導等により正しい食生活習慣から食育を推進し、健康でたくましい心身を育てる教育の充実を進めていきたいと考えています。

継続事業としては、中学校部活動への運営費補助として青少年スポーツ文化活動地域支援事

業がありますが、平成29年度は20万円増額し105万円の予算で、よりレベルアップを図るため、外部コーチの招聘やスポーツと栄養、スポーツ医・科学の先見的な見地を有する指導者の活用なども検討しています。

ただ、体力向上において最も重要なことは、日々の体育の授業や遊びを通した活動をいかに楽しく仕組むかです。体育の授業の前に体ほぐしのために必ず走ったり、朝マラソンや校内マラソンの実施、ロング昼休みなどで体を動かす機会をふやし、さらに中学校部活動では全体のレベルアップを図るため、駅伝コースを周回させるなど積極的に動く工夫をしています。

また、トップアスリートの育成に関しては、ことし5月に最上地区体育協会等が主催してトップアスリート招聘事業が行われます。これは、2001年、2005年世界陸上400メートルハードル銅メダリストの為末大氏をゲストとして招聘し、トークセッションや実技指導、50メートルタイム測定を行い、トップアスリートとの交流を通して意識改革を促すものです。平成29年度は最上地区の一部町村が参加しないため、参加市町村は後援という形で事業参加しますが、平成30年度以降は新庄最上定住自立圏共生ビジョンとしてトップアスリート招聘事業を継続実施できるよう協議、検討していく予定です。

また、山形スポーツタレント発掘事業としてYAMAGATAドリームキッズの募集が毎年行われています。「いつかはオリンピックで金メダル、世界チャンピオン」という山形の子供たちの夢への挑戦を応援する事業で、現在県内で145名、最上地域から10名、本町からも舟形小学校6年生の溝口悠さんが平成27年度から在籍し、夢に向かって頑張っています。

中学校部活動では、各種目とも年度前期の成績優秀者を対象に毎年県選抜チームが組織され、ハイレベルな環境で練習や試合が行われています。舟形中学校からも毎年県選抜チームに選手を輩出し、その生徒が高校や大学で好成績をおさめています。

次に、「公共施設への公衆無線LAN（W i - F i ）の設置を進めよ」についてお答えします。

現在、日本では国内旅行の推進に加え、海外からのインバウンド（訪日外国人旅行）の受け入れにより観光立国を目指しております。特に2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて全国の観光及び商業施設等に無料W i - F i 環境の整備を推進するなど、山形県知事もインバウンドの受け入れ態勢整備への支援について対応を急いでいる状況となっております。日本が観光立国を目指す上で、日本の歴史や伝統芸能、食といった文化に加え、手軽に必要な情報をスマートフォンやタブレットなどの端末で見ることができる無料W i - F i 環境の整備は早急に取り組まなくてはならない重要な分野となっていることと認識をしております。

新庄最上管内においても、奥山議員ご指摘のように、観光施設等において無料W i - F i 環境の整備が行われており、観光者の受け入れの増や、にぎわいの創出を目指している状況となっております。

さて、当町における公共施設への無料W i - F i 環境の整備についてですが、当町の観光施

設としては若あゆ温泉あゆっこ村、町観光物産センターめがみ、町農林漁業体験実習館がありますが、若あゆ温泉施設及び農林漁業体験実習館については既に無料W i - F i 環境が整備されており、スマートフォンやタブレットなどの受信機器がW i - F i を受信できる状態に設定していれば、若あゆ温泉施設では自動的に、町農林漁業体験実習館では館内に表示されたパスワードを入力することにより、必要な情報を無料で見る事が可能になっております。また、町観光物産センターめがみにおいては、町の観光情報の発信の拡大と観光者や通勤・通学者の方々がより利用しやすい施設を目指し、平成29年4月から無料でW i - F i 環境を利用できるよう平成29年度予算案に必要経費を計上しているところであります。

このように、町の観光施設などについては無料W i - F i 環境の整備が進められておりますが、中央公民館や生涯学習センター、農村環境改善センター等の観光施設以外の公共施設等についても今後整備検討を進め、町の交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

5番 まず最初に、体力向上関係について再質問を行います。

一番私が大事だなと思うのが、やはり食生活が一番大事なのかなという感じがするわけであります。当然、町として29年度から学校給食でもいろいろとおいしいものを食べさせるという考えはよろしいかと思いますが、やはり家庭における食生活というのが非常にウエートが高いのかなという感じがするわけであります。そういった中で、町のほうでもいろいろな研修会等を開きながらやっているようでありますが、この辺についてどういう取り組みをしているのかお聞きしたいと思います。

町長 私の知り得るところと、あと補足で次長から申し上げますが、1つは、中学生につきましては、野球、それからその他の部活動そのものも含めまして、アスリートとして必要な栄養とかそういったもろもろについて、独自に学校全体としてそういう勉強会を行っているという状況です。

ただ、小学校については、私は資料がありませんので、もし内容等わかれば次長から答えさせたいと思います。

教育次長 食とスポーツの関係につきましては、ことし1月21日の日に、スポーツ少年団の指導者、それから部活の保護者、指導者を対象としまして、スポーツをしている子供に必要な食の知識ということで、専門家の草薙大悟さんという合同会社ジャングルグリーンの代表の方ですが、その方を講師に招いて食とスポーツ研修会を行いました。当日は50名ほど参加者がいたんですけども、スポーツをしている子供に必要な食の知識としまして、食事はエネルギーの補給であること、それからバランスのいい食事をとること、あとアスリートが控えるべき3つの「あ」としまして、油分、それから甘いもの、アルコール分、こういったものは控えるべきだと、そういった内容とか、いろいろなスポーツの前の食事方法、スポーツの途中の食事方法、そういった専門

的なことについて研修会を行っております。

今後、そういった食とスポーツ、体力向上に関する研修会等も検討してまいります。

5番 ただいま答えていただいた内容については新聞等にも掲載されておりましたので知っていましたが、もう一つ、新庄最上地区全体の中で、ジュニア期の効果的なスポーツ指導法ということで、覚張という方の講演会があったかと思いますが、この研修会については舟形から何名ぐらい参加したのか、教育委員会がかかわっていると聞いていますので、もしわかる範囲でお答え願いたいと思います。

町長 その点については、教育委員会のほうでわかる範囲でお願いをしたいと思います。

教育次長 その件につきましては、何名参加したかについて、教育委員会としては把握してございません。

5番 せっかくこういうことをするのであれば、生涯学習というか、町民全体の体づくりにもかかわってくるということを考えていくと、子供たち、親、そして一般の町民の方を巻き込んだ、もっと幅広い講習会等も行えばいいのかなと思います。というのは、去年の2月ごろですか、竹井真澄さんという人が税務福祉課の主催で「病気にかからない体づくり」ということで中央公民館のほうで講演を行っていただきました。そのときは100名ほど参加のようでありましたが、この方はJリーグのチームの体づくりのコンディショニングまでした方でありまして、そういう方を呼んで、もっともっと幅広い方々を集めて、これは1回2回したところで効果が出るものではないと思います。やはり何回もして、そして理解をしていただく。私自身もこの竹井先生のお話は6回ほど聞いております。6回聞いている中でやっと少しわかってきたという感じなので、もう少しそういう講演会をしながら、やはり体づくりをするためには食事が一番基本なので、それをもっともっとやるべきではないのかなという感じがしますが、29年度においてもやるということですけれども、具体的な内容等わかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

町長 議員おっしゃられるとおり、医食同源という言葉もございますとおり、食べるもので体ができているということには間違いのないと思います。ただ、それぞれの先ほど言いました小学校の分野、中学校の分野で体づくりをするための必要な栄養素という指導もございますでしょうし、議員言われるとおり健康を保つための食事づくりということもあるかと思います。それらについて、まず一つは、先ほども申し上げましたが、日本一の給食・食育事業ということで、子供たちに安全安心なものと、それから舟形のすばらしい農産物、水産物、それから畜産物等を食べさせて力をつけさせていきたいというのと愛郷心を育てたいという思いがございます。そういったものをしっかりと支えていくということはこれからも続けていきたいと思っておりますし、あと食改の方々の活動もでございます。東北山形、特に最上地方は塩分のとり過ぎだということの中で、非常に健康的な食事の推進ということで、食改の方々からは大変ご協力をいただいていると思っております。

29年度の具体的な取り組みについて、もしわかりましたら税務福祉課長から説明をさせてい

ただきたいと思います。

税務福祉課長 健康づくりはやはり個々人に課せられた課題でありますし、税務福祉課としましても生活習慣病予防ということで、長年、ご存じだと思いますけれども、メタボ関連とか、それから医食同源と町長のお話にもありましたけれども、栄養、休養、それから運動、これが生活習慣病予防には特に大事なことだということで、ことしも含めて100歳体操、いろいろな年齢層含めて栄養、休養、それから運動ということを今後もいろいろな場面で提供していきたいと思います。それについて、やはり生活のあり方は個々人に課せられた課題だと思いますけれども、町としましてもその場面場面を提供しながら継続的に、食、それから休養、運動ということはやはり個々人も努力が必要かなということで、全体的に県レベルでも安全安心健康づくり山形の中でも言われていますし、町でもそういう活動は今後とも展開をしていきたいと考えています。

5番 次に、トップアスリート招聘の件で、29年度については為末選手を呼んでということで、これは最上地区の中でやるということですが、隣の大蔵村では28年度においてリオのオリンピックに出場した松田丈志、水泳の選手ですが、その人を呼んだりとか、あとこの間は宮川花子さんを呼んだりしての健康講座等を開いているようでありました。そういったことを考えていくと、ぜひ町民全体の幅広い方々から聞いてもらうためにも舟形独自でトップアスリートを呼んでの話、そしてまた実技、いろいろなことがあってもいいですけども、こういったことを開催するという考えはないのかお聞きしたいと思います。

町長 他町村でいろいろとそういう事業をされているようでありますので、町としても、健康づくり、健康長寿を目指すという私の願いもございますので、そういった面と、それからトップアスリートということで、小学生、中学生に夢、希望というものを見させていくためにもしっかりとそういった近くでトップアスリートを実感、体験できるということが大事なと思いますので、そういったところも踏まえて今後どういうことができるか29年度に検討をさせていただいて、少なくとも30年度ぐらいにはしっかりと実現できるように、願わくは29年度中に開催できればいいと思いますが、どういった方を呼べばいいのか等々について含めながら検討させていただきたいと思います。

5番 次に移りますけれども、この回答の中にスポーツ指導員の配置、みずからも走れる人材の配置とありますが、前おった方がやめて、今現在おらないわけですけども、どのような方を想定しているのか、もしわかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

町長 今想定しておりますのは、一昨年までいらっしゃったのかと思いますけれども、山口太陽さんを再度、町として受け入れたいと。特に小学校の走力向上の指導、それから中学生の指導という面では大変実績のある方でございますし、さらにはお年寄りの健康づくりのほうまでさらに幅を広げていただきながら、ぜひ健康長寿、そういったものを伸ばすための活躍を彼に期待しているところでございます。

5番 大変いい方呼んだなと思いますし、特に舟形町のことは精通している方なので、すぐ溶け込むことができるのではないかなということで期待をしたいと思います。

次は、中学校への運営費補助の中に外部コーチの招聘、この指導者の活用を検討とありますが、この辺についてもどのような方を想定しているのかお聞かせ願いたいと思います。

町長 ここについては、今のところ、現在中学校の部活動について学校の先生方では対応し切れないところがございます、そういった中で各部において外部コーチを招聘しているようでございます。そういった方々を安定してコーチとしてお願いするための補助ということで、具体的には各部、スポーツ部にお任せをしているような状況でございます。

5番 今、町長答弁で各部に任せているということですが、その外部コーチで来てくれる方々の生活というものがあるわけですので、この辺の保障についてはどのように考えているのでしょうか。

町長 基本的には謝礼程度のものを差し上げているということに多分なっていると思います。やはりコーチとして専属で暮らしていけるというのはなかなかできないものですから、恐らく皆さん仕事を持ちながらその中でボランティア的に各競技について指導していただいていると思いますので、それらのガソリン代であったりそういった手間の部分を少し補填するような形で、各部のほうで謝礼という形でお渡ししているのが現状かと思います。

5番 そうしますと、私が再質問したのは、そういう人を町で臨時に雇ってそういうところに外部コーチとして派遣するのかなと考えたもんですからお聞きしたわけですが、そこまではやらないということですね。わかりました。

次は、ちょっと話が大きくなって答えにくいところもあるかと思いますが、スポ少活動のあり方ですね。今の段階ですと夜6時半ごろから8時半ごろまでということで、どうしても子供たちが家に帰るのが夜9時ごろ、しかも練習した後ということで、興奮状態ということで、なかなか寝つけない場面が想定されるわけであります。そういった中で、今のスポ少の時間的な面のあり方がこのままでいいのか、この辺について、もし考えがあるとすればお聞きしたいと思います。

町長 個人的な意見として、スポ少の一部については、私もスポ少の指導者として指導しておりましたが、最近はちょっと過度になっているかなと思っているところです。やはり小学校の段階では楽しむ、親しむというところがあっていいのかなと。中学校に来て燃え尽き症候群でやらないということになるようではまずいかなと思いますし、さらに故障という部分もかなり見られるようでございますので、そういった面についてはある程度少し活動を抑えてもいいのかなと思います。

ただ、その活動する時間帯については、学校の終了後にすぐにそういったことができれば早い時間に終わることが可能ですが、指導者が保護者関係ということになってきますと7時ぐらい

から9時ぐらいとか、6時半から8時半ぐらいという時間帯にならざるを得ないのかなと思って
いるところです。

さらに公式的な見解について教育委員会からありましたら、教育長からよろしく願いしたい
と思います。

教育長 スポ少の時間につきましてですが、以前ですと9時過ぎても活動されているということが
あったとお聞きしておりますが、そういうスポ少の過熱状況ということを踏まえまして、あと
施設の時間ということも踏まえまして、一番新しい形での指導というか、お願いしているのが、
8時半には終わる、そして9時には全員帰るということで、4月初めのスポーツ少年団の代表者
会というあたりで必ずお話しするようにしております。

一番は、そのスポーツ活動の時間、毎日といいますか、週何回かの日にちがおくれるという
よりも、土日の活動におきまして大会等がその日あったとして、その後の反省会等でおくれてし
まう、つまり土日の暮らし方が週の初めのほうに行ってしまうということがありまして、そこら
辺をどうするかということで、今後とも十分注意して見ていきたいと思います。

5番 提案したいのは、やはり一番いいのは、学校から帰る前に練習をやるというのが一番効率
がよいわけであります。ただ、スクールバス等の絡みもあるので検討しなければならない場面も
あるかと思いますが、私が知っているバレーのチームで、酒田のチームですけれども、夕方練
習やってから子供たちが帰るということで、週3日そういうふうに行っているというチームもあ
りますので、何とか、学校、スポ少の指導者、親、この辺も知恵を出しながら、もう少し時間配
分ということについて検討すべきではないのかなということで感じたものですから、提案をさせ
ていただいたところであります。

時間がないので、次の無料W i - F i について質問します。

若あゆ温泉では使えるという回答であります、どの程度の範囲で使えるのかお聞きしたい
と思います。私が聞いているところでは、券売機のところでしか使えないよと。要するに、テレ
ビのあるところとか、表に行くとか部屋に行ったときには使えないという話を聞いているもんだ
から、この辺についてどのような把握、どこら辺まで使えるのか把握していればお聞きしたいと
思います。

町長 使用できる範囲については、残念ながら把握しておりませんので、産業振興課長、もしわ
かればお願いしたいと思います。

産業振興課長 使用できる範囲としましては、議員おっしゃられるとおり、あそこのフロア、入
りましてすぐの券売機がありますけれども、そこのフロアで、奥のほうの温泉の中、入浴棟につ
いては使えないという状況で、それまでの休憩室までの間は使えるという状況で設定されてお
ります。

5番 ぜひ、使えるようにするのであれば、あゆっこ村全体、コテージの中でも使えるように考

えるべきじゃないのかなと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

あと時間ありませんので、今後、公共施設への拡充を行っていくということは十分必要かと思っています。あわせて、地区公民館に発電機を置いているわけです。緊急時における安全安心ということを考えていけば、せっかく発電機があつて電気が起こせるわけであれば、地区公民館でもWi-Fiが使えるようにすべきじゃないのかなという感じがするわけであります。そういったことについて今後検討していただきたいという考えでありますので、この辺について考えがあるとすればお聞きしたいと思います。

町長 公共施設等については、今後どの程度の範囲の中でそれが使用可能になる程度のWi-Fiを設置するかということについては検討していきたいと思いますが、地区公民館でどこまで必要なのかというところの検討がこちらのほうでなされていないものですから、その点については今後いろいろと地区公民館長とかそれから地区の方々といろいろと協議をさせていただきながら、設置については検討していくというふうに思っております。

5番 ありがとうございました。

議長 以上をもって、奥山謙三君の一般質問を終結いたします。

6番 それでは、通告に従いまして3点についてご質問させていただきます。

まず初めに、「具体的な雇用創出プランは」と題してご質問いたします。

さきの定例会で雇用創出について一般質問をさせていただきましたが、その後の取り組みについて再度ご質問いたします。

舟形町総合戦略において、農林水産業の生産・経営体制の強化と6次産業による雇用創出とうたわれ、町内従業者数を50名増という数値目標まで明記いたしております。本町では最上8市町村と一体となり実践型地域雇用創造推進事業を展開いたしておりますが、結果が出ていないように感じております。近年の有効求人倍率の推移からしても、最上地域の雇用情勢は県内でも極めて厳しい状況にあります。現在取り組んでいる減少人口に立ち向かう最上の産業ポテンシャルを引き出す雇用創出プランを再認識し、積極的に取り組む必要があると考えます。本事業は平成29年度が最終年度です。町長がお考えの雇用創出プランの具体的な取り組みについて伺います。

次に、「防災士の計画的な養成を」と題してご質問いたします。

昨年の集中的に発生した台風による本町の被害は、近年にない河川の氾濫、農業施設、公共施設の流出など、激甚災害指定を受けるほどに甚大な災害になってしまいました。災害の発生は予想がつかないものであり、災害時は消防、警察、行政などの公助がおくれがちとなるため、到着までの間、住民の生命や財産の被害を最小限に抑制できるよう自助と共助で近隣の助け合いと減災活動を行うことが優先であり、各地域での防災士の役割が重要であると認識いたしております。

防災士は、特定非営利活動法人日本防災士機構が、社会、地域の防災力向上に貢献する人材を認証する民間資格であり、各地で防災士の果たす役割が重要視されております。山形県では平成27年から3年間で約400名の防災士を養成する計画で取り組んでおります。本町としての防災士の必要性和養成計画について町長のお考えをお伺いいたします。

3点目に、「AEDの夜間・休日使用は万全か」と題してご質問いたします。

現在、本町でのAED（自動対外式除細動器）の設置は17台あります。夜間や休日に使用可能な設置施設は何カ所あるのでしょうか。設置されているほとんどが施設内に設置されており、万全な対応とは言いがたい現状にあると思います。

確かにAEDの使用は緊急性が第一で、時間をかけて施設まで機器を取りに行くという時間の制約もありますが、いつ何どき必要とする事態が発生するか予想がつかないのも事実です。常に町民全てが危機管理意識を持ち、緊急事態を想定したAED使用法や救急蘇生法などを身につける必要があると思います。AEDを使用することがないのが望ましいわけではありますが、不意の事故や急病などにより目の前で苦しんでいる方の生命を最優先すべきであります。機器の夜間・休日使用の体制整備と施設外への設置について検討すべきであると思います。町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番斎藤好彦議員の「具体的な雇用創出プランは」についての質問にお答えします。

まず、町内従業者数50名という数値目標についてですが、これは舟形町総合戦略で平成24年度の経済センサス数値1,751人となっており、5カ年で町内従業者数を50名増にしようという計画になっています。しかし、50人増については、農林水産業の生産・経営体制の強化と6次産業による雇用の創出だけでの目標数値ではありません。そのほかにも資格取得による新規就業者数や医療・福祉分野における町内就業者数を踏まえての目標数値であります。

ご存じのとおり、医療・福祉分野については堀内小学校跡地への特別養護老人ホーム建設を見込んでの数値でしたが、それが今年度白紙になりました。しかしながら、町のふるさと納税事業展開のために商工会が出資して設立したまちづくり公社や舟形マッシュルームの事業拡大に伴う雇用などは、ここ2年間の新規雇用は合わせて32名の雇用となっています。また、公共施設有効利用でのリングロー株式会社による長沢集学校の事業展開や起業支援による町内起業も数件出てきていることから、今後とも目標達成のため雇用促進を図ってまいりたいと考えております。

質問の中で近年の有効求人倍率の推移から最上地域の雇用情勢は厳しいという所感がありましたが、ハローワーク新庄が公表している労働市場月報を見ますと、平成25年、26年度は求職者数が求人数を超えていましたが、平成27年度以降はそれが逆転している現象となっています。これは、求人の職種が求職者の求める職種または待遇面等とマッチしていないことがうかがえると考えております。

先般、富士ソーイングの堀内進出の申し出があり、就労希望者への会社説明会を実施しましたが、会社側では参集人員が少数だったことや年齢的な面での理由から断念した経過があります。町としましても、こうした企業の申し出を今後とも支援しながら企業誘致にも対応してまいりたいと考えております。

次に、最上地域全体で取り組んでいる人口減少に立ち向かう最上の産業ポテンシャルを引き出す雇用創出プランについてですが、最上地域の問題解決のため、農林水産物等流通分野（6次産業化の推進強化）、企業力の強化分野、観光資源情報発信力分野の3分野を本事業の地域重点分野として、地域雇用開発のための施策を講じて雇用の創造を推進し、地域経済の活性化を図っております。

この事業を通じて、本町においては人材育成メニューとして農林水産物等販路拡大推進事業を実施しております。これは農業6次産業化による農業所得の向上を狙いとしており、具体的には、今までは農産物の加工品をつくる力は備わってきておりますが、次のステップとして売る力、販売力の強化を狙いとしての事業を展開しております。今年度は、講師に株式会社ナチュラルアートの代表取締役である鈴木社長様より3回の講演をいただき、延べ53名の参加を得ております。昨年度はこの事業に参加された方の中から1名の方が起業された実績があります。

今後とも引き続きこの事業を通じて農林水産業にかかわる方々や若者、女性等のニーズに対応しながら、起業及び雇用の拡大に向けて進めていきたいと思っております。

次に、「防災士の計画的な養成を」についてのご質問にお答えします。

県では27年度から地域における防災力の向上を図るため、市町村の自主防災組織が初めて行う防災訓練の活動に要する経費の2分の1を県が、残りの2分の1を町が補助し、合計上限5万円の補助金で防災訓練の活動を推進しております。

町内においては、28年度に防災訓練を実施した町内会や福祉施設は21団体ありますが、うちこの補助を受けて実施した自主防災組織は3団体あり、町内会や福祉施設と連携して防災訓練を推進しているところです。現在、働きかけているものの自主防災組織化に至らない町内会は小さい町内会を中心に6町内会となっておりますが、大きいところはおおむね組織化が進んでおります。

町としては、住民みずからが災害に遭わない心構えを持つことや、意識の高揚、防災訓練の実施が大事であると考えており、町内会を中心とした自主防災組織化を図り、防災訓練の実施に協力をいただいているところです。

さて、防災士の養成も大事であることから、県では同年度から防災士の養成事業も進めているところです。町では初年度の27年度に危機管理室長1名、28年度からは公募を行い、公募に応じた2名と危機管理係1名が資格を取得しております。また、消防団員であって分団長以上の階級にあるもしくはあった者に対する特例による防災士の資格取得、いわゆる消防団員特例という

ものがあります。これは要件が免除される制度ですが、今年度、団長、副団長をはじめ6名の幹部の方々から資格を取得していただいているところで、現在、町内では10名の方々が資格を取得しております。

町としては、今後とも公募と消防団員特例を活用し、防災士を養成していきたいと考えております。また、町内会の自主防災組織、防災士、消防団との連携を図り、防災訓練、安否確認訓練の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、「AEDの夜間・休日使用は万全か」についての質問にお答えします。

AEDの適正設置に関しては、平成16年度、一般財団法人日本救急医療財団によってガイドラインが示されております。これによると、院外心停止の7割が住宅で発生しているが、目撃される割合が高い公共施設を中心にAEDを設置することが推奨されてきており、本町でもこれをもとに公共施設に設置しております。設置に当たっての目安としては、院外心停止が2年に1件以上目撃されていることや、50歳以上の成人250人以上が1日16時間以上常在している施設などとなっているようです。指針のまとめとして、効率的なAEDの配備と適正管理、教育、訓練が必要と示されております。

さて、現在、町の公共施設のAEDの設置は、持ち運び分を含めると19台で、今年度も6台増設しております。このうち朝8時半から施設の閉館時間である21時までの間、休日を含めますが、AEDが利用できる施設は若あゆ温泉やB&G海洋センターなど7施設あり、各種大会などに持ち運ぶためのAED1台も配備しております。ただ、9時以降、夜間に利用できるAEDはありませんが、最上広域消防南支署はもとより、光生園、えんじゅ荘、ほなみにAEDは配備されており、夜間の対応を福祉施設に対して協力をお願いしており、承諾も得ております。今後、舟形徳洲苑やコンビニなどへの設置について検討してまいります。

また、AEDを公共施設の壁等に設置し、24時間使用可能にすることが考えられますが、メーカーに問い合わせたところ、温度管理ができる設備、温度センサー付きのファンや電熱線を設けて整備する必要があることとのことで、野外の実績はほとんどないとのことでありました。また、いたずらへの対応も必要となり、今のところ屋外設置は難しいのではないかと考えております。

AEDの操作訓練についてであります。町内会では地域づくりの一環として議論し、高齢者対策として心肺蘇生法や誤飲対応、止血法等の学習会を実施し、AEDの操作訓練も実施されているところがあります。また、町内会のAED操作法の学習会の要請に対し、女性消防団に資格取得者がいますので、対応したところもあります。さらに、町と消防団では昨年10月の町総合防災訓練後に消防団の部長以上と女性消防団員を対象に普通救命講習も実施しております。

今後、役場職員がAEDを使えるよう29年度に職員研修も実施したいと考えております。また、自主防災組織の訓練などに消防団員の方々の協力もいただき、住民の安全安心に努力してまいりたいと考えております。

6番 それでは、二、三、再質問させていただきます。

まず初めに、雇用創出の件でございますが、答弁書には出てきませんでしたが、現在取り組んでおります最上地域雇用創造推進協議会、27年度からスタートしておりますが、具体的にどのようなことを協議しているのか、会議の内容、結果等について伺います。

町長 その件について、詳細について、私のほうでちょっと把握してないもんですから、担当課長がわかれば、担当課長の産業振興課長から説明をさせていただきたいと思います。

産業振興課長 雇用創造推進会議の中では、それぞれ市町村がどの分野をやりたいというところを絞りまして、その分野ごとに話し合われております。町では、先ほど申しましたように人材育成メニューの中の農林水産物等販路拡大推進事業というものに取り組んでおります。これは、最上町、舟形町、それからもう一つ、ちょっと忘れまして、すいませんが、3市町村が合同で行っている事業の中身であります。事業はそれぞれ各市町村ごとに行うというふうになっていきます。舟形町では、平成27年度と28年度、同じ事業でこれまで3回ずつ実施している状況になっております。

6番 その会議の結果等は、課長の説明はありましたが、どんな形で、課内で開示しているのか、あと一般町民の方に、どんな形で、こんなことがあって今どんなふうに取り組んでいるという、具体的にやっておるんですか。

町長 その件については産業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

産業振興課長 インターネット等で、最上全体の産業ポテンシャルを引き出す雇用創造プランというチラシをつくりまして、それをネット等で行っているということが最上全体での一つ、それから町のほうでは広報、お知らせでこれを周知して募集を図っているというところであります。

6番 今、課長がおっしゃったチラシというのはこれですか。これがネットに出ているんですか。これでは全然わからないと思うんですけれども、これを出しただけでは全然理解できないと私は思うんですが、これじゃなくて、もっと具体的に、協議会があるわけだから、その協議会の中でどんなことをやったのかというあたりを説明しないと皆さんにわかってもらえないのではないかなと思うんですけれども。

町長 その点について、産業振興課長から答弁をさせていただきたいと思います。

産業振興課長 今言われたような、ご指摘があったようなことについては、実績として全町民の方にお知らせしているかということについては、そうはなっていないのかなと今思っているところではありますが、最上全体で最上の広報紙なりネット等でその状況なりそれからそのものにかかわったときの結果なりということでは載せていると承知しておりますので、そんな形でしか今のところはやっていないのかなと思っています。私たちが行った人材育成メニューの中についても、全体でどのくらいということで、先ほど申したように昨年度は1名、今年度は参加者延べ53名いたよということで周知はしているという形しかないのかなと思っています。

6番 最上全体の取り組みかもしれませんが、構成団体として舟形が入っておってこの会議に参加しているわけですから、その結果を町民に知らせるのが筋ではないかなと思います。今後ともよろしくお願いします。

ちょっと質問を変えたいと思います。

答弁の中で、雇用について、この2年間で新規採用が32名あったという話でございます。大変結構な話でございますが、この32名の方は全て町内従業者数ですか。

町長 目標の50名についても、町内ということではなくて、舟形町にある営業所に従事する方を50名ふやすということです。町内外は問わない数字だそうです。ただ、今回の32名の内容については、詳細はわからないんですが、今のところマッシュルームさんが22名、それからまちづくり公社さんが10名という数字であるそうでございます。

6番 わからないということですので。それでは、逆に、今ありましたまちづくり公社さんなりマッシュさんなり10名なり22名でございますが、この企業の今後の従業員の方の採用計画というのは把握してございますか。

町長 その点については把握しておりません。

6番 せっかくこういうふう実績があるわけですから、企業に出向いて、今後の計画といいいますか、そのあたりを調査といいますか、聞き取りをして、こういう計画があるんだよというあたりを新卒者なり職を求めている方なりに知らせていくのが町の仕事ではないかなと思っているとこでございしますので、今後こういう企業に出向いて企業と連携しながら、企業の職員の計画といいいますか、そのあたりを的確に把握していただきたいと思います。

ちょっと話は変わりますが、町長の答弁にもございましたが、職と求職者との接遇のあたりでマッチングしてないのではないかなということもありますが、ご案内のとおり、高校を卒業すれば故郷を離れてしまうとか、関東圏の学校に行けば向こうに就職してしまうという現象がございます。これは地元は、先ほどさまざまな職種がございました、地元は職がないのではなくて、別の問題があるのではないかなと思っておるところです。これについて、ほっとくわけにいかないので、町として新卒者なり職を求めている方々に対してのそういう職のアンケートといいますか、調査とかそのあたりを実施した経過はございますか。

町長 私の記憶ではないように思っております。ただ、斎藤議員言われるとおり、地元の職がないのではなくて、その職種がどんなものか、その待遇についてどんなものかということが明確にお知らせされていないという事実があるようです。そういった点も含めながら教育長とも相談をさせていただいて、教育の目標は中学校までで、いい進学校に進学するとかそういうのが最終目標ではなくて、最終的に舟形町の将来を担う人たちが戻ってきてもらうのが教育目標だと私は認識しております。

今年度から、小学校、中学校に、郡内の企業、それから地区外、舟形は地理的にも大変便利

でありますので、当然隣の大石田さん、尾花沢さんもありますけれども、東根、天童までも今後は通勤することが可能になってくると思いますので、そういった点も踏まえて、地域にこういう企業があるんだということを小学生、中学生の段階から企業訪問という形で十分にお知らせをしていきたいと考えているところでございます。

6番 大変すばらしい取り組みかと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、職種の関係でございますが、私の一方的な考えかもしれませんが、都会にはさまざまな多種多様な職がございます。一方、地元では生産業を中心とした職しかないという、ちょっと偏ったアンバランスな状況になっているのではないかなと。売り手と買い手といますか、そのバランスがよくないと。これを十分見きわめなければ、雇用、定住、人口減少の歯どめにはならないのではないかなと思うんです。このあたりの職種といいますか、さまざま、嫌な仕事につくわけがないのでありますけれども、そのあたりちょっと言い方が難しいんですが、そのあたりの考え方といいますか、そのあたり、町長がお持ちであればお伺いします。

町長 確かにおっしゃられるとおりで、いろいろな職種をこの地域に持ってこようというのは人口の観点からも無理な部分はあるかと思います。

ただ、その中でもそんなに低賃金とか低待遇とかということではなくて、最近、工業団地の社長さん方ともお話をさせていただく機会があったときに、うちは東京の本社とさほど差がないんだと、しかも私の会社の中で独自に中国なりの企業と提携を結んで技術開発も必要なんだと、そういった面でただ単に今は流れ作業の一員として募集しているのではないんだと、開発とか研究部門もありながらそういったことを募集しているんだが、集まらないんだというようなお話を聞くことがあります。

なかなか都会で言われるようなサービス業的なところについては先ほども言ったとおり人口の観点から難しいかもしれませんが、物をつくるという楽しみなり生産していくということの中で研究分野にも入っていけるところもあるようでございます。そういったところの会社をしっかりと知らしめることが、舟形はもちろん、新庄最上地域の定住、それから地方再生というところにつながっていくと考えておりますので、その点については企業ともそうですが、小中学校の先生方とも連携を深めながら、ぜひ、どういう企業があるのかということをしかりと中学校までの段階で認識していただきながら、高校に進学、さらに大学等について専攻する学部とか学科等についても地元の企業に就職しやすいような、そういった学部学科を選んでいただければ大変ありがたいなと思っていますところです。

6番 先ほど答弁書の中にもございました新庄の縫製会社の件でございますが、私も縫製会社の説明会に行ってきました。大変残念ですが、進出しなかったのは残念でございますが、私が感じたのは、縫製という特殊技術でありながら20名超の方々が職を求めて来ていると。逆にびっくりした感じがしました。答弁書の中で年齢的とか云々とか、もっと集まらなければだめだとありま

したけれども、今後とも進出していただける企業に対して町として働きかけが必要じゃないかなと思っておるところでございます。

あわせて、今回残念ながら進出が破綻したわけでございますが、町民の方々も進出について、職につくつかないは別にして大変期待をしておりました。破綻になった件について、一部の方々しか知り得ていないと感じております。あれだけ期待をしたわけでございますので、町民の方々に何らかの形で、今後の企業進出もあるわけでございますので、知らせるべきではないかなと思っておりますが、そのあたりどうでしょうか。

町長 その点については、議員おっしゃられるとおりお知らせしたほうがいいのかなと思います。

また、ぜひ就職したいということで来られた方がおりますけれども、その方々についてはしっかりと今あります新庄の工場に雇ってもらうことで社長のほうと話を付けさせていただいておるところでございます。

そういった形の中で、少なからず今回のことがマイナスといいますか、無駄にならないような形にさせていただきたいと思いますし、今後ともそういった企業進出をしていただけるようなところがあれば、金山の貸し工場、それから大蔵村の貸し工場という制度もあるようでございますので、そういったものも含めながらいろいろと検討させていただいて、少しでも町内の方々が就労できる場をしっかりとつくっていきたいと考えております。

6番 町長が先頭に立ってどんどんとそういう話を進めていただければと思っておるところでございます。舟形町に企業が進出しまして、舟形町の方々が中心となった就労体制ができれば、町長がおっしゃるオール舟形そのものじゃないですか。ぜひ町長が先頭に立って企業誘致、雇用創出に取り組んでいただきたいと思います。

今、工業団地の話がございましたが、先日、福田の協和木材を視察する機会がございました。大変すばらしい会社でございまして、あの会社が最上地域に進出する際も大変に雇用について期待をしました。行って話を聞きますと、結果から申し上げて、今60名体制で稼働してございますが、舟形町出身者が2名でございました。あれだけ企業の進出に対して雇用が生まれると期待した割には舟形町が2名だけでとどまっております。協和さんの話を聞きますと今後大幅な採用はないという話でございますので、先ほどの話とあわせて、こういう工業団地に町長みずから出向いてさまざま情報を得まして、できるだけ職の門戸を広げるといいますか、それを町民の方にPRをしていただければと思っておるところでございます。

時間がありますので、次に進みたいと思います。

次に、防災士の件でございますが、ただいまの答弁を聞きますと危機管理担当の方が2名ということでございますが、職員の方2名だけではなくて、私が考えるのは役場職員全員の方に資格を持っていただければと思っておるところでございます。災害時にはその役場職員の方々、資格を持った方々が先頭に立って地域担当制をとるなどの体制を考えられるのではないかなと思っ

ておるところでございますが、このあたり町長のお考えをお伺いします。

町長 前段の協和木材の話でございますが、きのう、協和木材の沼子常務さんとお話をする機会がございまして、したところ、現在60名で、将来的に扱い数量が多くなればもう少しふやせるということで、将来的には集成材ということになると100名程度ぐらいまでふえるのではないかとのことでした。ただ、各町村に人数を割り当てているわけではないので、ぜひ舟形さんから多く来ていただければ採用したいということでございましたので、その点については協和木材についての周知という部分も重要なかなと思っていますところでは。

それと、防災士との関係でございます。防災士につきましては、議員言われるとおり、阪神淡路大震災を機に、いろいろと公共的な警察、消防等が本番のところについてはなかなか出かけられないということの中で、災害時はやはり自分たちの自助というところ、さらに周りを助ける共助ということで、さらには終わった後の協働のボランティアというところまでしっかりとするための防災士ということで、大変重要な役割だと思っています。その点については、舟形町の職員として現在2名でございますけれども、できる限り防災士等についての資格を取りながら、しっかりと町民の安全安心のために、まずは自分の地域を、次に地域をしっかりと守れるようにさせていきたいと思いますので、今後そういう人数をふやしていきたいと考えております。

6番 今申し上げましたように職員全員の方はまず第一段階で、考えているのは、各町内会に最低1名の防災士の配備が必要でないかなと思っていますところでございます。

先ほど答弁の中に消防団員特例がございました。これにつきましては試験が免除かと思えます。この方々については登録申請だけ5,000円程度かかるかと思いますが、それで済むのではないかと考えておりますので、ぜひその消防団員特例を使って計画的な増員をお願いしたいと思っていますところでございます。

時間がありませんので、最後でございます。

AEDでございますが、さまざま答弁がございました。8時半から9時まででは使えるんだよとございますが、私が言いたいのはその9時以降の話をしてございます。9時以降と日曜日等々でその施設が使えない場合、その中に機械があるわけですから、使えないわけですよ。そのあたりの対応をぜひお願いしたいと言ってございまして、そのあたり、町長どうでしょうか。

町長 考え方で、答弁の中にもありましたけれども、常時屋外に出しておくというものについては、機械がある程度精密機械でございますから温度とか湿度とかの問題もあるかと思えます。その点についてはメーカーさんから温度つきセンサーや換気扇をつけろというような指導があるようでございますし、そうした場合について常に24時間、外にというのはなかなか難しいのかなと思います。BG等については、できるだけ玄関のほうに設置しておりまして、なかなか割れないとは思いますが、ガラスを割ってもいいよという指導もしているようでございます。

ただ、例えば夜間のときに持ち出せるというような場所に8時半以降設置しておくとかとい

う設置の仕方もあるのかなと思いますし、その点については今後どういうやり方がベストなのかベターなのか、そういったことを検討させていただければと思います。何しろAEDについての必要性、それから重要性については認識しておりますので、それが有効に利用できるように努めてまいりたいと思います。

6番 経費もかかるかと思いますが、実際に屋外用として温度管理機能つき収納ボックスというのがございます。町長はご存じかと思いますが、このあたりも実際にあるわけでございますので、このあたりの設置についてもご検討いただければと思っておるところでございます。

今さら私から申し上げるまでもなく、一刻も早い対応が必要だということで、除細動が1分おくれますと10%ぐらい生存率が下がるとか、また3分たつと生存率が50%になるなんて言われてございます。全国平均で救急車が到着するまで8分だそうです。私がはかりましたら南支署からこの役場まで7分、南支署から松橋の一番奥まで12分かかりました。私の車は一般車ですので、飛ばせませんのでそれぐらいですけれども、すぐには行けないということでございますので、ぜひ救急車が来るまでの対応ということで考えていただきたいと思いますところでございます。

時間がありませんので終わりますが、先ほどの防災士の養成も含めまして、安全安心なまちづくりの基本でございますので、このあたりご提案申し上げまして、私の質問を終わります。

議長 以上をもって、6番斎藤好彦君の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。

1番 それでは、今回、私は2問についてご質問いたします。

初めに、「小型ロータリー除雪車の増車について」質問させていただきます。

平成29年9月定例会で「住みよいまちづくりの施策を問う」ということで、小型ロータリー車の増車等の考えについて質問させていただきました。奥山前町長から「増車を検討したい」との答弁をいただきました。

昨年3月定例会では、森新町長に「生活道路の整備について問う」の主題で、生活道路の条件を緩和し、きめ細やかな除排雪をすることで、高齢化社会への対応と安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりができるのではと質問しました。町長からは「除雪可能な道路構造に整備し、28年度の除雪計画に組み入れたい」との前向きな答弁をいただきました。6月定例会で生活道路除雪路線の整備に補助金を予算化し、補助率も工事費の50%から90%に引き上げられました。

今シーズンは、新たに6カ所が小型ロータリー工区に追加され、除雪が実施されております。

長沢地区の長尾から堀内地区の松橋までの移動距離を計測したところ約25キロありました。今後、生活道路除雪路線がふえることが考えられます。オペレーターの体力、精神的負担や事故防止等を考えた場合、現在の1台での除雪ではかなりの無理が出ると思われます。もう1台増車し、町長の言っているきめ細やかな除雪、そして雪の苦労を軽くし、長く住みたい舟形まちづくりを進めていただきたいと思います。町長の考えをお伺いいたします。

続きまして、「臨時職員に賞与支給への考えを問う」ということで質問させていただきます。

昨年12月の定例会で「町臨時職員の処遇について」質問しました。その後、12月23日までに総務省方針としまして、これまで期末手当（ボーナス）の支給対象外とされてきた自治体の非常勤職員に対し、法改正などで支払いを可能にする方針を固めました。地方自治法の改正か現行法のまま自治体への通知で支払い可能との見解を示す手法などを検討すると報道されました。続いて27日には、総務省の有識者研究会で、ここに「ことし4月」とありますけれども、「昨年4月」に訂正させていただきます。昨年4月時点で全国に約64万人いる自治体非正規職員の待遇改善に関する報告書を高市早苗総務大臣に提出しています。ことし1月18日に総務省は、自治体で働く一般職の非常勤職員に期末手当を支給できるようにする地方自治法改正案を20日招集の今開かれています193回通常国会に提出しました。最短で2019年度から支給を可能にし、従来は支給対象外とされてきました国の非常勤には支給されており、同様の待遇とすることになるようでございます。具体的な支給基準は自治体が判断し、条例などで定める。支給月数は正職員と同じ水準が軸になりそうであると各新聞に掲載されました。

ことし4月からほほえみ保育園は社会福祉協議会での運営となり、保育士の待遇も改善され、期待が持てる職場になると思います。今後は、国の財政支援を求める声も予想されることから、遅延なく情報収集に努め、臨時職員に賞与が支給できる舟形町になっていただきたいと思います。町長のお考えをお伺いいたします。以上です。

町長 それでは、1番伊藤欽一議員の「小型ロータリー除雪車の増車について」のご質問にお答えします。

初めに、生活道路除雪のこれまでの経過についてお答えしたいと思います。

平成27年度まで小型ロータリー除雪車の対象路線は、道路幅員が狭小な町道と、地域から要望を受け、地域との合意形成に基づいた生活道路を対象とし除雪を行ってきました。また、昨年の3月定例会においては生活道路の整備について1番議員からのご質問を受けており、除雪可能な道路構造に整備して平成28年度の町除雪計画に組み入れたいと答弁をしております。さらに、6月定例会では生活道路整備費補助金を予算化し、要件の見直しと補助率の引き上げも行っていました。これらにより、今年度は生活道路整備費補助事業の申請が野町内1カ所、西又町内1カ所、松橋町内1カ所あり、3カ所全て降雪期前に完成となっております。

今年度は、新設路線3カ所と既存の生活道路3カ所、合わせて6カ所を新たに追加して町除

雪計画に組み入れ、小型ロータリー除雪車1台により長沢地区の野町内から堀内地区の松橋町内まで16路線の除雪を行っております。しかしながら、1番議員がおっしゃるとおり、今年度は広範囲での除雪車の移動距離となり、除雪オペレーターの方には体力的、精神的に大変ご苦勞をおかけしているものと感じております。初年度であり、試験的に実施していますので、さまざまな検討課題が出てくると考えております。

また、今年度において、地域再生計画を活用して建設機械（小型ロータリー除雪車）の増車を含めた雪対策事業「雪国に住みたい」移住・定住プロジェクトとして、内閣府に地域再生計画認定と地方創生推進交付金（第2回）に申請をしましたが、残念ながら不採択の結果となっております。

これらを踏まえ、生活道路除雪の問題点や改善点を洗い出し、来年度以降の除雪計画や除雪体制に反映させ、小型ロータリー除雪車の増車やオペレーターの育成及び確保も含め総合的に判断し、改善していきたいと考えております。

今後、少子高齢化により住民が自力で除排雪できなくなり、交通等の確保が困難になる前に生活道路の整備や除雪を支援し、きめ細やかな除雪サービスに力を入れ、住民の雪の苦勞を少しでも軽減し、長く舟形町に住んでもらえるようにできればと考えております。

次に、「臨時職員の賞与支給について問う」についての質問にお答えいたします。

この件につきましては、伊藤議員が言われるとおり、地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期つき職員の任用等のあり方に関する研究会の報告として報道されたものであり、平成29年1月13日開催の全国都道府県人事担当課長・市町村担当課長連絡会議で総務省が示したものであり、県内市町村へは県を通じて1月27日開催の地方財政対策等説明会において示されております。この説明資料によりますと、総務省では今通常国会に法案を提出すべく議論をしているところのことであり、まだ国会で成立したものではなく、成立したとしても施行日の平成31年4月までにいろいろな問題を整理し、各市町村向けのわかりやすい改正資料の作成、市区町村への説明会をすることとなっているようであります。

さて、町の臨時職員の状況ですが、12月1日現在の臨時職員は84名で、賃金総額は1億5,000万円となっております。臨時職員が多くなった要因としては、人口減少に伴い職員数を減らすよう議会決議があり、定員管理計画以上に職員を削減してきたことへの対応と、数年前の雇用対策として国から交付金をいただき、新たな行政ニーズへの対応や教育の充実などに対応してきた経緯があります。

町としては、臨時職員の区別として特別職非常勤職員や一般職非常勤職員、臨時的任用職員と3区分がありますが、国の法改正と制度設計を見据え、国の説明会後にこの区分の明確化を図り、財源の問題とともに必要最小限の臨時職員数、任用、試験、人事評価、服務規程、勤務条件の整備など具体的に検討してまいりたいと考えております。処遇改善や賞与の支給についても、

平成31年4月までに支給基準が示されるものと考えておりますので、それも含めて説明会後に対処してまいりたいと考えております。

1番 今回の生活道路の除雪に関して、該当する路線の方に聞きますと、非常に町の対応を大変評価して喜んでおりました。本当によかった、何年来の思いをやっていただけたということで、昔で言うタラ靴というか、わら靴でずっと踏み固めて歩いた道路が今こうやって舗装が見える道路を歩けると非常に喜んでおりました。本当に町に対して感謝の気持ちが非常にひしひしとあらわれる感想をいただいております。私からも御礼を申し上げたいと思います。

さて、そこでですけれども、ただいまの答弁の中で、今回生活道路の除雪というのは初めてで、試験的に実施しているということでございます。その中で確かにいろいろ検討課題が出てくると思います。ある程度雪も現在のところ落ちついた段階で、担当課ではどのような検討課題が現在のところ出てきているのかお伺いしたいと思います。

町長 担当課への質問ということで、地域整備課長から答弁をさせたいと思います。

地域整備課長 ただいまのご質問であります、本年度、生活道路に関しては試験的に6路線を除雪しております。そんな中で、年度途中ではありますが、やはり1番議員おっしゃるとおり課題等も出てきているのは事実でございます。長沢の長尾地区から松橋地区までの移動でございますので、やはり距離が長いと。移動に1時間ぐらいかかっているみたいです。あとは1月11日から16日までかなり雪が降ったわけですが、そのときに長尾を午前2時スタートして松橋地区の終了時間が9時過ぎてしまったというところでありました。また、あと難しいのが雪の降り方でございます。長沢地区、さらには松橋地区の降り方が本町と異なっておりますので、どのタイミングでもう一度出るかということも検討課題でありました。そこら辺はこれから検討していかなければいけないと思います。

あともう一つであります、予備車がないもんですから、壊れたときは対応する車がないという現状でございます。

以上、今のところの検討課題でございます。以上です。

1番 今、課長からもありましたけれども、予備車がないので、生活道路というのは、特に長尾を例に出しますと非常に路肩がありまして、のりが長い。あそこで例えば路肩から外れた場合、なかなかそれを救助するのが難しくなるのかなと。同等の車両であればいいですけれども、そこら辺が私も一番懸念しているところであります。やはりそういった予備車として、または予備車でなくても、そういうふう to 活動できるような車両を置いてないと何かあった場合困るのかなということは非常に考えております。

また、今回、内閣府に地域再生計画認定ということで地方創生推進交付金を申請したが、残念ながら不採択の結果となってしまいましたということです。その不採択になった要因というのをどういうふうに把握しておりますか。

町長 地方創生と国のほうではやし立ててはいるんですが、あくまでその地方創生の基準は東京霞が関の内閣府の方々の基準でありまして、やはり成功例を欲しがっておりまして、都会からの移住とか海外からのインバウンドがふえるとか、そういう理由が一番の大きな採択基準という形なのかなと。私どもは、ここに住んでいる人たちのためにということで、こういうことをしていかなければいけないんだという計画を上げていったんですが、さらにそれに含めて海外からのインバウンド、それから温泉関係の施設を使いながらの健康増進とか、そういうことで計画書をつくって提出したんですが、残念ながら2回にわたって採択されなかったという状況があります。

議員おっしゃられるとおり、小型ロータリー車の予備車はありません。普通の除雪機械の予備車が2台ある中で小型除雪車については1台こっきりということで、予備車がない状況でありますので、その点についてはやはり苦慮しているところでもございます。さらに、私が除雪を担当しているときにも、私のときには洲崎から長尾まででございましたけれども、それでもやはり大変だろうということで、洲崎地区についてはとらん丸という小型の除雪機械を洲崎町内会のほうで借りてもらって除雪をしてもらっているという経緯がございました。それが今度また松橋まで延びたことで、その点については2台ないとやはりだめだろうと強く思っているところです。そのために内閣府のほうに地方創生ということで交付金の申請をしたんですが、なかなか認められないということでございます。

現在ある小型ロータリー車については平成23年度のものでございまして、現在6年を経過しているということでありますが、購入すると大体2,000万円ぐらいの費用がかかります。そのお金を捻出するというのが今のところ大変でございまして、補助事業等をいろいろ探しながらやっていきたいと思ひますし、さらには県とか国からの払い下げ等があればそれらに対応しながら、何とか29年の除雪にも間に合っていけるのかなと思ひているところでございますが、いずれにしても1台での除雪というのは困難であるという認識は私のほうも強く持っているところでございます。

1番 第2回に申請しましたということで、これは第3回とか第4回は今後ないんですか。

町長 3回も4回もあると思うんですが、よほどよく練って、何とかこじつけていかないと採択できないと。要はコンサルさんが一生懸命脚色したようなきれいな計画でないと採択されないと。地方創生ではなくてコンサル再生だというような話も出てきているぐらいコンサルさんが活躍しているということでございます。我々は職員でしっかりと知恵を出し合って、何とかそういう中でも小型除雪機械が買えるようなプランを練って、また何回となく提出したいと思ひているところでございます。

1番 ぜひとも補助申請が認められるように、大平にも八王子から引っ越してきている方もおります。あそこはとらん丸が入っていると思うんですけれども、そういうふうに都会から来て住んでいる方もありますので、あそこも生活道路の一つかなと私も捉えておりますので、そういった

実例をうまくコンサルとお話ししながら、また職員で検討しながら、できるだけこういう交付金を受けられるようにぜひとも頑張っていたきたいなと、まずは思います。

続きまして、今回初めてということではいろいろ課題も出てきていると思うんですけども、まちづくり審議会から、先ほど町長のご挨拶にもありましたけれども、建議が上がっております。建議の中で、生活道路の路線の選定に当たっては公平性と透明性を担保することというふうに建議の中にあります。やはり生活道路もある程度のルールを設けないと、どこまでがというふうになってくると思います。そこら辺の考えは町長としてお持ちか、お伺いしたいと思います。

町長 生活道路の認定につきましては、昨年6月のときにも議会でも申し上げましたが、町内会長さんとよく話をさせていただいて、町内会長さんを通して町のほうに申請をしていただきたいということでもありますので、やはりその点については周囲の合意形成なりというものが一つは必要なんだろうと思います。そういったところをしっかりとできること、それから詳細な基準がございますので、そういったものに合致するものということだと思います。もし必要であれば、生活道路の採択基準の詳細について地域整備課長より答弁させていただきたいと思います。

地域整備課長 それでは、生活道路の認定の基準であります、先ほど町長が言われたとおり、町内会でこの路線という選定をしていただくということから始まります。それで、要件であります、道路の延長がおおむね20メートル以上であること、道路の幅員構成が2.5メートル以上であること、道路の沿線に1戸以上の住宅があること、アスファルト舗装またはアスファルト舗装に準ずる構造であること、除雪作業の安全が確保されていること、以上が要件となっております。

1番 今後も非常に生活道路というのはふえてくると思いますので、ぜひとも増車という強い意思をやはり前面に出しながら事業を進めてやっていただきたいと思います。

生活道路とまた違うんですけども、私は町内が内山でありまして、なかなか生活道路にもならない、しかしながら雪の片づけが大変だというご家庭もあります。私の住んでいるところは流雪溝ありませんので、スノーダンプで出したりいろいろそうやって雪は、軒下の雪は出しているんですけども、農家でないので、軽トラックを借りてきてまで軒下の雪を片づけて運んで捨ててきてという作業をやっている家庭もございます。道路があつて道路に面しているんですけども、雪のやり場がなくて、そういうふうに運ばざるを得ないという家庭もあります。現在60そこそこで、あと10年もすると無理なのかなとも言っておりました。そういう家庭もこれからふえてくると思います。今後はそういう家庭のことも、確かに自助、公助、共助とありますけれども、なかなかそれでは立ち行かないところになってくるとかなと思いますので、今後そこら辺も一つ検討していかなければならない課題なのかなと思いますけれども、町長、どう考えますか。

町長 雪の苦勞を減らすというのは私の公約の一つでもございますので、やはり舟形に住んでもらうためには、健康長寿というのが一つありますけれども、毎年同じように皆さん一つずつ年をとっていきます。ことしできたことが来年できるとは保証されるものではございませんので、そ

の点についてはしっかりと、町でできること、皆さんでできること、個人でできること、自助、共助、公助でありますので、自助、共助、公助でできないということはないと思いますので、それはその時々判断の中で自助であったり共助であったり公助という部分の中で、できるだけ長く舟形に住んでもらえて、健康長寿で舟形にいていただきたいというのが願いでございますので、そのように対応を今後とも進めていきたいと思っています。

1番 続きまして、次の質問に行きたいと思っています。

臨時職員の賞与支給についてでありますけれども、先ほど答弁の中でちょっとニュアンスの違いかなということで感じたのは、私は決して臨時職員が多いというニュアンスで言っているわけでもないんですけれども、ちょっと私がひっかかるのは、「人口減少に伴い職員を減らすよう議会決議があり、職員を削減してきた」という答弁がございます。一般町民から見ればということですが、人口が減れば職員が削減されるというのは当たり前のことではないかなと私は捉えております。町民の考えや思い、民意というのを議会で伝えるのも町民から負託を受けた議員としての一つの務めでないのかなと私は考えているところであります。そんなことで、こちら辺がちょっと、確かに議会の決議で減らしたのは当然だと思いますけれども、ちょっとニュアンス的にどうなのかなと非常に私ちょっと思ったものですから、ここについて町長の考えをお伺いしたいと思います。

町長 これは、小泉総理の時代に三位一体の改革ということで地方交付税が毎年毎年減らされてきている時期がありました。あわせて行財政改革ということで、職員数を減らす、議員定数を減らすというのがもてはやされた時期がございます。当議会でも、町民100人に1人というような、矢祭でしたか、その考え方をもとに定数を見直ししようと、職員の数を減らせというような話があつてこの答弁になっていると思います。

その一方で、今度は緊急雇用等で、失業者が多くなってきたときにはいっぱい職員を雇えということで、そういうこともありました。特に3・11以降の関係の中では多くそういう話も出てきておりましたけれども、その中で国が緊急雇用の交付金を出すために町でも臨時職員で対応してきたという経緯もあります。その緊急雇用の臨時職員がそのままいるということもあるようです。

やはり職員と臨時職員の職責の重さを考えなければいけないということの中で、職員は現在山形県で一番少ない74人という数字でございます。そういったところを踏まえながら、やはり職員が、挨拶でも申し上げましたけれども、一人一人考え行動する職員でなければならないというところではありますが、なかなか仕事量が多過ぎるという部分もありますので、忙殺されている職員が多くいるようなことでもあります。そういった点を臨時職員の方々に補っていただいているんですが、やはり臨時職員と職員との職責の重さ、そこを十分に認識しながら、本当に必要な臨時的な職員という部分と専門的な臨時職員という部分も踏まえながら、必要な数だけを適正に採

用するというのが私の考え方であります。

1 番 今、答弁ございましたけれども、正職の方が少なく、臨時職員におろされるところが結構出てくるのかなと理解しています。職員が少ない分、臨時職員で補っているわけなので、また29年度の当初予算においても多くの新規事業が盛り込まれているようでございます。ということは、臨時職員にもこれからかなりの負担がふえてくるのかなと思っております。臨時職員をうまくというか、職員と同等の仕事をしている方もいるようですし、それなりという方もいると思うんですけれども、正職と臨時職員をうまくマッチングしていくことが仕事がよりスムーズにいくのかなということも思います。そこら辺は管理職の皆さんの手腕にかかっているのかなということも思います。

12月定例会で質問した中で、そのときは課長の答弁でしたけれども、舟形町役場の臨時職員というのは地方公務員法の17条で採用しているということでありまして、17条1項により臨時職員を採用しているのであれば、地方自治法203条の2項の適用であり、支給方法、条例で定めれば支給できるということでありまして、確かに財政運営上という答弁もございました。しかしながら、今、町長言われたように、非常に職員が少なく、臨時職員に負わせる負担も多くなるやに思います。そんなことで、ぜひとも早期に条例を整備し、31年の回答を待たずに舟形町独自で、できればせめて賞与だけでも条例を整備して整えて臨時職員に支払っていくようなことはできないのかなと強く思っているところであります。そこら辺、町長はどう考えますか。

町長 その点については、12月のほうでもお話しさせていただいたんですが、現在、郡内、それから県内を見てもそういう状況下にはないと思いますし、今、国のほうで研究会の報告が出て、31年4月ということがあるようでございますので、それらを待ってやるしかないのかなと。財政状況が大変よろしくて、どんどん臨時職員にも賞与関係が支給できるという状況であればそれも可能かとは思いますが、今現在の中ではそういったことは難しいと思いますので、国の研究会の報告を受けて国でどういう形で出るのか、県の状況、地域の状況を見て出したいと思っているところでございます。

1 番 最後に、今後の町長の考えでありますけれども、役場の職員の採用はどう考えておられますか。というのは、今回新規で採用になっていると思います。ある一定期間、新規の採用がなかった時期がありますよね。今後、採用を計画的にしていくなか、そこら辺の町長の考えをお伺いしたいと思います。

町長 職員採用計画につきましては、やはり退職者の補充プラスアルファで考えていかなければ舟形町の行政は対応し切れないと思っております。挨拶でも申し上げましたが、一人一人が考え行動する職員が多くなれば舟形町民の幸せにもきつとつながると考えておりますので、随時、ちょっといびつな職員構成にならないよう努力していきたいと思っております。4年間不補充であった、その4年間というツケが、30代の職員が数名ぐらいしかいないといういびつな状況であります。

彼らのときに行政運営がうまくいくのかどうか、それが大変心配になっているところでもありますので、そういったことのないようにしっかりと考えて職員の採用計画をつくっていききたいと思っています。

1 番 私も同様な心配をしておりましたので、ぜひとも計画的な採用、そしてリーダーシップをとって健全な財政運営をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長 以上をもって、伊藤欽一の一般質問を終結いたします。

3 番 私からは、通告書に従いまして、「農林水産物処理加工施設の経営は」と題しまして質問したいと思います。

本施設は、舟形町振興公社が運営し、産業振興と地域が活性化するまちづくりを目指し平成26年11月にオープンしました。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用しての整備であります。旧富長小学校でもあり、私も地元の人間として、ぜひ成功してほしい、雇用をふやして活気を取り戻してほしいという思いでいっぱいです。

単純に民間との比較はいかななものかとは思いますが、実態を見ますとなかなか経営としては厳しいものがあるように思います。町は平成29年度までに自立経営を目指すと言っておりますが、具体的な施策が見えない中でどのようにして自立していくのか、次の点について伺います。

- ①オープン時からこれまでの町からの補助金は幾らになるのか。
- ②平成28年度の売り上げ目標と平成29年1月までの販売実績は。
- ③補助金は今年度までと考えているということですが、今年度までで大丈夫なのか。
- ④損益分岐点は幾らになるのか。

以上お伺いいたします。

町長 それでは、3番石山和春議員の「農林水産物処理加工施設の経営は」についてのご質問にお答えします。

ご承知のように、農林水産物処理加工施設は、平成25年度補正予算により農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で平成26年度に整備され、運営を町が舟形町振興公社に委託している施設であります。

さて、1番目のご質問の「これまでの加工施設への補助金」についての質問ですが、オープンした平成26年度は300万円、平成27年度は720万円、今年度は500万円の補助金額となっております。

2番目のご質問の「平成28年度の売り上げ目標と平成29年1月末までの販売実績」については、平成28年度の売り上げ目標は1,700万円で、平成29年1月末での販売実績は854万3,000円となっております。

3番目のご質問の「今年度までの補助金で大丈夫か」についてであります、当初は平成26

年度から平成28年度の3年間、町からの補助金を活用しながら販売実績を伸ばし、町の補助金がなくとも町加工施設が自立して運営していくことを計画しておりました。この3年間、町加工施設を運営している舟形町振興公社は、山形県クラスター協議会や駅弁の「牛肉どまん中」弁当で有名な新杵屋など多くの方々から販路拡大や売れる商品づくりに対してご指導、ご協力をいただいております。商品の開発と販路拡大に取り組んできたところであります。販売実績も、オープンした平成26年度は359万円、平成27年度は873万円、今年度は先ほど申し上げましたように1月末までの実績で854万3,000円、3月末までの販売額はスイーツ等の売り上げが順調で1,100万円を見込んでおり、年間販売額は前年に比べて223万円増加する見込みであります。

しかしながら、町加工施設の運営状況を見ると、人件費や仕入れに要する経費が大きく、来年度も補助金を見込んで運営を行わなければならない状況となっております。このため、平成29年度は464万8,000円を加工施設運営費補助金として予算要求を行っているところであります。

4番目のご質問の「損益分岐点」についてですが、町加工施設の運営経費は、人件費や光熱水費、委託料、車などのリース料等の固定費と主に食材の仕入れなどの変動費となっております。金額については毎年若干の変動はありますが、町加工施設の平成27年度決算額と同程度の販売額がないと収益を得られないと分析しているところであります。

今後は、これまで企画開発してきた商品の中から販売増進が見込めるものとそうでないものを精査、整理を行うと同時に、新たな商品の企画開発販売、例えばことし1月以降、お菓子については舟形にゆかりのある東京のパティシエからご指導いただき、また鮎の加工品や漬物については山形市内の飲食店や漬物販売店と一緒に商品開発を行うとともに、具体的な取引について調整を進めているところであります。引き続きコスト削減も図りながら、売れる商品づくりと町内外に対してさらなる販路拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

3番 この加工施設については、これまでも何度も質問がございました。せっかくつくった施設でございますので、何としても、ただいま申し上げましたけれども、経営を軌道に乗せて継続してもらいたいと思っておりますけれども、毎年補助金というわけにはいきません。緻密な計画に基づいた製造販売が求められているんだろうと思います。その上で、少し掘り下げてご質問したいと思います。

ただいまの答弁で、これまでの補助金が3年間で1,520万円ということでございます。私はこの質問通告書が21日締め切りでしたのでその前に出しましたが、2月28日に29年度の予算内示がございました。私はそれを見てびっくりしたんですけれども、29年度も補助金が昨年とほぼ同額の464万円計上されていまして。昨年6月定例会で「補助金は今年度までと考えている」という答弁がありましたけれども、また補助金を入れるということは、計画性が見えないというのか、非常に見通しが甘いのではないかと思いますけれども、町長の考えをお伺いします。

町長 議員ご指摘のとおりだと思います。そういうふうに強く感じるもんですから、先ほどの答

弁にもありましたとおり、売れるもの等の精査をしないと、現在お菓子だけでも、つくれる商品といえますか、つくった商品が約100種類近くまであります。漬物についても、そこまで多くないんですが、いろいろな商品をつくり続けています。そろそろやはり整理をしながらそのことについて考えなければいけないのではないかとということで、ケーキの専門家であります東京のパティシエの本橋さんという方に来ていただいて、どういうものをつくったら売れるのか、どういうことで売ったらいいのかというアドバイスを受けながら、ケーキについても売れる商品について傾注していきたいと思っていますところですよ。

さらに、鮎についても、漁協から協力をいただきながら、これも売れ筋の商品に特化していくというふうに考えておりますし、漬物についても酒井副町長のほうから、振興公社の社長も務めていただいているという関係でいろいろとご紹介をいただいて、山形市内の漬物会社さんのほうから先日来ていただいて、どういう漬物をつくっているのか、それから施設等を見ていただいて、どういったものがうちのほうでつくれるのか、それからその漬物会社さんとの委託加工とかそういった形のものができないか、いろいろ副町長からも骨を折っていただいて検討しているところですよ。委託加工ということになれば安定して収入が得られます。

さらに、お菓子等についても、本橋さんからいただいたのは、単価を高くして、ここにしかないようなものを、果物をいっぱい使ったお菓子であれば通販で売れるよということもご指導いただきましたので、そういったものの中で何とか、29年度の予算は昨年度同様の400何十万という金額を計上させていただきましたが、その補助金をいただかなくていいような収支が29年度にとればと考えているところでもありますし、ゼロ以上になれば一番いいんでしょうけれども、ぜひそういう形になるよう今年度からかじを切っていきたいと強く考えているところでございます。

3番 ただいま町長が言われるとおり、売れるものをつくる、これは非常に重要なことだと思います。逆に、重要ではあるけれども、言ってみれば当然といえば当然のことなんだろうと思います。そういう中で、緻密な計画というものを立てなければ、ただつくったから売りましょう、きょうは100個だ、きょうは200個だ、計画がない中でそういう数をつくれれば当然ロスも発生します。そういう中では緻密な計画が私には見えなくなっているんですね。

そういうことでお伺いしますけれども、28年度の売り上げ目標は1,700万円ということでございました。この売り上げ目標というのは毎年立てていらっしゃるのかお伺いします。

町長 毎年立てておるようです。

3番 毎年出していると、当然ですけども。私、甚だこれ疑問を持っております。と申しますのは、平成27年3月定例会の一般質問でこの加工場の質問が出ました。これはまだ私が議員になる前の話ですけども、そのときに「販売額は1,400万円を見込んでいる」という町長の答弁でした。ところが、昨年6月定例会で「販売額の計画は1,000万円で、実績は874万円です」という課長答弁がございました。同じ平成27年の計画でどうして400万円違うんですか。

町長 正確な数字はちょっとあれですが、多分最初に議員がおっしゃられたのは加工場を建設した際に3カ年計画で補助金を出すという数字かと思います。その後段で述べられたものについては恐らくその後の実施をしてきた中での数字かなと思います。それで、加工場をつくときの数字というものはやはり若干の雑多なところがあるのかなと思いますし、それを突き詰めていったやつが次の数字になるという形かと思います。そういったところの反省も踏まえながら来年以降の3カ年の計画をしっかりと立てていきたいと考えているところです。

3番 加工場を立ち上げてすぐの金額だからこういう金額だという答弁でございますけれども、26年11月にオープンしましたよね。27年のこれが販売予定価格です。3月の議会で答弁しているから、当然これは予算が出ているわけですね。それで1,400万円と答弁されているんです。その時点でも1,400万円という金額が出ているんですよ、予定金額として。ところが、去年の6月は1,000万円だと。ここで大きく400万円違っているんです。もう一度ご答弁をお願いします。

町長 先ほど申し上げましたとおり、その件について最初の1,400万円というのは、恐らくことしあたりは2,100万円ぐらいの売り上げになるような加工場を建設する際の売り上げ目標ということではないかなと思います。その後やはり見直しをしながら実際の数字に合うような形の中で数字を訂正してきているということだと思います。以上です。

3番 私は変に勘ぐるわけではないんですけれども、販売額が1,400万円で、売り上げ金額が実績は同じなわけです。販売額が多ければ多いほど達成率が悪くなるんですね、目標の達成率。達成率が悪くなるから1,000万円に下げたのではないかなと、逆に私は思ったんですけれども、違いますか。

町長 そのようなことはなくて、手元にある資料によりますと、26年度に加工場を建てたときの売り上げ目標の計画が27年度で1,400万円と、その当時の課長が提示したものがございますので、そのようなものだったと思います。それでいくと来年は2,120万円の売り上げがあるという計画をつくっておりますが、なかなかこの計画の根拠というものが定かでないというところもございます。来年2,120万円を売り上げると町の補助金がなくなるよというような運営計画を立てているんですが、実際はやはりそうはいかないということでありまして、実際の計画に沿った形で1,100万円ということの話だと思います。決して達成率云々の話ではなくて、現実には即した形で数字を申し上げたのだと思います。

3番 わかりました。それでは改めてお聞きしますけれども、29年度の売り上げ目標も立てていると思うんですけれども、幾らですか。

町長 1,700万円というふうに町のほうとしてはもくろんでおります。

3番 1,700万円の売り上げ目標だということでございます。1,700万円という金額、この根拠を教えてください。

町長 1,700万円の根拠でございますけれども、基本的には事業収入としていろいろな生産物を

売っていった、鮎、漬物、スイーツ、惣菜その他の中で1,700万円を見込むということでありまして、現在のところの1,700万円というのがおよそ加工場運営に係る経費ということであります。実際的には28年度の売り上げ目標が先ほど申し上げましたとおり1,100万円ほどであります。そうすると当然1,700万円と1,100万円のところに差異がございます。来年、売り上げを頑張って伸ばそうということで、約1,235万2,000円ほど売り上げを伸ばすという今のところの計画でございます。それでも1,700万円との差異がございますので、その係る経費と事業収入分を除いた464万8,000円が今回29年度の補助金としていただきたいということで、事業収入の鮎とか漬物とかスイーツ、今現在いろいろと交渉しながら取り組んでおりますので、その売り上げを上げればこの補助金の額が少しずつ減っていくということで考えているところでございます。

3番 ただいま29年度の予算468万4,000円ですか、これを計上していると。補助金というのは、例えば500万円なら500万円というのは真っさらに真水ですよ、500万円は。ところが、468万4,000円というのはこれは真水なわけですよ。この468万円を生むためにはどのぐらいの売り上げが必要ですか。

町長 販売額で464万8,000円というわけにはいかないもので、やはりそれに係る食材の仕入れ等が出てきますので、販売額でいくとその倍は必要になる可能性も出てくると思います。

3番 468万円を生むには、町ではどのぐらいの利益率を設定しているのか私はわかりませんが、単純に考えて30%の利益を出すんだと考えれば、1,700万円の売り上げがなかったら460万円の、補助金分ですよ、補助金分、これが出てこないんです。その辺はどういうふうにお考えですか。

町長 議員おっしゃられるとおりでございまして、純利益として464万8,000円を上げるためにはということでございまして、利益率半分ぐらいですね、今のところ、です、約倍を見込めば何とかかなかなと思っているところでございまして、その実現に向けて、先ほど申し上げましたとおり東京のパティシエの本橋さん、それから山形の漬物会社さんと連携協力しながら、少しでもこの補助金が減らせるよう振興公社の職員とともに頑張ってくださいということでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

3番 年間売り上げをこういうふうに立てているわけですよ。年間売り上げを立てるということは、当然それに基づいて月次売り上げ、毎月の売り上げ、それに伴う販促計画、販売促進計画ですけども、こういうものも当然立てていると思いますけれども、ざっくりでいいですから、どういう計画を立てているのか伺います。

町長 現在のところそういうものがないというのが一つ大きな欠点だと思っているところです。先ほど申し上げましたとおり、何が売れるかわからないということで、今のところ加工場とは言うものの、研究施設のようにお菓子の種類だけで156種類をつくっております。その中で156種類が全部売れているわけでもないということでありますので、3年間かけてある程度、つくれるも

の、売れるものというのがはっきりしてきておりますので、これから、答弁でもありましたけれども、集中と選択といいますか、精査と選択をしっかりとやりまして、今後どういうふうに、例えば山形の漬物会社の加工委託となれば毎月とか各シーズンである程度の販売量が見込めるわけです。そうした場合についてこういうものだということができるようでございますが、現在は各種イベントに商品を持ち込んで、この中で何が売れるかというようなアンテナショップ的な販売が多いようです。そういったことも一つ販売額が上がらない原因でありました。3年間やらせていただきましたので、今後はしっかりと売れるものをつくっていく、売り先もどういう相手の方ということまでしっかりと精査しながらその点についてはやっていくというふうに考えているところでございます。

3番 考え方はわかりました。でも私は、今の考え方だったら、ことしだけでなく来年また補助金を入れなかったらやっていけないというふうになってくると思いますよ。と申しますのは、3年間で自立をするという目標を立てて始めたわけです。ところが、4年目、29年度は4年目になるわけですが、それでもまた昨年と同じ、同額ぐらいの500万円弱の補助金を入れなくてはいけない。今、町長がおっしゃったことは、本当は1年前にやらなければならない仕事なんですよ。完全に1年おくれてしまっているんです、3年間でするには。だから、今そういうことをやって、計画もない、計画書もない、そういうことをやっていけば来年また補助金を入れるようにならないんですか。私はなると思いますよ。

町長 そういった議論については平成26年度に加工場をつくる際にしっかりとやっていただければこういうことにはならないのかなと思います。加工場をつくった段階で、何を加工するのかとかそういった漠然とした計画の中で売り上げ目標だけがあるということでは、石山議員のおっしゃられるとおりだと思います。

その姿勢をしっかりと今ただして、来年以降こういうふうにやっていきたいということでもありますので、それを直すのに、1年遅くても、どうぞ指摘を受けても、これはやむを得ない。今やらなければ次に前に進みません。今まで同様の加工場となってしまいます。それを今ある施設をもうやめたというのがもしかすると一番いい回答なのかもしれませんが、石山議員おっしゃられるとおり、せっかくつくった施設です。そういったものを有効利用するためにはということで、振興公社の職員としっかりと知恵を出し合って、いろいろな人の手綱を頼りながら、その売れる方向を今考えているところでございます。今、議員のおっしゃられた月次とかそういった計画をしっかりと出せるような加工場運営にしていきたいと思いますので、またご指導をいただければと思います。

3番 ただいま町長がことしはそういうものをきちんと出すということでございますので、ぜひことしじゅうにそういうものを確立していただいて、来年からは、30年度からは補助金を入れなくても済むようにぜひ頑張っていただきたいと思います。

通常の場合ですと、年間の売り上げを立てれば月次の目標、そして販促計画、こういうものを立てて、この計画に基づいて毎月の進捗率、売り上げ目標達成に向けての毎月進捗率を見ていく、そして厳しい場合には少しねじを巻いて売り上げをつくっていくというのが私は通常のパターンだと思います。そういうことも念頭に置きながら、ぜひ補助金を入れなくても済むような施設にしていきたいと思います。

それで、この施設は補助事業で立ち上がった施設でございます。運営するに当たって、こういうものはだめだとか、ああいうものはつくってだめだとか、こういう縛りというのはあるんですか。

町長 その当時、私はその担当をしておりませんでしたので、詳細について産業振興課長から、わかれば答弁をさせていただきたいと思います。

産業振興課長 当初の加工場の成果目標というものが2つあります。1つは交流人口の増、それから1つは地元での生産量、農産物の生産量の増という2つの成果目標がありまして、それらをクリアしていくんだということで、町の中でとれた野菜、果物等々を利用しての加工品の作成、開発ということでやってきているわけですので、商品としてこれを使って悪い、材料としてこれを使って悪いというものはなく、舟形町の中でとれた農林水産物、食品であれば問題ないと理解しています。

3番 そういうことであれば、何をつくっても構わないと理解してもよろしいということですね。わかりました。

それでは、ちょっと視点を変えますけれども、これまで私が聞いたところによりますと、販売先として野田岩さんとかはぎ乃さんですか、取引があったように聞いておりますけれども、今もあるんですか。

町長 野田岩さんと振興公社については、多分白菜とかの提供ということで、直接的に振興公社の加工食品ということではございません。現在は多分野田岩さんとの取引はないと思っております。「とんかつはぎ乃」さん、東麻布の豚カツ屋さんですが、そこにはコロッケ等を今も取り扱っていただいておりますので、そのようになっております。

3番 取引のあるところはぜひ取引を続けていただいて、そして売り上げを伸ばしていただきたいと思います。

それで、またちょっと話変わりますけれども、今、舟形町にスーパーはないですから、新庄市にあるスーパーなんかでは非常に地産地消というものを積極的に取り入れて販売しているようでございます。漬物もそうだし、あるいは菓子類も見受けられます。そういう地元のスーパーとかそういう取引先というのはございますか。

町長 スーパーでいきますとヨークベニマル下田店さんとかございます。そのほか最上物産館さんとか、そのほかグランドホテル観松館、わらべ唄、湯の原、早川みやげ店、最上峡芭蕉ライン、

ぽんぽ館、産直さけまる、大石田駅売店、あったまりランド、大滝ドライブイン泉やさんとか、いろいろなところと取引をさせていただいているようでございます。

3番 私、これは一つの例としてですけれども、例として挙げますけれども、製造する段階で、当然売り上げなんていうのは1年中同じような、毎月同じ金額が売れるわけではございません。毎月違う、売り上げは。月で違うのと同じように季節によっても売り上げは当然違ってくるわけです。そういうことで、今、季節商品というものをつくっていらっしゃいますか。

町長 基本的にはお菓子の分野で、とれる季節ごとのスイーツをつくっていただいているように思います。その他は、基本的には漬物は1年中変わらないと思いますので、あと鮎製品も変わらないので、そういったところで今のところは大きく季節商品となりますとスイーツのほうが季節商品になるかと思います。

3番 ただいまベルが鳴りましたので間もなく質問をやめますけれども、この季節商品は非常に私は大切だと思うんですね。主に、漬物、鮎関係は季節商品ではありませんけれども、スイーツ関係だと思うんです、スイーツ、菓子関係ですね。そして、ちょうど今の時期ですと2月末から4月上旬にかけて何百万と売れる商品があるんです。町長、ご存じですか。

町長 存じ上げませんので、教えていただければと思います。

3番 くじら餅なんですよ。ひな祭りにかけて、くじら餅というのは2月末から4月上旬にかけて何百万も売れるんです。これは1店舗じゃないですよ、全部で。そのぐらいの商品です。ですから、あるところでは、製造しているところですけども、1カ所で何百万も売っているところもあるんです、くじら餅だけで。だから、そういう季節商品というものを巧みに使っていないと、いや、うちはスイーツだから、くじら餅はつくりませんよ、そんなことを言っている場合じゃなくて、背に腹はかえられないわけですから、どんなことをしたって売り上げをつくっていかなくちゃいけないわけですから。そういう季節季節によって違う商品があるんですね。だから、そういうところもきちっと調査をしていただいて、ぜひ補助金を入れないで済むように頑張りたいと思います。

質問を終わります。

議長 以上をもって、3番石山和春君の一般質問を終結いたします。

2番 それでは、私から通告書に従いまして質問をさせていただきます。「自動車運転免許証を自主返納した高齢者への支援について」と題して質問をさせていただきます。

近年、全国的に交通事故が減少傾向にある中、高齢者の自動車運転による交通事故の発生割合がふえてきている現状にあります。特に高齢者が起こす交通事故は死亡につながる重大なものとなっており、予防対策が社会的な課題となっています。

これまでも自動車運転免許証更新時における認知機能検査による予防対策を講じているところではありますが、高齢運転者の交通事故がふえてきていることから、本年3月施行の改正道路交

通法では高齢運転者対策をさらに強化を図ることになったようです。それは、75歳以上の高齢者の自動車運転免許証更新時の認知機能検査において記憶力等の低下が見られた場合には医師の診断を義務化し、認知機能等に問題があると医師が診断した場合は自動車運転免許証の停止または取り消しとなるようです。

県警では、高齢者の重大な交通事故発生予防対策として、自動車運転免許証の自主返納の呼びかけを行っています。この呼びかけに対して、みずからの判断や家族との話し合いにより高齢者から自動車運転免許証の自主返納件数は、県警では過去最多を更新しています。

しかし、公共交通機関のない地域や高齢世帯においては、日々の生活への影響を懸念し自動車運転免許証の自主返納をためらう高齢者が多くいるのも現実としてあります。当町内においても、高齢者の多くが生活のためにやむを得ず自動車を運転している現状にあるのではないかと懸念されているところです。

今後、ますます高齢化社会が進む中、高齢者の交通事故予防と生活を守るための手だてが求められているものと思います。町内の高齢者が自動車運転免許証を自主返納した場合における支援について、町長の考えを伺います。以上です。

町長 それでは、2番小国浩文議員の「自動車運転免許証を自主返納した高齢者への支援について」のご質問にお答えします。

舟形町における27年の交通事故発生件数は13件、死亡事故はゼロ、人口1万人当たりの交通事故発生件数は少ないほうから数えて県内6位でありました。28年の交通事故発生件数は10件に減りましたが、残念なことに死亡事故が1件発生してしまいました。人口1万人当たりの交通事故発生件数は少ないほうから数えて県内2位となっています。

昨年、新庄警察署管内で320件の交通事故が発生しましたが、その交通事故の主たる原因者の1位は女性ドライバーで97件、2位が65歳以上の高齢者ドライバーで69件、3位が青年ドライバーで59件となっており、平成27年も同様の順位となっているようで、最も危険なのが女性ドライバーとなっております。ただし、被害者は圧倒的に高齢者が多くなっております。

町としては、交通事故撲滅に向け、舟形町交通安全対策推進協議会をはじめ最上地区交通安全協会舟形支部、舟形町交通安全母の会、舟形及び長沢駐在所と連携しながら春の交通安全県民運動やドライブマナーキャンペーンの展開など数々の取り組みを行っているところです。

特に、交通安全母の会では、老人クラブに対する教室を28年は14回、約400名弱の参加をいただき実施しておりますが、その教室では交通事故撲滅の指導のほか、振り込め詐欺に遭わない指導、防災の備え、訪問販売の注意点、免許証の自主返納などについて、駐在さんと連携して実施しているところです。また、堀内地区約200戸を訪問し、交通事故撲滅のための啓発活動も実施しております。

さて、本町における自動車運転免許証の自主返納件数はふえている傾向にありますが、平成

27年は、男性で65歳から69歳の方が1名、80歳以上の方が4名、女性では65歳から69歳の方が2名、75歳から79歳の方が2名、合計で9名の方々が自主返納されております。また、28年は、男性で60歳から64歳の方が1名、80歳以上の方が3名、女性で65歳から69歳の方が1名、70歳から74歳の方が2名、75歳から79歳の方が1名、合計で8名の方々が自主返納されております。

県内の運転免許証の自主返納者に対する支援についてですが、昨年10月19日現在、山形市をはじめ16市町、その他タクシー協会や地区安協等が実施しております。支援の内容についてですが、主にバスやタクシーの無料乗車券、定期券の補助を65歳以上や70歳以上の自主返納者に1回もしくは更新手続の上、継続支援をしているようでありました。

今後、ますます免許所持者が高齢化を迎えることとなります。小国議員が言われるとおり、取り組みが必要であると認識しておりますが、個人の事情や健康状態、個人の意思などによるものであると思いますので、自発的に本人が納得して返納できるような仕組みづくりや、衝突事故等を防ぐためなどの支援などについて、29年度に町営バスや乗合タクシー担当、高齢者コミュニティ触れ合い担当、福祉タクシー担当、交通安全担当と連携しながら、地域公共交通会議で町に合ったサービスのあり方について検討してまいりたいと考えております。

2番 それでは、再質問させていただきます。

まず、舟形町において、事故率、件数等大変少ないということは大変喜ばしいことだとは思いますが。しかしながら、一旦この事故が起きたときの悲惨な状況というのは、普通の物損事故よりもはかり知れないのかなという思いでこういう質問をさせていただいておるわけです。

私も通勤とかいろいろ車を運転しているときではありますけれども、とんでもない運転をする方をよく見かけます。一時停止、全然とまらないで、いきなり飛び出してきたり、信号が赤なのに堂々と渡っていく、そういうドライバーも多分、私は見たわけではないですけれども、高齢者なのかなと、これが事故を起こしたときの惨事は大変なものではないのかなという思いでおります。

舟形町として、これに対して、交通安全対策推進協議会というものを介してでしょうけれども、町として啓発活動も含めて自主返納に対して、駐在さん等を介してなのかもわかりませんけれども、新庄警察署のほうで今一生懸命頑張ってもらっているようではありますけれども、町としては、これをもって、これが町としての調査なのかなという思いでいますけれども、これで間違いないでしょうか。

町長 現在知り得る情報の中で、先ほど申し上げました28年度で8名という数字でございます。

2番 引き続きこれからも啓発活動も続けて、返納に向けてやっていかなければならないと思うわけではありますけれども、やはり田舎で、車、マイカーがなければなかなか生活していくのも大変だなという思いでおりますので、生活の足として高齢者がなかなか自主返納に踏み切れないところも否めないのではないかなという思いでおりますが、そういうものに対しては町としてどう

いう啓発活動をこれからやっていかれるおつもりなのかお聞かせください。

町長 議員おっしゃられるとおり、舟形町において自家用車というものについては、公共交通機関の発達していない舟形町において重要な移動手段であり、生活に欠かせないものだと考えております。

去年の12月ですか、ある方のお葬式に行ってきたんですが、その方の話を聞くと、一昨年の秋に自主返納をしたということで、それで一冬越したところ認知症がひどくなったということで、死因は認知症とは関係ないでしょうけれども、そういう状況になってきていると。やはり行動範囲とかいろいろとそういったものがなくなってくるとそういうことも進むのかなという思いがあります。

そういったところの中で、簡単なのは町営バスに無料で乗るというようなこととか福祉タクシーとかの連携をしながらタクシー券を配るという方法もあるんですが、さらに舟形町として考えなければならない部分があるのかなと思いますのは、現在、衝突防止機能付きの車、それから踏み間違いをしないような装置とかもございます。そういったものを最大限活用していただくところはいただいた上で、さらに自分が納得して自主返納という形になれば一番いいのかなと思っていますところでは。高齢者が加害者ということになると大変なことだと思いますので、なかなか長く乗ってくださいとも言えませんし、自主返納を極端に進めるというわけにもいかないとは思いますが、やはり自分の中で判断していただいて、加害者にならないような、そして生活に不便がないようなということの中で、どうすればいいかということをして29年度中、若干遅きにはなるんですけれども、ほかの市町村に比べるとやはり公共交通機関が発達しておりませんので、そういったことを考えるとそういう手だても講じながらしていただくということも一つは必要なのではないかと思っています。例えば衝突防止機能とかのついた車に更新するときには少し町で補助をすとかという制度も考えてはいるんですけれども、そこには財源というものもありますし、そういったことをすぐ更新していただけるかどうかというものもありますので、そういったところも踏まえて、しっかりと29年度でこのことについては検討させていただければと思っていますところでございます。

2番 かなりの支援策を述べていただきましたし、考えていらっしゃるんだなという思いでいますけれども、高齢化率はますますこれからどんどんふえていくわけであります。しかし、やはり足がなければ生活していくには物すごく不便なこの地域、ここだけでもないでしょうけれども、最上市町村のどこを見ても同じなわけであります。

その中において、衝突防止策の支援とか言っていたいただきましたけれども、県内市町村において、ここに答弁書にも書かれておりますけれども、10月19日現在で16市町が支援策を立てているということでありますけれども、1月13日現在では17、1つふえているわけであります。また、この3月には大蔵村でも自主返納対策として60万円を計上したという話も聞いております。そう

いうものを含めて、こういう特殊というか、本当に東京のように交通機関が発達しているんだっ
たらそう悩むこともないのかもしれませんが、車がなければ本当に不便なところでありま
すので、そういうものに対しての、さっき町長が言ったそういうものも含めてですけれども、も
う少し掘り下げて、例えば町営バスのこともありますけれども、稼働率というか、乗車率とい
うか、空で走っていないか、空で走っているとすれば、もう少し別な考えを持つという視点も必要
ではないかなと私は思っておりますけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

町長 いろいろな支援策があります。先ほど申し上げましたとおり、平成27年度で9名、平成28
年度で8名、合わせましても17名ということで、例えば福祉タクシーのように2万円のタクシー
券をあげますというと金額的には少ない財源で済むということになるかと思います。それがよろ
しいのかどうか、そこら辺も踏まえて考えていかなければいけないと思いますし、衝突防止対策
の車の補助とかという話をしましたけれども、それだけがいいのか、いろいろなことを検討する
必要性はあると思います。

そういったところを踏まえながら、29年度中に、例えば自主返納した方々に無料タクシー券
とかそういったものが必要だということであれば、来年まで待たずに補正予算でそういった対応
も考えられますし、また来年度以降にやはりやらなければいけないということもあるかと思いま
す。そういったところをしっかりと皆さんで検討していただいた上でこの対応をしていきたいと
考えておりますので、その点についてはまたいろいろなお意見、ご指導をいただければと思いま
す。

バスの件については確かにそのようにあるようでございますし、デマンドバス、タクシーと
いう制度もあるようですので、そういった観点も踏まえながら、さらには、いつの議会か忘れま
したが、長沢地区にもという要望がありました。そういったところの観点も踏まえながら、町の
公共交通機関のあり方についてどうあるべきかというのも踏まえながら、何とか29年度中に方針
を決定させていただいて、30年度から、もしくは早いものは29年度から取り組んでいきたいと考
えているところでございます。

2番 私がなぜ今町営バスのことを申したかというと、新聞報道にもあるんですけれども、コス
トの低い小型バスや乗合タクシーについては国の補助を手厚くするという新聞報道があったわけ
です。そういうこともありますので、確かに町営バスも大変ありがたいものだと思います、私も。
しかし、高齢になればなるほどバス停まで歩いていくのが大変なわけです。天童ではドア・ツー
・ドアという補助をつくって、バス停じゃなくて玄関先までこういうものが、車が行くようなも
のができれば一番いいのかなと。ただ、予算の観点もあるだろうし一概には言えないですが、
も、そういうコストの低いやつ、そして需要、町営バスの場合は朝晩の通勤には欠かせないと思
うんです。しかし、日中、そんなに乗車しているのか、ちょっと私はわからないので、その辺お
伺いしたいと思います。日中の乗車率というものがわかりましたらお願いします。

町長 日中の乗車率については、残念ながら内容等がわかりませんので、担当のまちづくり課長から、わかれば答えさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 日中と言われるとわからないんですけども、平成27年度ですが、利用人数の総計はわかります。8路線で全路線の延長が105.8キロありまして、平成27年度の輸送人数が6,178人という数字になっています。

2番 なかなか日中といっても、時間がいつからいつまでという質問をしたわけではないので。しかし、これもある程度調べておく必要はあるのではないかなと。ただ走らせればいいというものでなく、どこに需要があって、どこに必要なものがあるのか、そういうものも自分たちの中で情報として持つておくべきことだと私は思います。そういうものを生かして、小型とか乗合タクシーのほうに予算を振り向けるというやり方も賢明なのかなと思いますので、そういうものに対してやっていただけないかなと思いますが、その辺どういうお考えでいらっしゃるか。

町長 まちづくり課長より答弁させます。

まちづくり課長 昨年ですけれども、各地区に分かれて、今運行している町営バスを利用してどういうふうに自分が行きたいところに行けるのかということをバスのダイヤを見ながら考えていただきました。その中で一番用事のあるのは、温泉に行く、医者に行く、それから年金のときに金融機関に行くという理由が大変多かったようです。たまたま町のほうに実習ということで高校生が総務課の事務に来ていたんですけども、その方にも参加していただいてやったところ、高校の通学に果たして町営バスが提供できるかということ、なかなか、早退しないとうちに帰れないという時間帯でございました。

そんな中で、昨年の議会で小国議員からも長沢地区のデマンドバスの実施という要望もございまして、昨年度調査では確かにそういう要望等を利用者が持っているということで、答弁にもありますとおり、29年度について各担当を集めて今後の町営バスの運行について、デマンドバス運行というか、乗合タクシーが堀内の地区にあるわけですけれども、そういったことも含めて検討していきたいと、昨年度調査でそういう方向づけをしているところです。

2番 そういうデータもとっていただいているようなので、これを活用して、無駄のない、切れ目のない行政サービスというものを心がけていただければと思います。

あと、この免許返納について、昨年、町長にも質問しましたがけれども、買物弱者対策、これにも資するのではないかなと。結局、足がなければ買物も行けない、やはりイコールなんです。免許を返納したら買物にも行けない。そういうものに対してもリンクして考えていかなければならないのではないかなと私は思いますけれども、その辺については町長どうお考えですか。

町長 全く小国議員のおっしゃられるとおりでありまして、そのように私も感じております。

そのため、29年度については商工業活力アップ推進事業という新たな補助事業をつくりまして、商店の活性化を継続するための施策、補助金を計上しております。そういったところをぜひ

活用していただきながら、さらには今年度、移動販売所の更新とか移動販売をやりたいという方についての補助金も上限200万円まで計上してその取り組みをしようとしております。そういったところで、決して買物弱者対策をおろそかにしているわけではなくて、当然免許証の自主返納があった場合については行動範囲が狭まること、これは間違いございませんので、そういったことについても商店のしっかりとした振興というものとあわせつつ考えていっているところでございます。すぐに移動販売が多くなるということにはならないかもしれませんが、少なくとも今やっている方々、今の商店が継続できるような、そういう下支えはしっかりと町としてもやっていきたいと考えています。

2番 やはり買物弱者対策はこれから喫緊の課題だと思います。確かに補助金もいいですけども、やりたくなるような、商店がこれだったらやれるかなというものをここにプラスアルファとして町が考えていかないと、ただ補助金をやるからやってくださいと言って、手を挙げていただける人があるんだったらそれは最高ありがたいことですけども、なかなかそこに至らないというのも現実だと思います。この1年、その予算で誰が手を挙げてくれるのか見ていかなければならないと思いますけれども、それでも手を挙げないという場合はまた別の方策も町長として考える手だてはあるでしょうか。

町長 これはなかなか難しい問題でして、じゃどうすればいいのかということ、例えば極論でいきますと、公助の部分で言いますと直営で移動販売所を回すということにならざるを得なくなってしまう。そんな形がいいのかどうか、やはり行政としての持ち分、それから商工業者としての持ち分をしっかりと見据えてやらなければいけないと思います。

まず一番残念なのは、商工会のほうにいろいろなことを申し出ても、こういう事業をやりたいんだという思い切った要望がありません。そういった中で、商店の持つ公共性、先ほど申し上げましたとおり、重要な拠点として、地域の拠点としてあるんだと、そこをしっかりと守っていただきたいと。さらに、移動販売所等については、そういう買物弱者等について大変重宝してありがたいと思っている人々が多いわけですから、そういったことを継続するためということとぜひ考えていただければいいんですが、こちらのほうからこういう形でどうですかという提案をしながらさせていただいた補助事業であります。そのことについて、それで全て完了なのかということと言われましても、この買物弱者等についての問題はやはり住民と舟形町の問題であります。小国議員が言われるとおり喫緊の問題だということであれば、やはり議会側からもどういことをすればいいのか提案をいただきながら一緒に考えていかなければだめな問題だと思いますので、ぜひいいご提案があればどんどん言っていただきたいと思います。

2番 まさに困った話だと思います。しかし、すぐ解決できる問題でもないというのも私の中でも理解しておるところであります。

最後になりますけれども、この舟形町、福祉に対してはほかの地域から決して劣った町でな

いというのは私の認識の中にもあります。そんな中において、自主返納についても他の市町村におくれをとらないで一歩前に行くぐらいの気概でこれからも行政運営をやっていただきたいと思いますけれども、その決意は、町長、よろしくお願いします。

町長 先ほど申しましたとおり、他の市町村がやっていますタクシー券なりバスの無料券を提供すること自体はさほど財源的にも問題なく済むことではあるんですが、先ほどから申し上げましたとおり、自主返納を積極的に進めることが舟形町の高齢者の方々にとってどういう意味合いを持つのかもよく考えながらやらなければいけない。ほかの市町村に先んじてということであれば、長く安全に車を運転してもらう方策をとるのが県内とか全国的にも先駆けてする対策というふうに私は考えておりますので、ただ、一つやはり交通安全、高齢者が加害者にならないようなことも考えていかなければいけませんので、長く乗っていただく部分と自主返納していただく部分、それらを考えながら双方の対応策がとれれば、非常にいい町と言われるのではないかと思いますので、その点をしっかりと、先ほども言いましたとおり29年度で考えていただいて、29年度でできるものについては29年度から、平成30年度以降でなければだめだというものについてはしっかり平成30年度でいろいろな財源措置をしながら検討していきたいと思います。以上です。

2番 ぜひ自主返納しやすい仕組みをつくっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長 以上をもって、2番小国浩文君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の日程は全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開をいたします。午前9時45分までご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時51分 散会

平成 29 年 3 月 8 日（水曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成29年舟形町議会第1回定例会第2日目

平成29年3月8日（水）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 敏 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課財政管財班長 伊藤 茂 樹
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 委 員 長 高 橋 純 康
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 長 齊 藤 涉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長 叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸 一	農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
兼農業委員会事務局長	
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

日程第 1	承認第 2号	山形県市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分の承認について
日程第 2	議案第 2号	平成28年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について
日程第 3	議案第 3号	平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
日程第 4	議案第 4号	平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1

号) について

日程第 5 議案第 5 号 平成 28 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算 (第 3 号)
について

日程第 6 議案第 6 号 平成 28 年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) に
ついて

日程第 7 議案第 7 号 平成 28 年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
について

日程第 8 議案第 8 号 平成 28 年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
について

日程第 9 議案第 9 号 舟形町課設置条例の設定について

日程第 10 議案第 10 号 西ノ前遺跡公園女神の郷の設置及び管理に関する条例の設定につ
いて

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

午前10時02分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 承認第2号 山形県市町村職員退職手当組合理約の変更についての専決処分の承認について

議長 日程第1 承認第2号 山形県市町村職員退職手当組合理約の変更についての専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これより承認第2号を採決します。承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第2 議案第2号 平成28年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について

議長 日程第2 議案第2号 平成28年度舟形町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入りますが、質疑については、歳入その他を一括、歳出については1款から6款まで、7款から12款に区切って行います。

なお、ページ、款項目を明示の上、簡潔にお願いをいたします。

それでは最初に、歳入についての質疑を行います。

6番 ちょっと確認をいたします。8ページの繰越明許の明細でございますが、この繰越明許、数件ございますが、これをトータルしますと1億5,523万9,000円になります。さきに頂戴しております29年度の当初予算の概要の数字を見ますと1億5,513万9,000円と、10万円の差異

がございます。この内容についてお伺いします。

総務課長 繰越明許費の中で第6款農林水産業費1項農業費の農業基盤整備促進事業の関係について、これが前は470万円でお示しをしていると思いますけれども、これは予算査定の最終的な精査の結果、電柱移転、松山のほうでやっている小規模圃場整備、国庫事業であります、これの電柱移転分が最終的な精査の段階でこれが抜けていたということで、その分の10万円がふえまして、予算の査定が2月27日でありまして、そのときに精査の結果が出まして、これが内示までには間に合わなくて、それで今回の変更になったということで、これについては時間の関係でできなかったんですけれども、大変申しわけなく思っております。この10万円であります。

6番 内容はわかりました。そうしますと、こっちの概要は訂正をしない、これはこのままだと、これでしょうがないんだということによろしいですね。わかりました。

議長 ほかにありませんか。歳入についての質疑ありませんか。

6番 14ページの13款1項4目土木使用料で公営住宅使用料100万円と大きく増額なっております。この理由についてお伺いします。

地域整備課長 公営住宅の使用料でございますが、当初、28年度の予算を作成する段階におきまして空き家等がありましたので、その分等がありまして、その分が今回最終的にプラスの補正という形にさせていただきました。

6番 そうしますと、28年度の予算で2,109万2,000円計上してございます。これには空き家分を含んでいなかったと、その後に空き家分の処分が発生してこの100何がしがふえたということですか。その空き家というのは町の管理ですか。

地域整備課長 空き部屋です。町営住宅の空き部屋でした。大変申しわけございません。その分でございます。

議長 ほかにありませんか。歳入についての質疑ありませんか。

6番 20ページです。町債ですが、町債がさまざまございますが、21款1項4目土木債の除雪格納庫事業債費△1,240万円でございますが、これは今話題になっている格納庫の移転の関係でしょうか。当初予算に上げたのは格納庫移転に係る設計委託料かと思いますが、その分のマイナスでしょうか、お伺いします。

総務課長 9月補正の段階で除雪センターを整備するための設計費を1,240万円とっておりますけれども、これについて今回できなかったのも、この分については減額をするということでございます。

6番 これは町債ですから借り入れですよ。借り入れをして設計を予定しておったんですが、28年度はしなかったと。これはそくっと29年度に繰り越されるんですか。もうすぐすぐ移転をしなければいけない段階で、大体の候補地も決まっているという話をお伺いしておる

んですが、こういう状態で間に合うんでしょうかね。

総務課長 まず起債の関係の繰り越しについて申し上げますけれども、これについては今回は減額をして、繰り越すわけではございません。この除雪の設計費はしないということで、起債も発行しないということになります。

それから、除雪センターの工事等の関係については、担当課長から回答していただきたいと思います。

地域整備課長 除雪センターの格納庫の業務であります。今年度につきましてはただいま発注しておりまして、地形図の作成とか現場のボーリング調査とか今年度中に終わらせる予定でございます。

6 番 総務課長、さっきは1,200万円かかる予定がかからなかったという話ですが、3,000万何がしかかる予定なのが1,200万円少なくて済むということですよ。やらないというわけではないですよ。

総務課長 訂正させていただきます。今、財政班長からありまして、その設計関係については起債の対象にはできないので、これを起債の対象から落とすということになりますので、訂正をさせていただきます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 以上で歳入についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出の1款から6款までを質疑いたします。

7 番 それでは、24ページの2款総務費1項3目財政管理費822万2,000円の歳出、これは震災復興特別交付税過年度分返還金とありますけれども、この内容の詳細について質問いたします。

総務課長 これについては、23年の東日本大震災のときに、その災害に対して震災復興特別交付税が新設されております。舟形町としましても災害が発生しまして、町としては補助分として2件、それから単独分として6件の採択を受けております。これについて、若あゆ温泉のテニスコートのところが崩落しまして、その一部分が補助の部分と単独部分に分かれております。補助の災害として採択されなかったということになります。崩れたのり面については補助分、それからテニスコート分については単独でやりなさいよということになりますけれども、その工事について区分けができないので一括して発注しておりますけれども、担当課と財政のほうで連絡が密でございましたので、その補助分について重複して国のほうに数字を報告してしまったということになります。その分について誤りを発見しまして、国のほうに申し出をしておりますけれども、年度が変わりまして24年分として採択になっております温泉ののり面保護工事の負担金事業から214万1,000円は相殺されましたけれども、その残りの分について国の指示待ちで今まで822万2,000円、温泉のテニスコートの単独分の重

複した分についての指示待ちということになります。それから、請負差額分も過大だということでありまして、合わせまして822万2,000円を返還してくださいということで、24年中に返済を申し出ておりましたけれども、国の指示によりまして今回返すことになったということで、その822万2,000円を予算に計上しているということになります。

7番 単独分と補助分が重複した原因が職員等の連絡不足があったという説明です。その連絡不足があったという内容について、どこの部署とどこの部署がどういう連絡ミスがあったと思われるのか、その原因が究明できていないと今後の同じような問題の解決にはなっていないのではないかなと思います。そこら辺のところを把握はしておるのでしょうか。

総務課長 工事は地域整備課で担っていただきました。それで、財政としましては、その復興税が出たということでこちらで報告をすることになっておりますけれども、その設計書が1本で、その設計書の中で単独分と補助分に区分けをしておりますけれども、財政のほうでそれを担当せずにその報告を事業課からいただいて、その分をそのまま国のほうに報告してしまったということでもあります。

それで、今後こういったことがないように、担当課から設計書等を確認して今後報告をさせたいと思っております。

今回については、その報告の内容も単独の災害の部分と補助の災害の部分の報告が一括して行われなくて、補助は補助、単独は単独ということで、報告書も別々になっていたということもありまして、その辺をはっきり調査をせずに報告してしまったということになります。今後はこういったことがないように、設計書等、こういった合併施工のときには特に設計書を確認しながら報告をしてまいりたいと思います。

7番 担当職員がよく見ていなかったというふうには聞こえるんですけども、担当職員がよく見ていなかったという職員を監督するのが課長の業務だと思うんですけども、たしか総務課長はその当時総務課長であった、違いましたっけか。だとすると、その中で総務課長あるいはいっぱい課長さん方いらっしゃいますけれども、担当職員がどういう業務を行っているのかという、課長の職務として監視というか、監督できていると思っておりますか。

総務課長 監督ができているのかということを問われれば、できていなかったと思います。この辺については、いろいろな交付税の数値からいろいろな数値を報告するわけでありましてけれども、それを数値が上がったものについてこれは間違いないのかという程度はチェックをしますけれども、それは間違いないと言われたものについて担当課長が設計書まで調べて、いろいろな細かいところまで調べてチェックをするという体制になってございませんので、それは担当者の責任においてこれは大丈夫な数字ですと言われれば、ちょっとおかしい、感覚的におかしいものについてはこれはおかしくないのかというチェックはできますけれども、それを全て設計書からチェックするということは今までは担当課長はやっていない、できて

いないと思います。今現在やれと言われてもなかなか難しいところがあるのかなと思います。

議長 ほかにありませんか。

3 番 25ページ、空き家対策事業、150万円減額補正なっていますけれども、1件の申し込みがあったということでよろしいでしょうか。

地域整備課長 空き家対策事業であります、今年度については残念ながら1件も申請がございません。ただ、3月の補正予算を作成する時期から年度末まで、もしかしたら1件ぐらい出てくる可能性もあるのかなということで、今回、不用額として1件分は残させていただいております。

3 番 そうすると、今、調査はしていると思うんですけども、補助金をもらわずに解体しているというところは現段階ではないということでよろしいですか。

地域整備課長 現段階では把握しておりません。

議長 ほかにありませんか。

4 番 2款1項15目、27ページ、結婚推進事業の中ですけれども、町民の方から聞かれて答えられなかった部分を確認しているんですけども、結婚祝い金というのがありますよね。なかなか予算を組んでいても結婚される方がいないで減額になっているのかなと思いますけれども、結婚される方は、一度目、二度目、三度目とあるかと思いますけれども、いずれにしてもこれは祝い金として支給されるものなのかというところを確認したいんです。

まちづくり課長 結婚祝い金ですので、そういう手続になれば対象となると考えております。

議長 4番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

6 番 38ページの一番上、4款1項7目です。合併浄化処理層設置整備補助金146万円減額なっております。当初予算も同じ額だと思いますが、こういう事業がなかったのか、そのあたりをお伺いします。

地域整備課長 合併処理浄化槽でございますが、今年度は申請者がございませんでしたので、減額させていただいております。

議長 ほかにありませんか。

6 番 40ページです。6款1項6目農地費の中でストックマネジメント事業がございます。大平地区かと思いますが、1,867万6,000円の減額になってございます。この減額の内容と伺いますか、内訳を見ますと、分担金が427万5,000円の減額、農林水産関係の県の補助金が1,282万5,000円の減額、トータルで1,710万円でございますが、この1,867万6,000円、事業費としてマイナスになっている、この差額というのはどう考えればよろしいでしょうか。

地域整備課長 大平の送水管の更新の工事であります、今回、この工事については工事費が1,800万円ほど減額となっております。これにつきましては、当初予算に対しての最終的な実績でございまして、これが一番の原因と思われますが……。

議長 暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時51分 再開

議長 再開します。

地域整備課長 差額であります。歳入と歳出の差額につきましては、町の単独分の差額が生じております。そこが一番の原因かなと思っております。負担割につきましては、国が55%、県が12.5%、町が20%で受益者が22.5%になっております。それで町の負担部分が若干違ったというところであります。ほかの財源については変わりございません。

6番 そうしますと、この差額の157万6,000円というのはこの補正予算書からは見出せないということですか、その差というのは。そういう見方はできないということですか。単費のマイナス157万何がしというのはここに数字としては出てこないということですか。

地域整備課長 この補正予算書の中には内訳としては出てこないのですが、先ほども言いましたけれども、単独分の工事費とかそこら辺になっておりますので、具体的には出てきません。

6番 「やっておりますので」はいいんですけれども、やっている、町の金を使わなかった150万何がし、使ったのか、歳入が少ないんだから、△だから使ったのかな。その分はどこを見れば、全体的にどこかにあるんでしょうけれども、こういう工事をした場合の単費の部分というのはどこを見ればよろしいですか。

地域整備課長 農地費につきましては、予算書の説明のとおり3本ございます。その中の節の予算となっておりますので、事業もまだ動いておりますし、決算でないと最終的なはっきりした額は出てこない状況でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

7番 34ページ、3款民生費2項3目、認可外保育施設育成支援事業負担金ということで9万7,000円、ちょっと細かいですが、負担金ですので8市町村で分担して出しているものと思われそうですが、これが増額になった理由を質問いたします。

税務福祉課長 認可外保育所というのは管内で4つほどあります。ゼロ歳児の認可外保育について、利用者が舟形町在住の方がいらっしゃった場合にその施設に支払うということで、今回は6月に1人、11月に1人、12月に1人、1月に1人、2月に1人、3月に1人という実績が上がってきていますので、今回の補正で9万7,000円の負担金をいただくところです。

7番 そうしますと、舟形保育所では受け入れができなかったということで、この認可外保育所に行かざるを得なかったということでしょうか。それとも、最初から認可外保育所にその保護者が受け入れてくださいと行ったのか、そこら辺のところがわかりかねるので、どういった状況だったか質問します。

税務福祉課長 この認可外保育所については、町のほほえみ保育園が蹴ったとかそういう話ではなくて、その家庭の中で状況を見ながら新庄市にある施設の利用のほうがそのご家庭にとってはいいということでもあります。以上です。

7番 ちょっと質問の内容が変わるかもしれませんが、この内容の読み方、認可外保育所育成支援となっているんですけれども、これは8市町村で認可外保育園を育成していこうという趣旨なわけですか。認可外保育というのを認めて、それを育成していこうという趣旨でこういったものが設立されておるわけですか、質問いたします。

税務福祉課長 認可外保育園支援に関する協定というのは1市4町村で協定書をつくっております。それに基づいて実施している事業とご理解いただければと思います。

議長 佐藤議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条の引用により、もう一回に限り特に発言を許可します。

7番 ちょっと質問をわかりやすく言えば、8市町村が認可外保育所を認めているという認識で、認可外保育があってもいいよということを認めてそれを育成していこうという合意ができているのかということです、質問の内容は。

税務福祉課長 子育てにはいろいろな手法もありますし、そういう認可外保育園の存在がツールの一つとしてあれば、そのご家庭の子育て支援に寄与することがあるということで、認可外保育所もその中の視野に入っているとご理解いただければと思います。

議長 ほかにありませんか。1款から6款まで打ち切ります。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長 それでは、次に歳出の7款から12款までを質疑します。

2番 46ページ、8款2項3目、除雪対策事業100万円とありますけれども、この内訳をお聞きたいと思います。

地域整備課長 除雪対策事業の修繕料の内訳かと思いますが、今回100万円補正させていただいております。この除雪対策費の修繕料につきましては、除雪車の格納庫整備から始まり12月点検、さらには塗装の整備と全ての除雪車を年間予算で行っております。そんな中で、ロータリー除雪車の電気系のエンジントラブルがございまして、それが降雪期前ではありましたが見つかって、修理しました。その分の修繕料が多くかかってしまい、まだ年度途中でありますし、春先の排雪等も考えますと予備の予算として確保する必要がありましたので、100万円、今回補正させていただいております。

2番 修理ということはわかりましたけれども、先般、総務の委員会のときに、まだ除雪の予算は残っているという課長答弁がありましたけれども、その中で充当することはできなかったということですか。

地域整備課長 先日の所管事務の調査のときに私がお回答しましたけれども、それらについては

昨年度と比較しまして今年度の除雪関係の委託料に係る分をお話ししたつもりでございました。修繕料については、基本はやはり予算は組み替えするべきであると思いますので、流用等ではなくて、今回は補正予算として提案させていただきました。

議長 ほかにありませんか。

6番 46ページ、8款2項2目です。財源の内容ですが、また同じことをお伺いして申しわけありませんが、財源の内訳で、2目地方債700万円の減、3目で地方債が1,530万円の減、足しますと2,230万円になるんでございますが、先ほどと同じように歳入のほうを見ていただきますと道路橋梁債で同じく2,230万円トータルでございますが、内訳が町道事業債990万円、除雪格納庫事業債1,240万円、この内訳の差というのはどう見ればよろしいでしょうか。

議長 暫時休憩をします。

午前11時04分 休憩

午前11時05分 再開

議長 それでは、再開します。

総務課長 8款2項2目道路新設改良費についてでありますけれども、これについては予定している事業が4本、社会資本整備事業として事業化をしておりますけれども、今回全体事業費の中で1つはふるさと納税の充当を変えまして、その他360万円とありますけれども、これについてはふるさと納税の充当を1億円今回しておりますけれども、その360万円のふるさと納税分として、安全で安心なまちづくりのためということで充当している分が360万円で、それから起債の分として全体事業費として落ちている分等について700万円を減額しております。ただ、歳出のほうとしましては、事業費が整理されておりますので、説明のところには工事費関係は出てこないんですけれども、財源としましては起債の額をその3本の事業について合計として700万円、起債のほうを減額するということになります。

それから、除雪対策費としましては、歳入として道路橋梁費の分が社会資本整備の道路の分が国庫支出金として入ってきている部分について153万円減額をしまして、地方債の分については舟形一の関線の消雪道路の改良ということで、除雪対策のほうで整理しているのが290万円の地方債の減と、それから除雪センターの分が先ほど申しあげました1,240万円の起債充当できなかったということがありまして、その分の地方債1,530万円を減額し、そこで不足している部分について、先ほど言った除雪の修繕のための100万円を含めまして一般財源として1,783万円が必要だということで、その財源を調整しているものであります。

6番 その内容はわかりましたけれども、私が聞きたいのは、46ページの地方債2目で700万円、3目で1,530万円という減額があって、繰り入れのほうで明細を見ると道路の関係で990万円、除雪の関係で1,240万円とありますので、そのところのこういう入りくりといいますか、町債

の中での入りくりをしているのかという、そこを聞きたいんです。

総務課長 この款項目の中で増減があった場合については、一つ一つそこで整理をしないで、合計額でそこは整理をしているということになります。

6 番 私だけわからないのか、わからないんだけれども、合計はわかります、2,230万円。それをこの46ページでは700万円と1,530万円に目で分けていますよね。繰り入れのほうで、繰り入れの減額で2,230万円を町道の整備事業と除雪事業ということで2本に分けていますよね。これを990万円と1,240万円に分けているのはどうしてかと、そこを聞きたいんですよ。

この繰り入れのほうの道路整備事業債というものと除雪の事業債そのものと、こっちの46ページの2目と3目で言っている道路改良と除雪対策費が合わなくていいのか、合わせようがないのか、合わせようがないというのであればそれでよろしいですが。ぱっと見た場合に、ほかの21ページの町債をずっと見ますと、ほかの農業債なり都市計画債、消防債、さまざま分かれていますけれども、それぞれの款のほうと合っているんですよ。ここだけ数字が入りくっておったもんだから、そこを確認したかっただけです。

議長 ここで、11時20分まで休憩をします。

午前11時10分 休憩

午前11時21分 再開

議長 それでは、会議を再開します。

総務課長 まず21ページの歳入のほうから説明をさせていただきます。

21款1項4目土木債の節の区分が道路橋梁債ということになっておりますけれども、その内訳は町道整備事業債がマイナス990万円、これは町道整備事業としては△990万円ですが、内訳として、この中に先ほど申し上げました町道一の関線の消雪道路の改良が同じように町道整備ということでくられております、町道なので。それで、ここに290万円分と先ほどの700万円分が合わされて町道整備事業債として990万円が減額されるということになります。

それから、除雪格納庫の分については、借りられないということで1,240万円をここで減額するものであります。

歳出のほうに行きまして、46ページの2項としまして道路橋梁債ということで、ここは目がその下につながっているということになりますけれども、この2項道路新設改良費の中に町債が700万円減額されていますが、こちらについては道路新設改良費、それから除雪のほうには先ほど申し上げました消雪道路の整備ということで、同じ町道ですけれども、これを2つに分けているということで、上の町道新設改良費としては地方債が700万円分の減額、下の除雪対策費としましては一の関線の消雪道路分が290万円の減額、それから除雪格納庫の分の1,240万円が減額となりまして、ここでは1,530万円の減額になるということで、2目と3目

の中に、歳入では1本ですけれども、歳出のほうで目的に沿って区分をしているためにここで地方債が分かれているということになります。

まちづくり課長 先ほど大平のマネジメントの質問がございましたけれども、差額の分につきましては、町の負担分、それと町単費の上乗せ分ということでご理解いただければと思います。

議長 6番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。

7番 56ページの教育費、10款4項5目、西ノ前遺跡周辺地区整備事業費ということで、この中に5,300万円ほどの工事請負費が減額なっております。この内容について説明をお願いします。

教育次長 お答えします。この西ノ前遺跡工事につきましては、当初、今年度1億4,735万円の予算でスタートしております。内容としましては、公園整備のほかにモニュメントの設置、それからさく井工事、あずまや、堅穴式住居、それから単独分の看板整備、補助分の看板整備と町道の整備等になります。そのうち、あずまや、堅穴式住居、単独分の看板整備につきましては当初単独分だったんですが、補助対象分のトイレがございまして、この分が実施をしないことになりまして、この単独分を補助に協議をして使用するために予算計上しておりましたが、国のほうと協議の結果、あずまやと堅穴式住居については補助対象外ということで決定しましたので、今回この都市再生整備計画では実施をしないということで減額補正をいたします。

なお、あずまや分と堅穴式住居、それから単独分の看板につきましては3,745万4,000円です。そのほかの1,580万円につきましては公園整備等々の請差でございます。以上です。

7番 大きいのは堅穴式住居あるいはトイレの設置分がなくなったということだと思いますけれども、あれだけの周辺にトイレがないというのは一つ問題があると思います。町長の町政報告会に行った、ちょっと聞いた内容によれば、ないトイレを補うために簡易トイレを置きたいというような話がありましたけれども、実際そのような考えで来年度は動く、実際そのとおりにやるのか、そこら辺のところ、なくなったトイレの必要性はあるという意味で質問いたしますけれども、そのあたりはどのように考えておりますでしょうか。

教育次長 今回トイレ整備は実施しないことになったんですが、近場に西堀地区の公民館もございます。それからB・Gセンターもございますので、そちらのトイレをまずは使っていただきたいということです。あとイベントとか繁忙期につきましては、仮設トイレを置くことも想定しながら運営していきたいと考えております。

7番 今、次長の答弁の中に、まずは西堀公民館のトイレを使ってほしいあるいはB・Gのトイレもあるという答弁ですけれども、私の聞いた話をしますと、西堀町内会の公民館、あけ閉めも大変、掃除も大変ということで、西堀公民館の脇に誰でも入れるようなトイレをつくってくれないかという要望をしたという話を聞いております。それに対しての答えが「それは町内会でつくってください」というような返答だったそうです。西ノ前遺跡に来たお客さん

が西堀町内会のトイレを使用している。西堀町内会の人がトイレを使用するのに自分のトイレをつくるというならわかりますけれども、西ノ前遺跡に來た観光客が西堀町内会のトイレを使っているのに、困っているのに、つくってくれませんかという問いに対して「それは西堀町内会でつくってください」というのはおかしい話だと思います。あそこの周辺遺跡地にトイレをつくるのは多額の費用がかかるあるいは配管工事が困難だということであれば、公民館の前にモニュメントもあることだし、あの周辺にこういったトイレをきちんと町の予算で設置する、これが筋ではないでしょうか、質問いたします。

教育次長 今、西堀公民館のところにトイレを設置してくださいという話がありましたが、その話は教育委員会としては伺っておりません。また、西堀の公民館につきましては、土曜、日曜あけますのでどうぞ使ってくださいという話がありましたので、西堀公民館さんのほうで土曜、日曜は使わせてもらって、足りないところはB Gセンターのトイレという形で教育委員会のほうでは考えてまいりました。先ほども言いましたように、いろいろなイベントとか大勢の人が集まるときについては仮設のトイレも想定しながら対応していきたいというのが教育委員会の考えです。

まちづくり課長 まちづくり課で補助金の管理をしているわけですが、いろいろ事業の目的等も管理しているというふうに考えております。先ほど7番議員の西堀町内会でトイレをつくれと言われたというお話ですが、これはあくまで都市再生整備事業において公民館の近くという要望は確かにありましたけれども、ただエリアになっていないということで、この事業にはそこにつくるとすれば該当しないという言い方をしてきたつもりではございますけれども、ちょっと曲解されているのかなと思って答弁させていただきました。

議長 ほかにありませんか。（「今の件でもう一回」の声あり）

7番 曲解という話が出ましたので、もう少し質問いたします。

それでは、私が聞いている話では、公民館をあけておくから使ってくださいと口では言うものの、やはりあけ閉めの問題あるいは掃除の問題、これをボランティアで町内会がやるという事実が出てきているわけです。そこに対して町がトイレの必要性を感じていますかということです。それは、また同じですよ、B & Gなり西堀公民館なりを使ってくださいと。でも西堀公民館にはそういう事実があります。あるいはB & Gは遺跡地よりちょっと遠いと。

町長が言った言葉の中には「簡易トイレ設置等で対応したい」という言葉を言っているわけです。言ったんです。それを29年度、事業化する、実際にやるというものはあるんですかという質問、さっき質問したんですが、それが無いものですから、そこら辺のところの答弁をお願いします。

町長 トイレの必要性があるかないかは、その段階で私はどうなのかわかりませんが、ただ、あそこに5,500万円もするようなトイレをつくって、果たして町民の方から理解していた

だけるかどうかということが、もし必要であれば簡易トイレのようなもので十分対応できるのではないかと。冬期間に除雪もせずにはあったらかしにして、雪おろしとかいろいろな管理が必要だということであれば、それは要らないのではないかと思います。

確かに整備計画の中で、いろいろな観光客と言っているのか、公園の利用者といいますか、その人たちが多く来ることを望んで計画をされていると思いますけれども、実際のところそのような長期に滞在する時間の中でトイレを必要とするような方々がどれだけいるのかなと思います。ただ、そういう要望があれば、緊急的なところで、先ほど次長が言ったとおり、イベント等繁忙期、そういうものがあるとすれば簡易的なトイレでも十分間に合うだろうと思っているところでございますので、そういう必要性があればそういうような対応をしたいと思っています。

7番 やっと町長が答えてくれましたので、じゃその必要性というのはどこで判断をするわけですか。夏から秋までは来るだろうから必要だと考えるのか、イベントがあるときだけ必要だと考えているのか、そこら辺のところの答弁が足りないと思いますので、その必要性はどこで判断するんですか。4月から来年度、29年度が始まるんですけれども。

町長 先ほど申し上げましたとおり、必要性の判断は私の段階ではしていないと申し上げておりますし、必要かどうかというものは、そこに来る視察者といいますか、利用者の方々がどれだけいるか、それから滞在時間等もあると思います。大人の方であれば多少の時間は我慢できるかもしれませんが、子供だとそれはできないということもあるので、そういったところを見ながら準備をする必要があるのかなと思っているところでございます。

議長 ほかにありませんか。

5番 この西ノ前縄文の女神に対する森町長の考え方をお聞きしたいと思います。前の町長の場合は、かなり大学教授も取り込んで、あそこ一帯を公園整備、さらには散策道路もつくって観光資源にしたいということで行ってきたわけですが、ここに来て縄文の女神に対する意識がトーンダウンしているのかなと。縄文炎祭の際には、縄文の女神の価値のすばらしさを町民の方々から理解していただくために、講師等呼んで講演会をしたりということをしておったわけですが、今後、森町長の考え方として、縄文の女神を観光のツールとしてこれから強化していく考えなのか、はたまた圧縮しようといいますが、このままで流れていくということなのか、この辺のところの町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 縄文の女神を観光ツールということではいろいろと今お話しされておりますけれども、基本的に縄文の女神については文化財だと私は思っておりますし、いろいろな大学の先生を入れながら計画をなされたということについてはそういう必要性があったと思いますけれども、そういう公園を整備したというところで観光地になり得るだろうかと。ほかの県の事例を見ても、さほど観光地としてのものがあるのかなというのがあります。天童にも遺跡公園はご

ざいます。そういったところの中で、果たして観光地、観光業としてなりわいをするぐらいのものが今後とも見込まれるかどうかというのは私はちょっと疑問があるのかなと思います。

その縄文の女神、縄文時代における文化というものに対しては大変すばらしいものだと思っておりますし、八百万の神々というアニミズム、日本人の精神、一つ一つのものに精霊が宿る、そういうものに感謝をするという精神については非常に重要なことだと思いますし、その縄文の女神というのが国宝になっていることについても大変すばらしいことだと思いますが、縄文時代から脈々とその舟形の地に住んでいるという、その人がすばらしいのではないかと思います。ここにいる町民が誇りだということで、何回も言うようにですけども、住んでいる人が誇れる町、豊かな舟形を目指してということでもありますので、余り過度に期待をするということが果たして縄文の女神に対してどうなのかなと思いますし、観光地としてなり得るものかどうかというのは私はちょっと疑問ではあるなと思います。

議長 5番議員に申し上げます。ただいまは補正予算の質疑をしております。ただいまの質問の内容については補正予算の範囲を超えておりますので、整理をして質問を行うようにお願いします。

5番 確かに縄文の女神では観光業としては成り立たないと思いますが、ただ、町長が言っている「町民が誇れる町」の一つのツールとしては私は使えるのではないのかなというところで考えたもんですからお聞きしたところでした。公園の整備云々は置いても、やはり一町民の舟形のよさを理解する一つの方法としては活用できると思いますので、この辺は観光業云々じゃなくて、そういうツールでの活用ということについて検討していただきたいということを申し上げて、終わります。

議長 ほかにありませんか。

4番 議長からとめられるまで質問させていただきます。

減額なっているわけです、5,000万円。確かに堅穴式住居、あずまや、トイレ等々の部分とケサの部分でおおむね5,000万円の減額であるという形です。周辺整備となっておるわけですね。所管は教育委員会であろうけれども、あそこをあの程度まで整備に5,000万円をかけた。しかしながら、あそこに行って周辺が整備されていない部分があるかと思います。この減額の部分を次期予算のほうには、来年度の予算のほうには周辺整備の部分にはゼロになっております、予算としては。しかしながら、河川等の見えない部分について、川をきれいに眺められるような予算計上もなっていないような気がします。これは全く減額していて、その周辺整備には今後手をつけないという状況で考えておるのですか。

まちづくり課長 都市再生整備関連の事業が終わるということで、その事業制度の中で事業評価ということに今の段階はなっています。今年度については、まだ供用開始にもなっていないということから、あそこの地域の西堀地区100世帯を対象にアンケートをとらせていただいて

います。その結果をもとに、大学の先生、町の有識者2人の3名にご委嘱いたしまして、事業評価をしてもらう予定でおります、それは今月ですけれども。あと公益文化大の先生にもご同意いただきまして、今後どういう活用をしたらいいかということを検討することにしていきます。

最終的には、来年度供用開始、始まるわけですが、その一シーズンが終わる11月にもう一度、この事業をする最初の800世帯を対象に、舟形地区800世帯を対象にアンケートをとっておりまして、それと比較するために単独でアンケートをする予定でおります。そういったことも踏まえて、今後の展開をどうするかということ予算化するような格好になろうかと思えます。

4番 この事業に関しては、私も町長と大体同じような考えを持っております。あの公園を整備したとて、そこをもって観光客を集客できるのかなといったらそれはかなり難しいような状況であろうと思えます。

しかしながら、ああいうふうには県の指導を仰ぎながら整備をしたという中であれば、観光客を呼ぶためというわけではなくて、小国川もダムが進捗した状況の中で今度は川をしっかりと綺麗にしていこうという組織がつくられているわけです。縄文の丘の公園も整備されました。早くには富田のほうに桜づつみ回廊もあります。しかしながら、その桜もあちこちとっておるわけです。こういう周辺整備をつなげて、河川の整備をしながら桜の回廊を舟形の端から端までつなげていくと、最上川、小国川一直線に。そういう形の長期的な、観光客を呼ぶためじゃなくて、舟形町に行ってみたいなというまちづくりをするためにも、今言われたようなアンケートをしながら、周辺整備事業を中途半端な状況じゃなくて、計画をしっかりして行って、持って行っていただきたいという思いがありますので、この5,000万円減額だけで終わるのではなくて、長期の考えを持って、4000年前の神がおられる部分をこれからも舟形に幸ある部分につなげていくためにも、ちゃんと計画をしていただきたいと思えます。

町長 内容はわかりましたが、多分、教育委員会からレクチャーを受けた段階で、周辺地区整備というもののについての周辺というのは、遺跡自体は尾花沢新庄道路のバイパスの下にあるということの中で、今回公園をする際に「遺跡」というふうにはできないので「周辺」という意味でつけたという説明を受けたような気がするんですが、それが間違いであれば訂正をしていただきたいんですが。

4番佐藤議員が言われるとおり、もっと広い意味での周辺ということであれば、やはり長期ビジョンに立った中で考えるということも一つはいい提案だと思いますので、この周辺整備とは別個に物事を考えていく必要はあるかと思えます。

議長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第3 議案第3号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について

議長 日程第3 議案第3号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議長 日程第4 議案第4号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について

議長 日程第5 議案第5号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長 日程第6 議案第6号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 123ページ、水道の再編事業の中で、今、水道管布設の事業で今年度分が減額されておりますけれども、工事のほうは本管に接続されたのでしょうか、確認しておきます。

地域整備課長 ただいまの質問であります、間もなく切りかえの予定でございます。今年度中の切りかえになりますので、間もなくです。

4番 昨年12月末ごろで一旦接続できるという話だったんですけれども、今期まで既存の本管に新設して布設した管の供用がおくれた理由、要因はなぜでしょうか。

地域整備課長 当初の予定ですと今おっしゃられるとおり早目に切りかえの予定でありましたが、今回補助対象事業費の中でずっと工事を行ってまいりました。その中で請差の生じた分ということで、100%補助対象事業費を使うために、最後の工区ということで若干発注させていただきまして、その工区がちょうど切りかえの工区となってしまいましたので、今の時期になってしまいました。旧管が残っておりますと小松の圃場整備の水路工事にもご迷惑をかけておったのは確かでありましたので、そこら辺は大変申しわけなく思っております。

議長 ほかにありませんか。

8番 同じ123ページの工事請負費の減額7,919万円、この内容をお聞きします。

地域整備課長 この減額の内容であります、当初要望額に対しまして今年度交付決定が来た額がありまして、歳入のほうも減額しておるんですが、最終的な補助事業費としては1億3,268万7,000円という額が補助対象事業費でございました。その中で、工事費につきましては1億2,738万7,440円、ちょっと細かいんですが、それが工事請負費の額でありました。その中で交付決定を受けた額に沿って工事請負費も減額となっております。

8番 それで、この工事については29年度にやるということで理解していいですか。

地域整備課長 この工事については、来年度についてはメニューが違ってきます。その中で、管路については今年度で終わりという形になります。それで、来年度以降は沖の原浄水場のいろいろな設備関係の工事を考えておるところです。

議長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

7番 今の工事請負費について、私なりに質問いたします。

ここでマイナスになった工事、この工事は来年度はやらないということですが、この予定しておった工事というのは何に当たるわけですか。

地域整備課長 今回減額になった中の内訳であります、平成27年度は沖の原浄水場を築造した

わけですが、その周りの附帯配管工事とかも予定しておりました。そういうものを含めて28年度事業として要望しておったんですが、そっちのほうが残念ながらついてこなかったものですから、その減額が主な数字となっております。

7 番 そうしますと、この附帯配管というのがなくても今後の運営に差し支えない、そういう事業内容ですか。

地域整備課長 附帯配管については必要である工事であります。それで、29年度の機械設備とあわせて、さっきちょっと言葉が足りなかったんですが、場内の附帯配管も含めた額で新年度は予定しております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

議長 日程第7 議案第7号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7 番 136ページの1款1項1目農業集落排水施設管理費79万1,000円、この内容について質問いたします。

地域整備課長 79万1,000円の補正額の内容でございますが、職員給与が20万円の減でございます。農業集落排水事業施設管理事業費が99万1,000円の増でありまして、差し引きますと79万1,000円の増でございます。

7 番 そうしますと、ここの99万1,000円、この管理事業費が増額になった理由について聞いたほうがいいかな。質問します。

地域整備課長 それでは、管理事業費99万1,000円の内訳ではありますが、電話回線使用料が20万円の減であります。基金積立金に基金利子が発生しておりますので、その分の積立金が1万円、あと一般会計に繰り出しするお金でございます。当初予定した金額より少なくて会計上済みしましたので、その分を一般会計にお返しするというお金でございます。

以上でございます。

7番 内訳はわかりましたので、関連して質問します。

この農業集落排水事業で随分新聞紙等をにぎわせているような事件が起きているようだけれども、この管理事業について、まず2業者に委託しておったということですが、今現在、きちんとその管理事業が、2業者のうちの1業者がなくなったということで、その補填を行う業者がやっていると思うんですけれども、きちんと業務を行っているのか、そこら辺のところ、業務としてきちんと見ているのか質問いたします。

地域整備課長 2業者であります。1業者が途中でできなくなりまして、その後、補償会社、履行を補償する会社がちゃんとしておるわけですが、いろいろ報告をしていただいております。ちゃんと業務を遂行しております。

議長 ほかにありませんか。

6番 同じ136ページの今の管理でございますが、この数字が出ていないので逆にお伺いしますが、今7番議員からあった一連の関係でございますが、あの処理をしたことによって汚泥が出ていないと思うんです、余り、通常より。汚泥が出ないように操作をしたと思うんです。汚泥が出なければ、汚泥の処分なり汚泥の運搬なりの経費が落ちていると思うんです。その分の減額というのがここに出ていないんですが、そのあたりどうなんでしょうか。

地域整備課長 汚泥の処理でございますが、ご存じのとおり、このことが発覚いたしましたのは、背任行為ということで、11月中だと思うんですが、そこまでは通常に運搬処理しております。そのものに関する支払い等はございましたので、今回は減額補正はしておりません。

6番 私がお伺いしたところによりますと、この問題の施設からの汚泥の運搬は全然要請がなかったという話を聞いていますけれども、その問題の業者が3カ所見ておって、全然1カ所が汚泥の運搬がないのであれば、ここに当然処分なり運搬料の減額が出てくるはずだと思うんですが、そのあたりはどうですか。

地域整備課長 ご存じのとおり2社に業務を委託しております。富田だけではなくて、ほかの4施設もございます。それで、運搬する箇所については堀内の処理場のほうにコンポストするところに運ぶわけですが、ほかにもそれに運べないものに関しては最上広域のほうに運ぶという業務もありますので、今回は減額はしておりません。3月末まで執行するわけですので、今回はまずは予定量ということで考えておりました。

6番 誰が考えても、汚泥が出ないんだから、30トンも流しているんだから、運搬する量も少な

くなると思うんですよ。そのほかの4カ所もあるし、下水のほうもあるからという話でござ
いますが、単純に考えても、計算しても、その分が減るのではないかと私は思うんですが。

地域整備課長 今回、この件に関しては、私どもとしましてはなかなか、捜査の段階であるとい
うこともありまして、これだという数値も把握しておりません。その中で進めておりますの
で、そのような形にしか回答できないところがあるんですが、何回も申しませけれども、3
月補正では運搬費については補正しないということで考えております。

議長 斎藤議員の本件に関する質疑は既に3回になっておりますが、標準会議規則第55条の引用
により、もう一回に限り発言を許可します。

6番 今の課長の答弁はちょっと尻切れになっておるようなので、それでは、今まで、今年度、
今3月でございますが、2月末でも結構でございます、それまでの汚泥の量と運搬の実績に
ついて、資料として請求したいと思いますが、議長、よろしくお願いします。

議長 皆さんにお諮りします。ただいま6番議員より資料の要求の申し出がありました。資料を
要求することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、後日、資料の提出を求めたいと思います。

暫時休憩をします。

午後1時43分 休憩

午後1時44分 再開

議長 会議を再開します。

地域整備課長 先ほど来言われている汚泥であります、今回新聞等に出ております30トンとい
うのは汚水量でありますので、汚泥となるとそれがまた濃縮されて少なくなります。そんな
わけで、これからまだ1カ月ありますので、最終的には3月末で締めてみないとはっきりし
た数字はわかりません。それで、2月末までのものに関しては資料として出せると思います。
以上でございます。

7番 では、同じ項目でもう一度質問します。

この問題というのは、2業者体制の中で問題が起きて、それを補填する形でもう1業者がか
わって、3業者がかかわって農業集落排水の汚泥の処理をやっているわけです。今の段階で
来年度以降もこのままの状態で管理体制を続けていくのか、要するに今問題を起こした業者
の補填の業者にやってもらっているわけですがけれども、町内にある1業者とその補填業者、
もう1業者で来年度も行うというような、捜査のあれがあつていろいろ混乱はしているでし
ょうけれども、来年度体制の見直しとかというのは今現在かけているんですか。

町長 一連の事業、警察のほうから口どめをされている部分等もありまして、なかなか全てを報

告することができない状況ですが、今現在、きょうですが、県のほうで緊急立入検査をした最上郡内の全ての処理場のプレスリリースをするという連絡をいただきました。その中で、水質等については問題ないということで、先ほど伊藤課長が申し上げたとおり、富田の処理場を含む町内の5つの処理場について、その点については問題がないという県からの連絡がございました。

それと、舟形町につきましては、清流小国川を守るという意味で農業集落排水の処理場が5カ所、それから公共下水道の処理場1カ所、計6カ所で集合処理という形をしております。その理由としましては、やはり清流小国川を守るんだという強い意思のあらわれがその6カ所ということでありまして、他の市町村に比べても、当然最上郡内ではトップでございますし、県内でも有数の集合処理の整備率を誇っております。

その中でこのような事件が意図的に行われたというのは大変町としても遺憾でありまして、それに対する処分を考えなければいけないということでもあります。先ほど課長のほうからもありましたけれども、5年ほど前からそういったことが意図的に行われていた事実があるようでございます。今議会終了後にいろいろと関係する業者さんのほうに聞き取りをした中で適正な委託管理ができるかどうか、あるいは指名停止という処分が出てくるのかどうかを含めながら考えていかなければいけないと思います。

したがいまして、来年度以降については、それらの事実関係を調査した上でしっかりと信頼のできる業者さんをお願いせざるを得ないと思っているところでございます。

7番 そうしますと、4月1日から始まる29年度の事業、あと20日ぐらいしかないわけですがけれども、その間に事業者の選定をするのに、捜査の成り行きを見なければいけない、企業の聞き取りをしなければいけない、そういったことを20日のうちでやっていこうとされているわけですか。

町長 警察によりますと捜査関係は終わりました、検察のほうに送検されているそうです。そこで事件として立件されるかどうかは別にしても、警察の捜査は終わったということでございましたので、それを受けまして、先ほど言ったとおり、業者さんとの聞き取りをした上で、事実関係を捜査とは別に、町として委託業務を委託している関係上、業務不履行という部分がございますので、そういった部分をしっかりと事実確認をした上で適正な処分を、適正といたしますか、厳正な処分をするという形になるかと思います。その日にちに関しましては、捜査は関係ございませんので、町のほうでの聞き取り等々においてそれが判断できると思っております。

議長 ほかにありませんか。

5番 このことですがけれども、一つは、町長の答弁の中で、5年前から、さらには30トン程度の処理されていないものが流されていたという答弁がありましたが、この内容で間違いはないん

ですよ。町長が持っている情報というか、認識です。

町長 今、関係者からお聞きしているところはそうです。30トンについては、新聞報道だけです。それが本当にそうなのかどうかということも含めて聞き取りをしなければいけないと思います。

ところが、先ほどの汚水の件もありましたけれども、汚水と汚泥はイコールではございませんけれども、さらに新聞報道ですとかなりのものが、例えば魚種とか、下流で採水して農業用水として使って危険なものが流されているような書き方がされておりますけれども、基本的に集排の処理場というのは、BOD200mg/l という基準の単位を使いますけれども、それを90%除去して20mg/l という数字のものにきれいにしてやるということでありまして、基本的にはおしっこが大体8,000から1万5,000ppmです。要はmg/l です。それが農集排の処理場に入ってくるときには200。それはなぜかといいますと、おしっことかうんこだけが処理場に入ってくるわけではなくて、生活排水、台所で使う水、それから洗濯する水、お風呂の水、全てが入ってくるもんですから、各家庭から入ってくるときには全て200という計画です。それも実際に入ってきているやつを実測した数値を見ますと180、190とか、そういう数字で入ってきているものを20mg/l で出すんですが、それも私のほうで業者さんからいただいているやつは4とか4.1とかという少ないきれいな水で出していると。さらに、県の法定検査、11条検査というのが年1回することになっているんですが、それは県の指定された機関が勝手にやっていく検査ですが、それでも12というような数字をいただいております、機能的には問題ないところです。

処理場の中の富田の場合でいきますと、入ってきてから出すのが、大体1日270トン入ってきて270トン出ていくという設計になっています。その途中で今回抜いたのが嫌気ろ床の3室ということで、これは何をするとところかといいますと、窒素分とリン分を川に流さないということで、脱窒、脱リンの効果があるというところの1室目から入ってきて2室目、3室目というところでだんだん処理していく途中で、そこは微生物でいくと嫌気性という酸素を余り好まない微生物が主にその役割をするんですが、そこの3番目の槽、それが終わると今度は好気性という普通の浄化槽にあるような曝気をして空気をいっぱい入れて、空気を好む好気性微生物によって処理をするという過程のところから抜いているというところで、そこから抜いている意味がよくわからないんですが、そこから先ほどの新聞報道ですと30トンが出ているということでもあります。

その出されているものが30トンというすごい量でございますけれども、小国川の流量が大体毎秒29.3トン、それを30トンという新聞報道に直しますと、日に換算すると253万1,520トンが小国川を流れています。そこに30トンの水だけですので、ほぼ希釈されている状況です。最上川に至っては平均流量が毎秒437トン、日換算でいくと3,775万6,800トンが流れている状

況であります。

もう一つ大事なのが、工場排水とかそういうところでの無機質の重金属を含むような有害なものがあれば大変な問題になるんですが、基本的には各家庭から出てくる水、汚水につきましては有機質のものであります。昔は単独浄化槽でおしっことうんこだけを処理していたんですが、その他の生活排水、台所、風呂場、洗濯の水が農業用水路とか地区内の排水路に流れていたものを川に流さないようにということで集合処理をしている大きな合併浄化槽という感覚です。ですから、入ってきているもの自体はそんなに有害なものではないと。

確かにそのことを見抜けなかった町としても非常に遺憾ではあるんですが、またそういうことをされたというのは、先ほども言ったとおり、きれいな水を、川をつくろうとしている舟形町にとっては大変遺憾ではあるんですが、なかなか、まさかそんなところからくみ出すということをする意味がわからなかったもんですから、見抜けなかったということでありまして、大変その点については申しわけなく、今後もやはりそういったことをしっかりと定期的に処理場に行って、何か不正なことがないかということをチェックする方向で今考えているところでございますが、いずれにしてもそういう状況でありまして、こういったことで、再発防止、それから来年度の業者選定に当たっても、聞き取りをしながら町の基準にのっとって厳正に処分をしたいと考えているのが今のところでございます。

5番 簡単に聞いておきたいんですけども、30トン、流された水については、水質汚濁防止法には違反していないという町長の認識でしょうか。

町長 水質汚濁防止法ということで行きますと、処理場のBOD20というやつについても日平均です。1日24時間の平均の中でBOD20を超えても、その処理場といいますか、その性質上やむを得ないというのが通常の考え方です。

今回排出されたものについては160ぐらいではないかと思われるんですが、入ってきているやつがそもそも180とか190ですので、その程度のもので行つてということで行きますと、水質汚濁防止法という中でいくと、新聞報道にもありましたけれども、2004年に改善命令を出されていると。県のほうでそういうことで水質が悪くなっているのを改善をなさいという命令を受けているようです。そのときのほうが、相手は微生物なもんですから、じゃ改善命令を受けたからといってそのときからすぐにあしたからいい水が出るということがなかなかできないんです。それはしっかりと微生物をうまく運転調整しながらしっかりと出していかねばいけないというところもありますので、ある程度その部分については幅があると思います。

逆に言うと、そのときも水質汚濁防止法ということであれば、そういったところの改善命令の行政指導の範疇であると思います。それがなぜか今回については警察の強制捜査が入ったということでありまして、その点については大変驚いておりますし、何らかの意図を持って

捜査が行われたのではないかと思いますし、そういったところも踏まえて物事を考えていかなければいけないのかなと思います。ただ、水質汚濁防止法では今回は送検されているようではないようです。

5番 そうしますと、今回のやったことによる下流域への影響というのは全然ないということの理解でいいですか。

要するに、私が言いたいのは、きちっとやるべき契約内容に従った処理をしないで流しているわけです。当然やるべきことをやってその対価として支払っていくというのが普通の契約ですよ。これに対して、途中で水を流した、最終的な処理まで行っていない段階で水を流している、これでも町はきちんと契約どおりお金を払っている、これは契約違反ではないですかということです。しかも、5年前からとか30トンとかいろいろな数字的な面が出てきているわけです。これに対して町としては損害賠償も起こさない、これまでどおり従来どおり払っちゃっているから終わりですと。これで町民の方々が納得するんですかということです。きちっとやるべきことをやっていなければ、町としては損害賠償を請求しても何らおかしくないと思うんです。これもやらない。

さらには、下流域に曲がりなりにも舟形の管理下にある集落排水から汚い水が流れたわけですから、現実として。下流域の皆様方に対して迷惑をかけているんです。確かにいっぱい水が来ているから薄められて影響はない、これは通らないと思うんです。流したところの原因、管理責任として会見を開いて、わびるところはわびる、さらには我々も町としても知らないところでだまされていたというところをやってきちんと表明していかなければ、逆に町で隠そう隠そうとしているんだなと思われる場面が出てくるような感じがするんです。もっと、新聞記事がどうのこうのではなくて、新聞が出る前に本当は会見を開いて、町も知らないところでだまされていたと、やったやつが悪いんだというところをもっと主張すべきだったのではないかなと私は思うんです。

そして、昨年11月に会社を起こしているわけです。その段階ではまだ中川衛生社の社員だったわけです。そういう登記を持ってこられて、これを受けて契約すること自体が、中川衛生社とその従業員と町を考えていくと非常に危うい関係にあったのではないのかなというところが想定できたのではないかなと思うんです。このたびの対応については非常に当初から甘かったのではないかなと感じます。もう少し、流したということについての町の責任といえますか、この辺はやはり明確に出していくべきではないのかなと。

あわせて、舟形町でこういうことをしたことによって、新庄最上管内の下水なり集落排水の管理者について県のほうから通達も入っているということも聞いていますので、一舟形町のことで全体に影響しているということを考えれば、もう少し対応を考えるべきではなかったのかなと思います。町長の考えをお聞きします。

町長 先ほど言いましたけれども、損害賠償等については、今後、この議会が終わって、聞き取りをしながら、どういうことがなされたのか、警察の捜査内容が私のほうには知らされておられませんので、そのことをもっていろいろなこと、損害賠償等のことは無理だと思いますので、警察の捜査とは別に町のほうで聞き取りをした中で、それが可能かどうかも含めて顧問弁護士の先生とも相談する必要はあるかと思っています。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、舟形町としては、きれいな水をつくるためにということで5カ所の集排の処理場をつくり、さらに公共下水道の処理場もつくり、取り組んできたわけでありまして。その姿勢については県内のどこの市町村にも負けるものではないと思います。今回のことについては何らかの意図を持って人為的に行われたわけでありまして、そのことについて見抜けなかったということについては、町として先ほども言ったとおり大変遺憾でありますし、その業務に対する管理ができていなかったということについては今後改めるということしかないと考えています。

ただ、当初の契約関係とか町との関係云々という話がありましたが、その話についてはどういう意図を持った発言なのかなと思うところでありまして、その営業許可なり契約等については町の基準に基づいてしっかりとした形で入札をなされていた、それに基づいて契約をしたと思っておりますので、その点について町と業者さんとの何らかの関係があったような発言にとられるというのはちょっと町としても違うのかなと考えているところです。

議長 ほかにありませんか。

6番 これで最後にしますが、今、町長の答弁の中で、先ほど奥山議員からもありましたが、小国川なり最上川の水量が多いのでそんなに影響はないという話でございますが、影響がない話ではなくて、それとはまた別に、富田地区、実際に富田という名前も出て、新聞にあれば出ていますから、いわゆる風評被害というんですか、悪い評判といいますか、そういうのも実際にあるわけですよ。そのあたりに対して、前回の全協のときにも町長からありましたが、大体終着したら何らかの話で周知をしたいという話でございますが、これだけ問題になっているわけだから、できるだけ早い時期に整理をしていただいて、町民の方に、富田地区の方に知らせていただきたいと考えているところでございますが、町長、笑わないで、いつまでやっていただけますか。

町長 前回の全員協議会の中でそのようなご指摘を受けましたので、早速、今、警察との情報交換をさせていただいて、できる限りうちのほうとしても、業者さんの事情聴取するやつと内容が違ふとまずいのでということで、お話を聞かせていただけるようにしているところでございますけれども、なかなか警察のほうのガードがかたくて教えていただけないというのが一つ実情としてあります。

ただ、斎藤議員おっしゃられたとおり、新聞報道で多くの町民の方がこの事実を知り、そし

て新聞報道による情報だけでございますので、内容がわからないとか、お叱りのメール、それから電話等をいただいていることもございますので、うまくいけばですが、本当はあしたのお知らせ版の町内会の配布のときに、今の現実と状況等、それらについてお知らせをすることで今のところ動いておりますが、最終的なチェックがまだ済んでいないというところでございますので、できるだけ早く出したいと思ひますし、それはまず今のところ途中経過でございますので、その後、17日の聞き取りをした上で町としての対応も含めてまた次にお知らせをしたいと思ひております。何とかこの3月中には途中経過と最終的な経過についても町民の方々にお知らせをしたいと今のところは考えております。

6番 それでは、あしたのお知らせ版にぜひ載せていただきたいと。あと3月17日に聞き取りをするという話でございますが、ぜひ一方的じゃなくて両者から聞いていただいて、内容について精査をしていただきたいと。もし副町長が前面に立っているのであれば副町長のほうから先頭に立ていただいて、早急な対策に向けていただきたいと思ひます。

議長 ほかに。

7番 同じ項目ですけれども、町長の答弁に対して、余りにもちょっと考え方がずさんだなと感じるところがありますので、質問します。

処理すべき汚泥なり汚水を処理せずに川に流したって小国川の水量や最上川の水量の中に入れば大したことはない、こういう答弁はないでしょう。もう一つ、200ミリ何とかかんとかという基準値、それ以下であれば流したって水質汚染防止法にはひっかからない、もともと舟形町の農集排に入ってくる水準値は170や180だと、だから流したって別に大したことないんだと。こういう答弁はないでしょう。いいですか、町長、あなたが言った言葉を言っているんですよ。

舟形町の清流小国川の水質を守るために、農集排なり公共下水なりで家庭から流れてくる水をさらにきれいにして流しましょうと。そこを業者が抜き取って流したんだから、たとえ基準値以内の数字であったとしてもそれを流すという行為自体は、先ほど5番議員が言ったような契約違反になるわけです。そこで町長は何でそういう考え方を持ってそういう答弁をするのかなと、私は非常に腹立たしい。そういう答弁はないと私は思ひます。

町長 受け取り方の問題かなと。私は決してそのように申し上げたわけではありません。

私は、昭和58年から河川公園の親水公園をつくりながら、子供たちが川遊びできなくなってきた、それを何とか川に取り戻そうということで、今の鮎まつりをする広場のもとの公園をつくったのが自分です。その後、昭和63年から平成11年まで農業集落排水事業、公共下水道事業を担当しておりました。私は、浄化槽管理士と浄化槽管理技術者という資格も持っています。道路にあるマンホールの中に入ってマンホールポンプの清掃までしました。実際に長者原、富田の処理場の一番最初に流れてきているところに、し渣というごみがいっぱい流れ

てきます。うんこも一緒に混ざります。それを清掃して袋に入れてごみに投げた、そこまで私はしております。それだけ熱い思いを持って農業集落排水事業とかきれいな水をつくることに役場の大半をかけてきたわけです。それがこういうことをされておもしろいわけがありません。今、佐藤議員がおっしゃられるような、何を流しても関係ないよと、そんな思いは全然ございません。

ただ、流れている水そのものの影響を、重金属とかそういう有害なものを流したのではないと、事実としてそれはあるんだと。しかしながら、その流された事実に対しては非常に憤りを持っております。それは間違いありません。先ほど奥山議員からも言われましたけれども、契約違反も甚だしいと私も思います。それを5年間も放置していたというのも、本当に自分が担当していたらそんなことはないんじゃないかと思います。そのぐらいの気持ちはあるところで私はしゃべっているつもりです。それを今のような発言をされるというのは非常に私は残念であります。

議長 2時30分まで休憩をします。

午後2時14分 休憩

午後3時12分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

町長 先ほども申し上げましたが、集排の処理場について、5カ所、私が計画、建設をした大切なものでありまして、その目的については先ほど申し上げたとおり、きれいな清流小国川を守ることによってやっていくということで、そのことに対して汚水を意図的に放水されたということは本当にじくじたる思いだということだけをご理解をいただいて、その中で客観論として、余りにも被害が大きく出るような印象があるものですからBODの説明等々をいたしました。

しかしながら、その中で、それは大したことないんだというような意味合いにとられたとすればそれは大変遺憾でございますので、その点についてはそういうことではなくて、客観的に、その流れてきているもの、出ていっているものについての性質について、私が役場の中で一番詳しいものですから、町長という立場ではございますが、その内容について説明を申し上げたところでございました。その点について、先ほど言ったとおり、理解を得られないといえますか、別の意味にとられるということがあったとすれば大変遺憾であると思いますので、以後その点については気をつけながら発言をさせていただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

本日は、これにて延会いたします。

あすは午前10時より再開いたしますので、9時45分前まで集合ください。

午後3時14分 延会

平成 29 年 3 月 9 日（木曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成29年舟形町議会第1回定例会第3日目

平成29年3月9日（木）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 敏 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課財政管財班長 伊藤 茂 樹
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 委 員 長 高 橋 純 康
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 長 齊 藤 涉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長 叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸 一	農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
兼農業委員会事務局長	
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

- 日程第 1 議案第 8号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第 2 議案第 9号 舟形町課設置条例の設定について
- 日程第 3 議案第10号 西ノ前遺跡公園女神の郷の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 4 議案第11号 舟形町水道事業の設置に関する条例の設定について

- 日程第 5 議案第 1 2 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 1 3 号 舟形町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 1 4 号 舟形町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 1 5 号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 1 6 号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 1 7 号 舟形町教育振興修学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 1 8 号 舟形町高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度舟形町水道事業会計予算について
- 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第8号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長 日程第1 議案第8号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

4番 では、1つだけ聞かせていただきます。246ページの管理費。汚泥処分委託料18万9,000円減額になっておりますけれども、農集排のほうでは減額はなっておりませんでした。ここでは減額になっております。この委託費の算出方法並びにこの減額に至るまでの計算方法はいかようになっているのか伺います。

地域整備課長 ただいまの汚泥処分委託料であります。これらについては舟形浄化センターから運ぶものであります。この委託料の内訳としましては、汚泥の運搬と処分の2つの委託がございます。それで、処分についてはバイオソリッドエナジーという会社に処分を委託しております。運搬については中川衛生社さんに委託しております。今年度、190立米ぐらいを見込んでおったんですが、実績としまして175立米ぐらいで済む見通しでありますので、今回15立米減りますので、その分を減額させていただきました。

なお、処分費の単価でございますが、これはバイオソリッドエナジーさんのほうの処分費であります。1立米当たり1万5,000円です。あと、運搬につきましては、1立米当たり3,530円となっております。以上です。

4番 きのうの集落排水のときの質問に答えていただいたのは、まだ年度が締まっていないと、3月中はあるというので、そっちのほうの最終が出ていないから、減額、数字は出ないというふうな答えでしたけれども、この公共下水に関しても3月分があると思います。それもまた議会に正式にはっきりした減額が出てくるのか。その違いというのはどこにあるんでしょうか。

地域整備課長 今回の18万9,000円の減額であります。3月分に関しては一応概算の数字を見込んでしております。あと、予算の範囲内、不用額として処理できる額は不用額として20万

円ぐらい最終的には出ます。

そんな中で、この施設は農集排とも違いますし、公共下水道の処理場でございます。そこら辺は大体見通しがつきましたので、今回3月分の見込みも含め得た額で補正させていただいております。

4番 確かに集落排水並びに公共下水は違うような状況だろうと思いますけれども、以前は、集落排水は地域でやっていたものを公共下水等々と同等な形で今管理をやっているかと思います。処理に関しても、集落排水に関してはコンポスト加工があって、それにできないものを処分費として出すという形になっておろうと思います。5カ所ある中で、1カ所にしかコンポストの加工場がないわけで、そこに運送費等もかかる委託費がここに入っているかと思うんですけれども、いずれにしても算出方法はほとんど同じかと思います。減額する時期も同じであってしかりだと思うんですけれども、そこら辺の違いがちょっとわからないもので聞いたところでした。

別に最終段階で減額数字が、3月いっぱい締めた時点で両方とも出てきてしかりかと思うますので、そこら辺のことに對してもう一度お願いします。

地域整備課長 まず、最初にですが、公共下水道から出る汚泥等については、コンポストには運んでおりません。これらについては産業廃棄物になりますので、適正な処理をするためにバイオソリッドエナジーさん、そちらに委託をしております。このバイオさんに関しては、最上7市町村、鮭川村を除いた7市町村で共同管理委託をしております。その中におきまして、舟形町も同じ会社から管理をしていただいております。

先ほども言いましたが、今回この業務委託の補正につきましては、3月分も見込んでなお予想がつきましたので、これは予算的には、最終的には減額しますと419万3,000円くらいの執行……、予算額ですか。予算額にはなるんですが、この中でも大体20万円弱の不用額は出てまいります。そんなところで、適正に積算して今回の不用額ということで、お出させていただいております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号 舟形町課設置条例の設定について

議長 日程第2 議案第9号 舟形町課設置条例の設定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、このたびの改正、2月末に行った全協での説明で、責任の所在を明確にしたいというそういう意向でこのような体制に変えるということだったので、それは大変いいことだなというふうに思いました。

その中での質問の続きになりますけれども、住民税務課に置かれる危機管理事務、これについて、今まで総務課であったものが住民税務課に移るということに対して、まだ詰め切れていない部分があるという総務課長の答弁がありました。その危機管理、つまり今までかかわった総務課が全くかわらずに、これからは住民税務課が主体となってその危機管理業務を行っていくというような整理ができたのかどうか、質問いたします。

まちづくり課長 危機管理関係が住民税務課に移行した理由でございますけれども、現在ドクターヘリの業務もございます。総務課のほうでは、選挙管理委員会も管理しておるというふうなことで、選挙事務の体制をとられると、どうしても不在者投票の場所が保健センターの1階のほうでやるわけですが、そういったときの総務課内での事務体制等々について、ドクターヘリの対応ができなかったことがございます。そういったことを回避するという理由も一つございまして、生活安全というふうな意味での一つの窓口というふうなこと以外にも、体制として職員が常駐できる環境にあるところに危機管理も在中していればいいのではないかとというふうな理由での異動でもございます。

それで、先ほど危機管理のこまいところを詰めているのかというご質問でございましたけれども、今現在、災害体制になった場合に、防災計画に基づいて執行部は組織化されて、それで動きます。その場合、今現在の課の業務は当然尊重されますけれども、また違った防災計画のその業務の枠の中で運用されるというふうになりますので、それにつきましては防災計画の中に初動体制のやり方も書いてございますけれども、問題なのはその中のもう一度検証しなければいけない系の整合性を、防災計画の整合性をとる作業がまだ着手っていないというふうな現状でございます。

7番 それでは、この課がちゃんと設置されれば、即座に整合性をとっていくという認識を私はいたします。

さらに、具体例を挙げますと、例えば第3町内会の寺下、あそこで増水したときに車が流さ

れました。幸い本流まで行かずに、人は脱出して無事だったわけですが、そのときになぜ通行どめをしなかったんですかという総務課長に対しての質問に対して、それは地域整備課だろうと、地域整備課が通行どめすべきだろう、いや総務課だろうというようなやりとりがありました。こういうやりとりはなくしてもらいたいわけです、実際の災害のときに。あした起きるかもしれないんですから。だから、この整備がきちんと整理できていない状態で、私は賛成しようと思いますけれども、ぜひ即座にそういった体制、実際に役立つ体制をすぐ即座に整えてもらいたいというのが願いなんですけれども、すぐ着手できますか。質問いたします。

総務課長 基本的には、道路管理は道路担当ということで、あと農地関係は農地の担当というように、防災計画上は区分をしております。なので、その中でやるというふうなことで考えておまして、今回のその防災計画に基づいて基本となる初動をしなければならないというようなことについては、その辺のところについての対応がまずかったことについては反省をしております。それで、今回この舟形町課設置条例の変更に伴いまして、今担当のほうでは整理をしております。

それから、昨年町長のほうで、防災計画上少し落ちているところがあるのではないかとというように、早急に見直しをさせるというふうなことで、それについても取り組んで、ほぼできております。なので、4月1日には防災計画上はスムーズに移行できるというふうに考えております。

議長 ほかにありませんか。

6番 では、1点だけ確認させてください。きのうも伊藤課長にちょっとお伺いしたんですが、6ページの地域整備課の中に水道事務というのがないんじゃないのと伊藤課長に聞いたんですが、会計が変わるからないんだよという話でしたが、次に出てくる条例の改正で、制度の関係で、事務処理をさせるというのは地域整備課に置くということで、そこに職員が1人いるわけですね。水道関係のその会計をする人が町の職員じゃなくなるわけじゃないですね。であれば、ここに私は地域整備課のアイウエオカの次に水道事務というのが入って当然じゃないかなと思うんだけど、そのあたり考えが違うんでしょうかね。

まちづくり課長 これにつきましては、例えば教育委員会もこの課の設置条例には入ってございません。それで、行政委員会というふうなことでのくくりもあるんですけれども、多分附属機関というふうなことでの別条例での設置になるので、ここでいういわゆる課の設置条例につきましては、自治法の第158条の1項というふうなことで、内部機関の町の直近組織というふうなことでの位置づけの条例になっておまして、先ほど申し上げました水道に関しての企業会計につきましては、企業事業というふうなことでするので、別の条例で制定して今回上程になっているわけですが、そういう理解の仕方をお願いしたいというか、そういう

ふうになっています。

6 番 そういう決まりだということですので、わかりましたけれども、そうしますと教育委員会なり、ここにある議会事務局も同じでしょうけれども、そういう方々についてはこの条例ではなくてまた別なものがあると。そうしますと、給料別表2がございますが、こういうものもまた別立てであるという認識でよろしいんですか。

まちづくり課長 それぞれの組織につきましての職階については、準用するという規定があると思います。教育委員会につきましては、例えば地方教育行政の組織運営の法律があるわけですから、これに基づいて、町では教育委員会の行政組織規則というふうなところで教育委員会のほうは事務組織の規程がつくられています。

6 番 では、参考までに、今回条例制定したこの条例のほかに、教育委員会とか今言った水道とか、何々があるか参考までに教えてください。

まちづくり課長 行政委員会というくくりになるかと思うんですけれども、教育委員会、それから選挙管理委員会、あと監査委員、固定資産評価審査委員会、それから農業委員会というふうになります。

議長 ほかにありませんか。

5 番 このたびの機構改革については、反対するものではありません。その前提に立って質問をしますが、まず第1点が、ちょっと疑問な点があるので、通常組織の中でこういうふうなところを仕切るというのは、通常であれば総務課というふうなところが通常なんではありますが、今回まちづくり課が先頭に立ってやったというふうなことの理由、まずその辺からお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 前回、まちづくり課のほうで事業調整をやって、抜本的な改正にはならなかったんですけれども、検証しながらやってきたという経過がございます、今回そういう経過を見ながら、まちづくり課のほうに町長から命を受けて今回取り組んだというふうな経過です。

5 番 そうしますと、このたびこの機構改革があった後、この業務が始まるわけです。その後において、この今回の改革のポイントなり、本来の目的の達成状況とかさまざま監視していく必要があるかというふうに思います。そういったところの部署については、引き続きまちづくり課で行うのか、それとも今後は総務課で引き継いでいくのか。この辺、どうなんでしょう。

まちづくり課長 人事管理等についての個々の管理については総務課の庶務のほうで行っているわけですが、体制として、対町民に対する体制の考え方で体制を考慮する経過というふうなものは、まちづくり課のほうで目標を管理していきたいというふうに考えています。

議長 5番議員、よろしいですか。ほかにありませんか。

5 番 今回のこの検討をするに当たって、横断的な組織で検討したかというふうに思いますが、その横断的な組織のメンバーというのは、中堅なのか若手なのか。この辺のところをまずお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 メンバーにつきましては、各課から1名ないし2名、それと組合のほうから1名の選出になってございます。メンバーについては、班長級もしくは副主幹の方々です。

5 番 この質問をしたというのは、行政の組織というのは非常に横、横断的な会議が少ないと常々思っておりました。やはり今後、今回の改革の目的を達成していくためには、引き続き横断的な組織での検討といいますか、随時やっていくというようなところが大事になってくるかと思います。そういったところで、今後ともこの組織を維持しながらやっていく考えがあるのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 今回、改正に当たりまして、各担当の課のほうから聞き取りをそれぞれ個別にやっております。それで、今後どういった事業が展開されてくるのかというふうなことも踏まえてというふうなことを、今体制というふうにはなっていませんけれども、今までの反省に立って今回体制を行っています。

なお、先ほど申し上げましたように、防災関係につきましても、そういった反省に立って移行したというふうな経過もございますけれども、今後の事業等によっては新たな体制になる必要があるかないか、その辺考慮しながら今の体制、今回改正なる組織を目標管理しながら運営していくというふうに思います。

5 番 ぜひ、このたびの機構改革が、やったから終わりじゃなくて、ここからがスタートだというふうな意識のもとで、やはり今回のこの機構改革をスタートとしてよりよい組織をつくっていくためには、絶えず検証しながら、そして改善すべきものは改善して、そしてやっていくというようなことをやっていかなければ、本来の今回の目的とした機構改革が達成できなくなるというふうに思いますので、ぜひとも副町長を中心にして引き続きこの見直し、そしてよりよい組織、町民にとってのよりよい行政のありようというものを追求していただきたいというふうに思います。

議長 答弁はありますか。

町長 そのように努めたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

8 番 地域整備課絡み、建設整備課整備係、技術支援センターという新しい組織を設けましたけれども、技術支援センターの内容についてはさっき課長から説明がありましたけれども、もう少し内容について詳しく説明をお願いします。

まちづくり課長 今回、今年度に入りまして、いろんな工事関係の進め方について、議会でもいろいろと話題に取り沙汰された経過がございます。そういった中で、当然資格を持っている

職員もなかなかいないという中で業務をこなしていかなければならないのが現状でございます。そうした中で、やはりどこかが工事建設関係の事務関係を指導もしくはそこでやれるような環境が必要だというふうな組織の判断の上で設置したというふうな内容になってございます。

8番 これは28年度にいろいろな問題が起きたための対策の一環だと思いますけれども、もしこの課以外にいろんな応援に行った場合、その職員の身分といいますか、課から何人かもし行った場合、そのようないろいろなあれがどうなのかと、お聞きします。

議長 わかるかな、言っていること。（「わからない」「身分って何だ」の声あり）

町長 職員がよその課に行くということではなくて、例えば来年度、中央公民館の大規模改修、耐震化の工事がございます。そういった工事を地域整備課のほうの技術支援センターのほうで、それらの業務に対して対応をしたいというふうなことでございますので、教育委員会のほうにその技術支援センターの人が行くということではございません。

8番 では、確認します。それでは、その事務的な仕事は、あくまでもその課にとどまりながら、アドバイスをしながら事務を遂行するということでもいいですね。

それから、もう1点。総務課には管財係とありますけれども、管財係は庁舎の維持管理の担当をしていると思いますけれども、今見ていますと、トイレの状況です。きのう3階で会議をしたんですけれども、3階のトイレに行きましたら2基の便器が使用禁止となっています。また、2階では1基の便器が使用禁止になっております。特に3階については今申告で、使用量が頻繁に町民の方も出入りが激しいわけでありましてけれども、その中でもっと庁舎の管理について、予算がないのかどうかかわからないけれども、余りにも管理がずさんではないのかと感じていますので、その辺の答弁をお願いします。

議長 8番議員に申し上げます。申し合わせによりまして、一問一答方式を採用しております。

叶内君の質問は一問の範囲を超えておりますので、注意して発言をするようにお願いします。

総務課長 予算の配分がなかなかできなくて修理ができていませんけれども、29年度で対応するべく予算をとっておりますので、大至急改修してまいりたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、ちょっと町長にお伺いします。町長独自に機構改革ということで、こういった課の再編をするということは、私は評価します。いいことだと思います。

その中で、この1年間、町長が言ってきたこの職員体制について、非常に気になっている言葉があります。まず、県内一少ない職員で舟形町の行政を行っているんだ、この言葉。そしてもう1つは、職員は多忙なんだ。多忙だから、例えば問題が起きたときにそういう問題が起きたんだというふうなことが何度かありました。そういうことが今回の機構改正で改善になるというふうに考えていいですか。

町長 まず、機構改革については、改革をしたからといって職員数がふえるわけではございませんので、職員の採用計画、定員管理計画をしっかりと持ちながら職員の採用計画を進めなければ、職員はふえないというふうに思います。

さらに、職員の多忙性については、一つは職員数にもよるものというふうなことがあるかとも思いますし、先ほど機構改革の提案をさせていただきましたが、その少ない人数の中でも何とか均衡ある業務量ということとか、専門的にできるような方向での機構改革を目指したところでございます。

平成17年の当時、班体制にしたときについては、係が係員として2ないし3名いる係があつて、その垣根があつたためになかなか横の連携がとれないという中で、1つないし2つのとか、3つぐらいの係を1つの班体制にして対応したということがあるんですが、現在は班の班員が2名から3名というような17年以前の体制になっているようなところもございまして、そういった意味も含めて、今回の機構改革で直さなければいけないというふうなところの発端でございました。

7番 そうしますと、人数が少ないというところはまずちょっと置いておいたとしても、例えば多忙だという、そういうところの改善にはならない機構改革だという、そういうことですか。少しはそういったところが改善になるということを私は期待したんですけども、この機構改革は、ただ職員の責任を明確にすると。責任の明確化を図るという全協で示した町長の、そのこの部分のみの改革であるわけですか。

町長 そのことに言及しなかったというふうにとられるとちょっとあれなんですけど、この機構改革にあわせて業務の見直し等も図っておりますので、それらの中で一体的に業務の見直しも含めていくと、多忙の部分が平準化される動きにはなるのだろうというふうには思います。

議長 いいですか。ほかにありませんか。

6番 内容でございませぬ。私、要望ですけれども、常々から思っておったので、今回こういう機構改革をするということなのでいいタイミングかなと思ってぜひお願いしたんですが、というのは、さまざま課がございしますが、特に例えば1階のフロアの課でございしますが、町民の方が直接向き合う、触れ合うといひますか、そういう課の職員に対しては、机の位置を学校方式といひますか、いわゆるお客さんのほうに向けるような体制で、お客さんが入り口から入ってきたらすぐわかるような、そういう仕組みづくりにできないかなと常々思っておったんです。今までですと、入ってきますと窓口の住民係の方、女性の方がいらっしゃいますが、あの方々がお客さんが入ってきたらすぐこっちを向けるような、そういう体制が私はベターじゃないかなと思うところでございませぬ。机の配置なり、パソコンとか電話線とかさまざま器具がつながっておって難しいかとは思ひますが、そのあたりご検討いただきたいと思ひます。

いますが、どうでしょうか。

まちづくり課長 大変御迷惑をかけているみたいで申しわけございません。まちづくり課が、やっぱり入ってくるとすぐに気づかない、向かい合って仕事をやっているものですから気づかないんですが、以前に先ほどご提言いただいた玄関のほうに向かってというふうな話なんですけれども、昔というかなんですけれども、玄関に入ってくるとすごく注目されて嫌だという町民の方もいらっしゃるやも聞いています。それで、今でさえ、ここ数年の中でさえそういう玄関に入ってくると見られるのがやんだくて行きづらいというふうな町のイメージがある方もいらっしゃるようです。でもやっぱり、いろいろとその接遇の面でのやっぱりそういうのを乗り越えたやり方もあるかと思うしますので、検討させていただきたいと思います。

6番 ご検討よろしくをお願いします。

あわせまして、4月1日からのこの機構改革でございます。3月いつになるかわかりませんが、人事異動もあるかと思っています。内示もあるかと思っています。人事異動も4月1日付だと思っています。そのあたり、今申し上げましたように、電話線なり、さまざまな異動とか、机の引継ぎ等々ございます。できるだけ町民の接遇に支障を来さないような形で、4月1日にスタートできるような形で引き継ぎ等々よろしく願いして終わります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号 西ノ前遺跡公園女神の郷の設置及び管理に関する条例の設定について

議長 日程第3 議案第10号 西ノ前遺跡公園女神の郷の設置及び管理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番 じゃあ、1点確認いたします。

この条例が設定する内容を管理するのは教育委員会ですか、それとも地域整備課とかになりますか。ちょっと確認したいと思います。

教育次長 公園の管理につきましては、原則教育委員会が行います。

議長 ほかにありませんか。

8 番 ちょっと確認させてください。縄文の女神の公園の中でイベント等があった場合、商工会なり、もし商工会が縄文の女神グッズを販売する場所をお借りした場合、これは営業になるのか、それで使用料が発生するのか。その辺をお伺いします。

教育次長 使用料につきましては、第8条にありますように、公益上特に必要と認めた場合とありますので、商工会等がグッズを販売する等に使う場合につきましては、減免というふうな形で考えております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 舟形町水道事業の設置に関する条例の設定について

議長 日程第4 議案第11号 舟形町水道事業の設置に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7 番 ちょっと考え方に対しての質問をします。16ページの中段に、5条中、町長を水道事業の管理者の権限を行う、町長に改める。つまり、管理者は町長であるという認識でいいわけですね。

地域整備課長 管理者は町長という認識であります。

7 番 そうしますと、14ページに出てくる第10条の中に、管理者の業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければならない。つまり、町長が町長に提出するという、そ

という形になるんだと思うんですけども、それでいいんでしょうかね。

地域整備課長 そのような形になります。

7 番 多分、私が想像する範囲で今から質問しますけれども、この管理者が例えばかわる可能性があるという含みがあるんじゃないかと思っているんです。水道会計を、例えば今現在も管理の一部をほかの業者に委託などをしているわけですけども、そういう企業が今後こういう水道事業などに舟形町から委託されて管理者になって、町長に報告するという含みが含まれているんじゃないかなと私は思ったんですけども、そこら辺のところはどうなんでしょう。

地域整備課長 例えば今後、例えば民間の委託とかそういうパターンになった場合のことをちょっと今議員おっしゃっているのかなと思うんですが、これは地方公営企業法に定められている管理者というのは、そういう業務を委託する、もしくは外部の人に委託するのとは違いまして、法律上管理者を置くという形なので、そっちのほうとはちょっと若干意味合いも違います。

議長 ほかにありませんか。

6 番 私だけわからないのか、大変ややこしい説明ですが、私なりに解釈をすると、これは企業が変わるので、水道事業の条例を新しく設定をすると。そのほかに、それに伴いまして、14ページの下からさまざまな附則が、1、2、3、4、5、6条の条例、6つの条例が一部改正になるんだよということですよ。何かずらっと読まれると、ちょっとわかりづらい。

それで、提案の理由も、統合に伴い改正を行うものであるじゃなくて、統合に伴い設定なり、新設なり及び改正じゃないですかね。そういう考え方のほうがわかりやすいと思うんですけども、こうざっと説明されると、もう上からも新しいものがずっときて、その下に附則で4月1日から、あとずっとこうくるような感じ。私だけ思っているのかかわからないですけどもね。ちょっとそのやり方というんだか、こういうやり方しかないのか。設定は設定、条例の改正は改正、そういうような分け方で説明してもらったほうが理解しやすいんじゃないかなと思っておったところです。

それで、1点だけ教えてください。新しい条例の中で、第8条、負担付の寄附、これに1,000万円以上のもの、あと損害賠償で50万円とございますが、これは町のほかの条例とかでもそういうような決まりがあってここに準用しているんですか。これだけの決まりで、1,000万円なり50万円という額をここに張りつけているんですか。その1,000万円なり、50万円なり、根拠というのは何なんでしょうかね。

地域整備課長 第8条の件でございますが、この額の設定に関しては、地方公営企業法の中では市町村が幾らかとかは定められておりません。そんな中で、うちでは今回この企業会計の条例を設置するに当たり、隣接する管内の市町村、先進地の企業会計を行っている調査がござ

いますので、そちらの情報をいただきながら、同じ給水人口、同じ予算の規模に当たる町村の金額を参考にさせていただきまして設定させていただいております。

6 番 そうしますと、1,000万円、50万円の町としての根拠は何もないんだということですね。ほかの町村の例に倣っただけだと。そのあたりをちょっと自分なりに、何というのか、何で1,000万円にしくちゃいけないのかなというあたりは整理しておかないと、何かあった場合に抗弁できなくなるんじゃないですかね。

あわせて、第6条も同じです。重要な資産の所得処分でも、700万円なり、面積で5,000平米とか出てきますけれども、このあたりも同じようによその運用したわけですね。このあたりもしっかりと整理しておいて、実際にこれは問題があった場合に抗弁できなくなると思うんですが、どうでしょうか。

地域整備課長 第6条であります。この700万円と1件5,000平米につきましては、地方公営企業の施行令の26条の3に定められておりまして、町村は700万円、5,000平米となっております。これについては、そういうものでございます。

6 番 そういうふうに決まっているのであれば、何かあった場合にそういう抗弁ができるということでしょうけれども、もう1点だけ伺います。

ちょっと私、前に伊藤課長が説明したんですけどもちょっと納得いかなかったものですから、16ページの上といいますか、給水条例の一部改正の件です。1、2、3、4行目あたり、後ろから37条までで、次に40条になっていますね。貸借対照表を見るとわかると思いますが、38条、39条にも町長という名称が出てきます。これは過料の判断だから町長でいいんだよという話ですけども、38条の各項の号には、それぞれ町長が管理者という変更になっていますよね。そうであれば、町長が幾ら判断できるといっても、この条項の中では、私は町長から管理者にすべきだと思うんですけども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

議長 6番議員に申し上げます。一問一答方式を申し合わせで採用しております。質問の一問を超えておりますので、整理して質問していただくように注意します。

地域整備課長 今、斎藤議員おっしゃるのは38条、39条の過料の部分だと思っております。過料につきましては、自治長の専権事項であるため、今のまま、町長のままでよろしいんじゃないかというご指導を受けております。なお、地方自治法の第14条第3項と228条の第2項及び第3項に書かれております。

今回、うちのほうとしましては、この業務に関しては、法令並びに条例等の町でお願いしている、ぎょうせいさんをお願いしておるわけなんです。そっちのほうからもご指導いただきながら、この2条文については町長のままというご指導を受けまして、そのような形にさせていただいております。

議長 ほかにありませんか。

4番 斎藤議員よりも、もっと単純な質問をさせていただきます。というのは、以前に今の浄水場ができ上がったら、簡易を外して水道浄水場になる……、何というんだ。簡易という言葉が外れるのかと聞いたら、いやそれは外れないというふうに前には聞いた経緯があります。それで、第1簡易水道、第2簡易水道が合併をして水道事業を設置するわけですよね。それで、ところが浄水場を通過して供給される水は、ここに記載されている計画の全世帯ではないわけですよね。この水道事業を設置するには、第1、第2が公平性をもって同じ質の水が供給されるがゆえにこの事業が合併で成り立つものではないのかなというふうな思いがあります。両方浄水場を通過して、全てのこのページに記載されている地区、戸数、全てに同じ比率、同じ質の水を供給してこそ公平性という形があって、この事業が設置というふうに思いますけれども、これに関してはどう考えておるわけですか。

地域整備課長 まずは、今回統合しまして、管路そのものはつながりません。水道法上、一水道区域内に水源が例えば1個しかなくてはだめだとか、2個だとかという定めはございません。管路でつながなくても、企業の経営上、統合もできます。そんなわけで、管路をつながなくても、水源が別々でも、統合という形になりまして、上水道という形になります。

4番 事業上、そうであるからこういう事業を設置した、それはわかります。今、第2水源地、以前に井戸の位置を変更してという計画があったかと思います。ところが、結構水質がいいので、現在のところの隣に建屋をつくったわけですよね。しかしながら、今のところはしっかりした水であるけれども、浄水場をつくと。浄水場をつくる計画というのは、要するにいろんな管を布設をやりかえして、事業上しなければいけないるどんどんあって、こういうようにきたと思うんですよ。だけれども、全体の計画の中で、第1水源地に対しての浄水という計画というようなものは、この時点ではないのか。これから計画していくのかということ伺いたいです。

地域整備課長 今、議員おっしゃるのは小松の水源の件だと思われませんが、確かにあの水源については、水そのものはすごくいい水でございます。ただ、今回事業の中でろ過機を設置しなくちゃいけない状況というのも一つございまして、それはまずはより安全な水を供給するための手だてでございます。

あと、将来を見越して、沖の原の浄水場、築造したわけなんですけど、あそこの高さについては、将来また何らかの形で管路を小松と旧光生園があるところをつなぐことになると、十分流れていくレベルでございまして、逆に十二河原、こちらの舟形地区からの水もあそこの沖の原の浄水場の位置までは自然流下でいく設計となっております。そのような形で、将来もしつなぐような形になるような場合は、計画できる位置に浄水場を設置しております。

そんなわけで、今のところはただ計画としては検討段階ではありますが、いつするとかそういう計画ではないんですが、位置としましてはどちらも水は回せる構造になっております。

議長 暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

議長 再開します。

地域整備課長 第1水源と第2水源の連絡ではありますが、統合というか管の接続ではありますが、今のところは計画は持っておりません。立てておりません。会計上のソフト統合だけで終わりでございます。ただ、将来何らかの形で機会があれば、統合すれば、より安全な水が舟形町全域に行き渡るとというのが大変いいのかなという私の思いでありました。

4番 質問しているほうも何かおかしくなってきましたけれども、要は第1水源場は今の状態のまんまだと。第2水源地の井戸から上げたやつは浄水してしっかり供給されると。もし何かふぐあいとかお互いにあった場合に、浄水場を経営しているものでふぐあいがあって工事費がかさんで水の供給単価を上げなければいけないと。こっちはそのまんまのもので、水質がいいからそのまんまでやるということでは値段が違ってくるような、供給の質が違うようなものを全て一緒にの会計でやるということ、要はそうなんですよ。だから、それを長期にわたる計画の中で、両方とも浄水設置してやるんだよと。第1水源地のほうにも浄水場を計画する計画はあるんですとか、でなければ今言ったように本線をつないで長沢まで、原田山に上げて、そっくりおれますというふうに、どっちははっきりしたことの計画がなかったんですかということを知ったんです。

地域整備課長 より安全な水を供給するために、もちろん十二河原の水源地のほうの浄水施設についても、今後は何らかの形でやっていかなくてはいけないと思っております。ただ、今現在計画のある中では、あそこの管路をつないで、先ほど言われましたけれども、原田山まで上げて、その水が舟形のほうにも流れるというルートは可能でありますので、今後将来にわたって水道事業を検討していく上では、大変重要な課題と思っておりますので、今後そこら辺も踏まえて将来の水道事業のあり方を検討してまいりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

6番 1点だけ確認です。16ページの下の方に別表第2表がございますね。第2表に給水人口5530、1日の最大水量が2460とございますが、予算書のほうの会計予算の業務予定量というのがございますが、この数字が、給水量が2440、給水人口が5470なんだけれども、これは予定とか何とかと違うんですか。

地域整備課長 16ページの給水人口と一日最大給水量の数字ではありますが、これらについては水道の認可上の数値でございます。10年後を見越した数値であります。この数値を、一応厚労相の水道の認可書の中に出てきますので、そういう目標を立ててやっていくという数字でござ

ざいます。

なお、予算書はきのうご説明した資料の中と違うというわけなんです、そっちに関しましては、29年度の給水人口と給水量、そちら設定しておりました。あくまでも29年度予算に対しての数値でございます。

6番 わかりましたけれども、5530というのは10年後なんですか。今の5470よりもふえると。今、さまざま人口減少という話がございますが、人口減少は減少人口で、給水人口はふえるということなんですか。そのあたり、ちょっと合わないと思うんだけどもどうなのでしょうかね。

地域整備課長 済みません。給水人口につきましては、ここに、16ページに出ている給水人口がありますが、これについては計画の給水人口でございます。実際の給水……、実際じゃないですね。計画の給水人口、認可上の計画給水人口になっております。

6番 認可上の給水計画かもしれませんが、計画というのは10年後の計画なんでしょう。予想なんでしょう。だから、今29年度は人口が、給水予定人口が5470で、誰が考えたってふえるあれじゃないじゃないですか。これをふやさないと認可がおりないという話なんですか。

地域整備課長 確かに今おっしゃるとおりではありますが、この数値につきましては、いろんな算出方法がございまして、なおかつ施設とかの人数も入っております。そこらを踏まえて、10年後の計画の中の最大の数値ということで捉えていただければなと思っております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第12号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号 舟形町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第6 議案第13号 舟形町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時01分 休憩

午後1時05分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

議案第13号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 14 号 舟形町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第 7 議案第 14 号 舟形町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決します。議案第 14 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 15 号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第 8 議案第 15 号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

暫時休憩します。

午後 1 時 36 分 休憩

午後 1 時 39 分 再開

議長 それでは、再開します。

これより質疑に入ります。

5 番 単純な質問であります。特定教育保育施設とか、特定地域型保育事業というのがありませんけれども、もう少し中身を詳しくお願いしたいと思います。

税務福祉課長 これは、法律で規定されているものでありまして、特定教育、それから特定保育

については、十数項目のことが列記されていますが、舟形町では保育所、ほほえみ保育所のみというふうにご理解をいただければ結構かと思います。

5番 そうしますと、個人じゃなくて、ほほえみ保育園の利用者負担等に関する条例の改正というようなことで今回提案したというようなことなんでしょうか。

税務福祉課長 今回の改正準則には、その規定にあります新旧対象表の64ページをごらんいただければ、特定教育・保育（教育に限る）という部門での改正もございます。

それから、下の行ですけれども、特定教育・保育（保育に限る）というところで、第2階層、第3階層とあったものを、第2階層、第3階層、そして第4の1階層というふうに改めますので、ほほえみ保育園に入所している保護者の方については、この表が該当になります。（「わからないな」の声あり）

議長 5番議員、いいですか。

6番 タイトルは特定となっていますので、特別な子供さんとかそういう意味なのかなと思って奥山さんは聞いたかと思うんですが、そのあたり、私もわからないのでお願いします。

税務福祉課長 国の法律自体が、特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の云々という法律がございます。それに基づいて、第2条の規定で先ほど奥山議員が質問された特定教育とは何ぞや、それから特定保育等とは何ぞやというお話がありましたけれども、その法律の中で、第2条の定義の中で、特定教育云々については何々、それから特定保育については何々というように、法律の中でその教育、保育にかかわることが規定されていますが、舟形町で該当するのはほほえみ保育園1つだけというふうにご理解いただければというふうに思います。

議長 6番議員、いいですか。

6番 そうしますと、この特定云々というのは余り考えないで、特定の教育・保育、特定保育施設という言葉だけでも、それに反する何かまた別のやつがあるのでしょうか。いわゆるその保育所に入る人、入っている人というのかな、それを総称してこういう表現なのかな。その辺、よくわからない。

税務福祉課長 条例の中でも定めていますけれども、その条例の名前自体も、舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営する課に関する基準を定める第2条の中で、定義としまして、第1号につきましては、23号までありますけれども、これを列挙してよろしいですか。（「いや、いいです。そこはわかる……」の声あり）その中で、23号までのいわゆる用語の意義ということで、特定教育・保育についての用語の意義の中で、23号に基づいて規定はしています。ただ、舟形町のほほえみ保育園1カ所だけだというお話をさせていただいたのは、第4号の中で保育所、法第7条第4項に規定する保育所を言う、これが舟形町ほほえみ保育園のことを規定していることになります。

6番 ちょっとよくわからないんですけども、ほほえみ保育園だということはわかりましたけれ

ども、じゃあ逆にその特定じゃない保育施設とかというのはここにはないと思いますけれども、新庄でいえば例えばどことかというのはあるんですか。民間の保育園とか、そういう意味なんですかね。ちょっと民営とこういう公設のやつとの違いなんでしょうかね。

税務福祉課長 では、定義の23を全て朗読させていただきます。

第1号が、小学校就学前の子ども、法第6条第1項に規定する小学校就学前の子どもをいう。第2号が、認定こども園、法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。第3号、幼稚園、法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。第4号、これはほほえみを規定していますけれども、保育所、法第7条第4項に規定する保育所をいう。第5号、家庭的保育事業、社会福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。第6号、小規模保育事業、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。第7号、居宅訪問型保育事業、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第8号、事業所内保育事業、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。第9号、支給認定、法第20条第4項に規定する支給認定をいうということで、事細かに規定されていますので、その中でこの法律並びに町の条例に基づいて該当する特定教育保育施設に対する規定ですけれども、今回の改正は、舟形町で該当するのは、ほほえみ保育園の表でいいますと、特定教育・保育（保育に限る）の中の階層区分の変更になります。

議長 ほかにありませんか。

4番 新旧対照表のほう、どっちでもいいんですけども、階級を2段階に分けてありますところで、右側の数字が上段、下段とも同じ数字になっていることについて、どういうふうに解釈すればいいのか、お願いします。63ページ、64ページともに。

税務福祉課長 確かにこの表では、旧では4階層しかなかったものを、4の1と4の2に改めています。それから、4の1と4の2に改めた定義の表を見ていただくと、1円以上7万7,100円以下、7万7,101円以上9万7,000円以下という区切りを設けています。ただ、議員おっしゃられるとおり、この額については変わりはありません。ただ、次の65ページに行くと、第3階層と同じような額に、額も、例えば3歳未満児は第3階層で従前であれば1万5,000円だったところを3歳未満児の保育標準時間では5万8,000円、それから第4の1階層では5,800円というふうな改正になっていますので、所得区分が細かになったことで、ある程度今までよりも、その階層にあった人が、保育料金が減額になるというふうにご理解いただければと思います。

議長 4番議員、よろしいですか。

4番 階級層を2段階に、65ページでいいますと、第3階層を3と4の1階層に分けたわけで、であれば、そこの右側の金額も若干違って当たり前なのかと。単純な感覚で思うから質問したのであって、同じなんであれば3階層と1階層に分けた意味は、今後変化していく、要す

るに金額が違うことを想定してこの階層を分けたんですか。何かここら辺、ちょっと、もう少しこのやり方についての説明をお願いします。

議長 暫時休憩します。

午後 1 時 5 1 分 休憩

午後 2 時 0 0 分 再開

議長 再開します。

4 番 この掲げられている表とそれ以降の条文を組み合わせると理解できるような範囲にいくような形にはなりますけれども、これをもって改めてこの条文に対しての表じゃなくて、ぱっと見てわかりやすいように、こういうふうに変わったよという形の中で、後日新しく資料をつくって示していただければ大変ありがたいなかという思いであります。

税務福祉課長 今回の改正は、例規に掲載するのは総務課と確認しなければなりませんけれども、よりわかりやすくというのであれば、保育所の入所料金の設定も 4 月 1 日からなりますし、その辺含めて保護者の方にも周知をしなければならない部分がありますので、その辺は広報などで出すか、ちょっと検討させていただければと思います。

議長 4 番議員、よろしいですか。（「いいです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 1 6 号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第 9 議案第16号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務福祉課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号 舟形町教育振興修学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第10 議案第17号 舟形町教育振興修学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑を行います。

7番 じゃあ、ちょっと考え方についての質問をいたします。35ページの2行目、山形県職員に採用された場合については返還免除の対象から除外する。だから、返還対象になるということだと思えますけれども、この返還免除の対象、（「対象外だべ」の声あり）うん、返さなくちゃいけないということですよ。だからいいんです。それで、この山形県職員という意味は、看護師という意味ですか、県庁職員という意味も含まれますか。ここのところをちょっと質問します。

教育次長 山形県立新庄病院というふうに解釈してほしいと思います。山形県職員とは、例えば県庁職員になれば看護師ではありませんので、この場合、新庄県立病院のほうに採用された看護師というふうにご理解ください。

7番 では、この山形県職員というのは、新庄県立病院の看護師としての職員に採用されたという理解をすればいいということだと思えますけれども、例えばこの最上郡内に町立の看護師さんを必要とする町立病院等とかがあると思えますけれども、それも郡内にはまず就職したという形になると思えますけれども、そういった方は、入ったら当然返還してもらうという認識でよろしいですか。

教育次長 この場合は、県立新庄病院だけが適用除外でありまして、町立病院、例えば最上町立病院等に看護師として就業した場合につきましては、返還免除は対象といたします。

なぜ、山形県職員、いわゆる県立新庄病院だけを排除するかといいますと、例えば山形県立新庄病院の場合につきましては、新庄最上管内以外に転勤もございます。それで、この制度は最上地域の看護師確保でありますので、今回山形県立新庄病院に就業した場合につきましては該当にしないというふうになっております。

7番 きちんとした答弁ができましたので、理解できました。

それで、副町長にちょっと聞きたいんですけども、今次長が答弁してくださった内容の中に、新庄の県立病院にいる間は除外、免除なるんだから……、ほかに行っても同じか。ほかに行っても除外の免除、そうか。済みません、私の勘違いです。じゃあ、これは取り下げます。

議長 ほかにありませんか。

2番 新旧対照表の70ページに、前項の定めにおいて、当該学生の就業期間が1カ月に満たない月数がある場合はこれを除くとありますけれども、この1カ月の定義というのは、例えば15日とか20日とか、そういう定義があるんでしょうか。

教育次長 1カ月に満たないです。例えば4月であれば30日でしょうし、5月であれば31日というふうなことで考えていただければと思います。

2番 月数の日にちは30日ありますけれども、就業期間ですから、30日や31日仕事をするわけにはいかないでしょうから、その辺の日数とか、さくっとその日数じゃあ仕事をしなきゃだめだということですか。

教育次長 この規定につきましては、一部返還免除の既定でありまして、60月というのは5年というふうに考えます。5年間勤務すれば全額免除なんです。例えば4年と10カ月勤務した場合については、58カ月分減免するわけです。ところが、4年と10カ月と15日勤務した人がいたとした場合は、その15日分はカットしますよというふうな規定でございます。

2番 今の説明だと、積算ですということですね。その月々じゃなくて、何年かの積算日数でそれをはかるということで、理解でよろしいんでしょうか。

教育次長 わかりました。例えばあれですよ。2年間勤めて、15日勤めた。次にやめて、また2年間と15日勤めた。足せば30日になりますので1カ月と見るかというふうな話だと思いますが、この場合、今回そういったことを想定しておりません。これから制度を運用する中でいろんなケースが出てまいりますので、そういった積算で例えば32日間だった、これを1カ月と見るか等につきましては、これから運用の中で協議してまいります。

5番 35ページの第9条の（1）業務上の事由により死亡したとき、あと（3）業務に起因する心身の故障により業務を継続できなくなり退職したときというような文言がありますが、この業務上なのか、そうなのかというのは、この辺の判定についてはどのように考えていますか。

教育次長 第1号の業務上の事由により死亡ということに関しましては、例えば公務災害とかいろんな適用になりますので、それでもって判断をしたいと。あとは、第3号の心身の故障等につきましては、そういったケースを見ながら、事業所とも協議をしながら判断したいと思っています。

5番 なぜこういうふうな質問をしたかという、(1)については労災認定とかさまざまなどに非常に時間がかかるケースが多々多いわけです。ところが、その間にも返還というふうなことが起こっているわけであります。そういった中で、この労災による死亡なのか、はたまた労災によりノイローゼ等になって業務が遂行できなくなったというふうなところの判定をしている間のこの支払いの猶予期間といいますか、この辺については判断が難しいかと思いますが、どのように考えていますか。

教育次長 返還は一応10年間まで免除できますので、その間で判断をするわけですが、詳細、免除の判断、それから詳細等につきましては、各市町村に任せられております。その段階で、いろんな状況を調査しながら適正に判断をしてみたいと思います。

5番 ぜひ、家族の方からそういうふうな相談が来た際には、十分相談に乗っていただいて、猶予等について考えていただきたいというふうに思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

4番 議案可決したものに戻ることはできないでしょうけれども、確認という意味で、数字の凡合わせの確認という意味の中で、ここでも3万円、5万円という数字が出てきます。いろんな条文の改定のときに数字が出てきます。例えば、先ほどの表だと7万7,100円以下、7万7,101円以上という表記、表ではなっています。しかし、その下の下段の文章の中では、7万7,100円未満というふうな表記になっております。7万7,100円の方は、半額もしくは云々というものがならないのかという、前のほうに戻るわけじゃないですけども、その表記の仕方、解釈について確認をしておきます。

議長 暫時休憩します。

午後2時25分 休憩

午後2時26分 再開

議長 再開します。

4番 今の質問は、議案可決した分に戻ったような感じに受け取られますので、取り下げします。しかし、今言ったことを、後で確認のために報告していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。議案第17号を原案のとおり決定する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号 舟形町高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議長 日程第11 議案第18号 舟形町高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 この指定の期間ですが、10年ですけれども、こういう施設については10年というのはちょっと長いような気がするんだけれども、だんだんと老朽化もするし、管理も容易じゃないかなと思うんですが、そのあたりどうなんでしょうか。

税務福祉課長 今回の指定管理者につきましては、平成18年の6月で議決をいただいて、ざっくり10年間というふうな設定をさせていただいた経過があります。したがって、今回も幅町内会といろいろ話をさせていただきましたけれども、従前と同じような体制でというお話もありましたので、10カ年とさせていただいたところです。ただ、やっぱり10年というのは期間が長くて、この改正に当たっても、今回議場に入っている課長級でも10年目はほとんどいないので、その辺含めて、今後議決をいただいた後では協定書等の締結も、この議決をいただければ幅町内会と町との協定書もありますので、その辺の中でいろいろご相談をさせていただける部分があるのかなというふうには考えているところです。

6番 受けていただく側でそういうことであればよろしいかと思えますけれども、今協定書の話がございましたが、ちょっと教えていただきたいと思います。修繕については、全部金額に問わず町負担でしたでしょうか。

税務福祉課長 従前の協定書の中では、50万円を超えたものについては指定管理者、ごめんなさい、間違えました。50万円以上については、甲乙、町と指定管理者の協議。それから、未滿については指定管理者というふうな協定書をつくっておりましたので、それは踏襲するつもりで考えております。

6番 何か以前、この修繕の関係でちょっと話題になったと記憶したものですから今申し上げた

んですが、そのあたりの50万円についても、詳細について幅町内会さんと十分に話をして決定をしたと思うんですが、何か前回話題になったのは、協議をするという話なんだけれどもどっちでやるんだみたいな話もありましたので、そのあたりしっかりと相手方と協定を結んでいただきたいと思います。答弁はいいです。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第33号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第34号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第35号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第36号 平成29年度舟形町水道事業会計予算について

議案第37号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第38号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議長 日程第12 議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第33号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第34号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第35号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第36号 平成29年度舟形町水道事業会計予算について、議案第37号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第38号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、以上7会計議案を一括上程いたします。

朗読・説明を願います。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 暫時休憩します。

午後 2 時 3 2 分 休憩

午後 2 時 3 6 分 再開

議長 再開します。

総務課財政管財班長（朗読、説明省略）

議長 ただいま上程されました 7 会計予算の審査の方法についてお諮りいたします。議案第 32 号から議案第 38 号まで 7 議案を審査するため、9 名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査する方法でいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。9 名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、舟形町議会委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、議席番号 1 番伊藤欽一君、2 番小国浩文君、3 番石山和春君、4 番佐藤勇君、5 番奥山謙三君、6 番斎藤好彦君、7 番佐藤広幸君、8 番叶内富夫君、9 番加藤憲彦君、以上 9 名の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、ただいま指名した 9 名の方を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、予算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りいたします。

5 番 予算審査特別委員会の委員長には斎藤好彦議員、副委員長には叶内富夫議員を推薦いたします。

議長 ただいま奥山議員より、委員長には斎藤好彦議員、副委員長には叶内富夫議員との発言がありました。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、委員長は斎藤好彦議員、副委員長は叶内富夫議員に決定いたしました。

これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を 3 月 13 日まで休会いたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本会議を 3 月 13 日まで休会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

斎藤予算審査特別委員長より委員会の開会のご挨拶を受けたいと思います。

しばらくお待ちください。

午後2時49分 散会

平成 29 年 3 月 14 日（火曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成29年舟形町議会第1回定例会第8日目

平成29年3月14日（火）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 敏 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課財政管財班長 伊藤 茂 樹
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 委 員 長 高 橋 純 康
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 長 齊 藤 涉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長 叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸 一	農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
兼農業委員会事務局長	
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

- 日程第1 議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第33号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第34号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第35号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算につ

いて

議案第 3 6 号 平成 2 9 年度舟形町水道事業会計予算について

議案第 3 7 号 平成 2 9 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 3 8 号 平成 2 9 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 2 議案第 2 0 号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第 2 1 号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第 2 2 号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第 2 3 号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第 2 4 号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第 2 5 号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第 2 6 号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第 2 7 号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第 2 9 号 舟形町農業委員会委員の任命について

日程第 3 議案第 2 8 号 舟形町農業委員会委員の任命について

日程第 4 議案第 3 0 号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 議案第 3 1 号 舟形町人権擁護委員の推薦について

日程第 6 議案第 1 9 号 舟形町教育委員会教育長の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時06分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから8日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第33号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第34号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第35号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第36号 平成29年度舟形町水道事業会計予算について

議案第37号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第38号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議長 日程第1 議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第33号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第34号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第35号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第36号 平成29年度舟形町水道事業会計予算について、議案第37号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第38号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、以上7議案について議案といたします。予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。斎藤予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 おはようございます。それでは、報告申し上げます。平成29年3月14日舟形町議会議長 八鍬太殿。予算審査特別委員長 斎藤好彦。

予算審査特別委員会審査報告。平成29年3月7日招集の3月定例会におきまして、3月9日に付託されました議案第32号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第33号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第34号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第35号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第36号 平成29年度舟形町水道事業会計予算、議案第37号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第38号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、以上7議案につきまして、本委員会は3月9日より3月19日まで3日間、慎重に審査した結果、賛成多数により原案どおり可決すべき

と決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

以上、平成29年度予算審査特別委員会の報告といたします。

なお、委員長所感として、2つの事項について、口頭により要望したいと思いますのでよろしくをお願いします。

1、新年度からの機構改革に伴う新体制のもと、課内を初め各課の連携を一層密にし、町民の福祉向上のため、効果的な予算執行に努めること。

2、平成29年度は、若あゆ温泉改修事業、除雪機格納庫整備事業、中央公民館耐震補強工事など大規模事業が計画されていることから、各委託事業などを含め、事業管理、監督体制の強化を図り、適正な予算執行に努めること。

以上、所管といたします。

議長 それでは、ただいまの予算審査特別委員長報告に対する質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第32号から議案第38号まで7議案に対して一括して原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、7議案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第20号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第21号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第22号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第23号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第24号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第25号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第26号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第27号 舟形町農業委員会委員の任命について

議案第29号 舟形町農業委員会委員の任命について

議長 日程第2 議案第20号から第27号及び第29号 舟形町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

議案第20号より第27号及び第29号については、一括提案、審議し、採決については各個別に採決することといたします。提案理由の説明を求めます。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより、個々の議案ごとに採決いたします。初めに、議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20号 を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第28号 舟形町農業委員会委員の任命について

議長 日程第3 議案第28号 舟形町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

町長 (朗読、説明省略)

議長 質疑の前に、地方自治法第117条の規定により、8番叶内富夫君は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

議長 会議を再開します。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

8番叶内君の入場を許可します。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

議長 会議を再開します。

日程第4 議案第30号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第4 議案第30号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第31号 舟形町人権擁護委員の推薦について

議長 日程第5 議案第31号 舟形町人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第19号 舟形町教育委員会教育長の任命について

議長 日程第6 議案第19号 舟形町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

町長 (朗読、説明省略)

議長 質疑の前に、本人が議場におります。公正な審議を行うために退席をお願いいたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

教育長の入場を許可します。

暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

議長 会議を再開いたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

3月16日午後1時30分より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時00分 散会

平成 29 年 3 月 16 日（木曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 5 日目）

平成29年舟形町議会第1回定例会第10日目

平成29年3月16日（木）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 敏 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課財政管財班長 伊藤 茂 樹
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 委 員 長 高 橋 純 康
会 計 管 理 者 結 城 恵 美	教 育 長 齊 藤 涉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 次 長 叶 内 範 夫
まちづくり課長 伊藤 幸 一	農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義
税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
兼農業委員会事務局長	
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	選挙管理委員会書記長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	主 任 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

日程第1 議案第39号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 閉会中の所管事務調査報告
総務振興常任委員会
文教民生常任委員会
議会運営委員会

日程第3 舟形町議会活性化特別委員会報告

追加日程第1 発議第2号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 4 1 分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから10日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第 1 議案第 3 9 号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第 1 議案第39号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

提案理由の説明を求めます

税務福祉課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第 2 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。佐藤広幸総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長 平成29年 3 月 16 日 舟形町議会議長 八楸太殿。総務振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 平成29年 2 月 24 日（金）
2. 調査内容（状況説明・現地視察）
 - （1）豪雪による被害状況について

①ア. 1月11日から16日までの大雪により、1月16日に「舟形町豪雪対策本部」を設置した（全戸チラシ配布・防災無線により注意喚起を行っている）。

イ. 2月23日現在では、前年同期とほぼ同じ積雪深となっている。

ウ. 2件の人的被害と2件の住宅、4件の車庫等の建物被害が発生した。

エ. 農林水産関係では、ハウス内で栽培しているコマツナの被害のほか、ハウスの全半壊被害が18棟で被害は額1,900万円となっている。

オ. 2月6日から16日まで、3カ所の雪崩発生が確認されたが短時間で開通した。

カ. 1月16日に紫山地区の一部で停電が発生したが、1時間半程度で復旧した。

②現地視察

ア. 町道折渡桧原線の雪崩発生箇所（2月6日発生）幅20メートル、高さ20メートルの規模。

イ. ハウス（長沢地区）全壊（ハウス内でコマツナ栽培）。

③所感

ア. 短期間に大量の降雪で農業施設等の被害が多く発生したことから、日ごろからの注意喚起の重要性を感じた。

イ. 小松地区の人的被害は公共施設作業中の事故で、町としての対応を考慮すべきであり、今後の課題として対応策の検討が必要である。

ウ. 農業施設への補助などの対応は、個々の管理上の問題もあり難しいと思われるが、農業施設の更新時の支援策として検討する余地はないか。

（2）サケふ化場運用状況について

①運用状況

ア. 11月上旬から採卵作業、ふ化飼育等、施設運用も順調に推移していた。

イ. 約1グラムまで成長しており、計画の50万尾を超える稚魚が成育されていた。

ウ. 県内水面漁協からの放流許可もあり、3月8日にほほえみ保育園児による放流事業が予定されている。

②所感

ア. 保育園児の放流事業など、町一体となって取り組む事業体制を評価したい。

イ. 漁協担当者からの育成内容、作業工程の説明が明瞭で好感が持てた。

ウ. サケ稚魚放流後の鮎育成施設としての有効利用に期待をしたい。

エ. まちおこしにサケの利活用について検討すべきと感じた。

なお、平成29年1月29日（木）にリングロー株式会社本社、新座工場を視察研修しました概要について、別添のとおり報告します。

記

1. 期日 平成29年1月26日（木）

2. 調査内容（現地調査）

3. 参加者 総務振興常任委員、石川主任

4. 概要

（1）リングロー（株）本社の視察

①業務状況（代表者 代表取締役補佐 佐藤智実氏、総務課チーフ 關ひかる氏）。

ア. 本社 東京都豊島区池袋（フォーラム・アイエスビル4階）。

イ. 埼玉県新座市に倉庫、名古屋とマレーシアに営業所を所有している。

ウ. 本社従業員25名（派遣、アルバイトを含む）。

エ. 正社員平均年齢28歳と若い社員が中心の会社である。

②今後の事業計画

ア. 旧長沢小学校で開校する「集学校プロジェクト」の全国展開を目指している。

イ. 地域の特産品を使用したパソコン教室、料理教室などによる社会貢献を通して、社名のPRを図る目的である。

ウ. 社員の厚生施設としての役割もあり、会社と地域が一体となった事業展開を目指している。

（2）新座倉庫の視察

①業務状況（代表者 山口氏）

ア. 工場従業員50名（うち20名は派遣社員）。

イ. 1階が倉庫、2階が工場になっており、仕入れされた中古パソコンのデータ消去、修理、セットアップ、最終チェック、出荷の一貫した作業体制であった。

ウ. 月間1万台を再生処理しており、仕入れ先は主にリース会社、官公庁である。

（3）所感

①社長はじめ、若い社員体制であり、活気がある明るい雰囲気の会社であった。

②社員も長沢集学校の開校を待ち望んでおり、開校後の事業展開に期待をしたい。

③社員と舟形町の若者との意見交換や交流などにより、町の活性化につなげたい。

④安定した事業運営による段階的な雇用創出にも期待をしている。

以上です。

議長 ただいまの総務振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより総務振興常任委員会閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、奥山謙三文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員長 平成29年3月16日 舟形町議会議長 八楸太殿。文教民生常任委員会委員長 奥山謙三。

所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 平成29年2月23日木曜日

2. 調査内容・状況説明

(1) ほほえみ保育園の業務委託について

①所感

次年度からの業務委託について、予定どおり進んでいることに安堵しているが、下記事項を意見として列記する。

ア. ほほえみ保育園の業務委託に至った要因は、臨時職員が9割を占める現状を解決することが大きな理由となっている。今回、13名が社会福祉協議会の正規職員として採用されたことにより、改善されることを期待する。

イ. 町、利用者、社会福祉協議会が協力・連携を図り、園児の健やかな成長と保・小・中一貫教育については所期の目的を果たせるよう進めていただきたい。

ウ. 女性の社会参画が期待されている中で、未満児保育のニーズが高まっているので、今以上に充実されるよう期待する。

(2) 教育委員会事務事業報告の点検について

①所感。一貫教育について、毎年点検が実施されており、改善されていることが伺えた。以下の意見を添えて報告する。

ア. 中学校移転改修について、小学校との近接型一貫指導体制構築について早期に結論を出し、用地確保を進める必要があると感じた。

イ. いじめについては、起こり得ることを前提に、早期の把握と対応が大切だと考える。今後も連絡会議を開催し、必要な連携と対策を行っていただきたい。

ウ. わかあゆ塾の開催は、子供たちの学力向上につながるものと確信するので、充実強化を

図っていただきたい。

エ．生涯学習関係では、一般向け講座、高齢者向け、子供たちも対象にした町民全員が参加できる講座の開催も必要と考える。

なお、平成29年1月23日月曜日に秋田県湯沢市を視察研修しました概要について、別添のとおり報告します。

報告書。文教民生常任委員会の視察研修を行った概要は、下記のとおりでありますので報告します。

記

1．期日 平成29年1月23日（月曜日）

2．調査内容 秋田県湯沢市におけるタブレット端末を利用した高齢者と生活支援システムの実証試験。

3．参加者 文教民生常任委員会委員、斉藤局長、石川主任。

4．概要

（1）タブレット端末を利用した高齢者と生活支援システムの実証試験について

①タブレット端末を利用した高齢者と生活支援システムとは、高齢者でも扱いやすいシステムを構築し、ＩＣＴを利用した切れ目のない見守り体制を整備することで、少子高齢化社会における高質かつ持続可能な地域の形を目指すことを目的としている。

②タブレット端末の主な機能

ア．高齢者世帯等の安否確認 → マンパワーのＩＣＴへの置きかえ。

イ．ふれあい相談 → ふれあい安心電話の置きかえ。

ウ．湯沢市からの情報配信 → 情報チャンネルの拡大。

エ．乗り合いタクシーの予約 → 利用性の向上。

③対象地域と対象者

湯沢市雄勝地域の災害時要援護者ほか高齢者世帯約60世帯と民生委員約25世帯。

④実証試験により見えてきた課題

8割の方は毎日操作している状況であり、安否確認には有効と捉えていた。毎日操作することによってストレスを感じる方もいれば、継続を望む声もあるようである。

課題としては、電波状況が悪いことや利用料金の負担などである。

5．検証ということで、視察検証後、委員会を開きまして、各委員から意見を出していただきました。その内容をまとめたのがこれから列記している内容であります。

①各委員の意見

ア．予算をどうするかの前に、導入のメリット・デメリットを話し合うべき。

イ．使用してもらわなければ意味がない。

ウ. タクシーの予約ができるなどの機能はよい。

エ. モデル地区を選定し、実証試験から始める。町内会や民生委員の見守りがしっかりと行っている地区が望ましい。

オ. 本当に安否確認が必要な人は、タブレットの使用が難しい。将来的には必要かと思うが、現段階では難しいと思う。

カ. 導入の検討に当たっては、町内会長や民生委員などと意見交換会を開くなどが必要ではないか。

②所感

上記意見を踏まえ、導入の可否について検討を行っていくこととした。以上です。

議長 ただいまの文教民生常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、叶内富夫議会運営委員長より報告を受けます。

議会運営委員長 平成29年3月16日 舟形町議会議長 八鍬太殿。議会運営委員会委員長 叶内富夫。

報告書。議会運営委員会の視察研修を行った概要は、下記のとおりでありますので報告します。

記

1. 期日 平成29年1月31日、2月1日、2日間。

2. 内容 (1) 仙台市ドコモビルで行われましたペーパーレス議会システムに係るセミナーに参加。

(2) タブレット導入議会視察。秋田県五城目町。

3. 参加者 議会運営委員会委員、議長、副議長、斉藤局長、石川主任。

4. 概要

(1) ペーパーレス議会システムに係るセミナー。

①タブレットから始まるICT化と開かれた議会。

②スマートデバイスにおけるセキュリティ対策。

(2) タブレット導入議会、秋田県五城目町視察、運用状況。

①ペーパーレス議会システムの導入状況、今後の計画及び課題。

②五城目町元気な地域づくり支援事業について。

(3) 所感

①導入に向けて研修会を重ね、活用、運用、費用などを検討していく必要があり、検討委員会を立ち上げて進めていくべきと感じました。

②元気な地域づくり支援事業については、当町においても同様な事業は展開されており、なお引き続き町内会の活性化に向けて、町の協力支援が必要であると感じました。

以上、報告します。

日程第3 舟形町議会活性化特別委員会報告

議長 日程第3 舟形町議会活性化特別委員会報告を議題といたします。加藤憲彦議会活性化特別委員会委員長の報告を求めます。

議会活性化特別委員会委員長 平成29年3月16日 舟形町議会議長 八楸太殿。舟形町議会活性化特別委員会委員長 加藤憲彦。

舟形町議会活性化特別委員会報告書。本委員会に付託された事件について、舟形町議会会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 調査事件

議会運営委員が舟形町議会基本条例に即して行われているかを検証し、さらなる議会の活性化を推進していくために議会改革についての課題を調査検討。

2. 経過

議会町活性化特別委員会（平成23年設置）、議会活性化特別委員会（平成25年設置）の活動報告を引き継ぐとともに、新たな課題及び活動に取り組み、町民の負託に的確に応えられる議会改革を常に念頭に置いて活動を行ってきた。

委員会設置期間 平成28年6月10日。平成29年4月30日。

委員会の構成、記載のとおりであります。

3. 委員会開催経過、記載のとおりであります。

4. 調査検討事項

(1) 議会基本条例の検証

基本条例の検証のために、期間を限定し、特別委員会を設置するなどして、継続的に見直しを行っていくものとする。

1. 議会報告会

舟形町議会基本条例第5条に基づき、議会運営委員会が主催し、開催する。

2. 議員報酬

舟形町議会基本条例第9条に基づき、今後とも充実強化を図っていく。

3. 議員定数の適正化

現在の議員定数が適正とし、現状維持の10名が適当とする。

4. 議員報酬の見直し

現段階では、現状維持が適当とする。ただし、若者、女性層の政治参加や議会活動のあり方を含め、今後も引き続き議論、検討が必要である。

(2) 常任委員会委員数の適正化

総務振興、文教民生常任委員会の委員数、現在7名を5名に変更し、おのおの委員が重複しないこととする。また、議会広報常任委員会の委員数、現在6名を5名に変更する。議会運営委員会は、各常任委員会委員長3名のほか、委員1名とし、オブザーバーとして議長または副議長が出席する。

(3) 予算・決算審査特別委員会などへの出席者の範囲、行政制度が多岐広範に及んでいることから、議会での円滑な答弁及び活発な討論のため、委員会など答弁に必要な職員の出席を求めていくものとする。以上です。

議長 ただいまの議会活性化特別委員会の報告について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議会活性化特別委員会の報告を採決します。議会活性化特別委員会の報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議会活性化特別委員会の報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

ここで、文書配付のため暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後 2 時 1 5 分 再開

議長 会議を再開します。

本日の日程の追加についてお諮りいたします。ただいま配付いたしました追加議事日程のとおり、追加日程を議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

追加日程第 1 閉会中の継続調査申出

議長 追加日程第 1 発議第 2 号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。加藤憲彦議会活性化特別委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

議会活性化特別委員会委員長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第 2 号を採決します。発議第 2 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議員派遣の件

議長 日程第 4 議員派遣の件について議題といたします。議員派遣の内容については、議会事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 (朗読、省略)

議長 ただいまの議員の派遣の件についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして 3 月定例会に付された事件は全て審議終了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますので、お受けします。

町長 平成 29 年第 1 回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。3 月 7 日から

10日間の日程で、専決処分の承認が1件、平成28年度一般会計外6特別会計の予算の補正が7件、平成29年度一般会計・特別会計歳入歳出予算が7件、条例の設定が3件、条例の制定が6件、指定管理者の指定が1件、教育長、農業委員、固定資産評価審査委員会委員、人権擁護委員と人事案件が13件、合計39件につきまして、満場一致でご決議賜りまして、まずもって御礼を申し上げます。

平成29年度当初予算は、厳しさを増す財政状況の中で将来にわたり持続可能な財政運営の確保を目指しつつ、オール舟形で住んでいる人たちが誇れる町、豊かな舟形の着実な実現に向けて、園芸農業スタートアップ事業、商工業活力アップ推進事業、放課後わかあゆ塾事業、日本一の給食食育推進事業、子どもの未来祝福事業などの新規事業、保育所の社会福祉協議会の委託、観光物産センター管理委託、課制の変更など、新たな取り組み、圃場整備等農業農村整備事業、生活道路整備除雪事業などの補助制度の継続、拡充をしております。

さらには、若あゆ温泉大規模改修事業、除雪格納庫整備事業、町営住宅3号棟大規模改修事業、中央公民館耐震化事業などのハード事業にも取り組んでまいります。

議決いただいた予算は、本来の目的が達成できるよう、経済的かつ適正な執行に努めてまいります。

また、一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は、真摯に受けとめまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

結びになりますが、議員各位におかれましては、年度末で忙しくなる時期、そして春作業等の準備に追われ体の負担が多くなる季節となります。健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。10日間、ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、会議を閉じます。平成29年第1回舟形町議会定例会を閉会いたします。10日間にわたる慎重審議、ご苦労さまでございました。

午後2時25分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 欽 太

署 名 議 員 伊 藤 欽 一

署 名 議 員 佐 藤 勇